

河津町第5次総合計画

令和3年度～令和12年度（2021年度～2030年度）



住みたい・来たいまち 河津

～ 自然、文化 そして 笑顔があふれる 河津桜の里 ～

河 津 町
令和3年3月

河津町第5次総合計画

住みたい
来たいまち
河津

A low-angle photograph looking up at a large, mature cherry blossom tree in full bloom. The branches are thick and dark, spreading out to fill the upper two-thirds of the frame with a dense canopy of bright pink flowers. The sky is a clear, bright blue, visible through the gaps in the blossoms. In the lower third of the image, a field of tall, green-stemmed yellow flowers, likely rapeseed, is in bloom, their bright yellow heads contrasting sharply with the pink above. The overall atmosphere is one of a beautiful spring day.

～自然、文化 そして

笑顔があふれる 河津桜の里～



ごあいさつ

本町では、『河津町第4次総合計画』を平成23年3月に策定し、「人と地域、自然と文化 “夢あふれるまち 河津”」を目指して、様々な施策を推進してまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化の急速な進展、高度情報化とグローバル化のさらなる進展、地域間競争の激化、異常気象による災害の発生や新型コロナウイルスの世界的流行など、地方自治体は、様々な時代の潮流の中にいて、今後のまちづくりを進めていく上で大きな転換期を迎えようとしています。

このような中、令和の時代に入り、今後10年間のまちの指針を定めた『河津町第5次総合計画』を策定いたしました。

本計画では、「住みたい・来たいまち 河津」を将来像とし、6つの基本目標の下、“自然、文化 そして笑顔があふれる 河津桜の里”の実現を目指します。

また、本計画では、世界共通の目標であるSDGsの17の目標と施策を関連づけており、総合計画とSDGsの達成に向けた取り組みの一体的な推進を図ってまいります。

本計画の策定にあたり、町民アンケート等で貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの町民の皆様をはじめ、本計画の策定にご協力いただきました河津町総合開発審議会委員並びに町議会議員の皆様にご心より御礼申し上げます。

河津町を訪れた人々がまた河津町にきたいと感じ、町民の皆さんが今後も河津町に住み続けたい、河津町に住むことに幸せを感じることができるよう、そして、次代を担う子どもたちに自信と誇りを持って引き継ぐことができるよう、町民の皆さまと一緒に新しい時代を創ってまいります。

令和3年3月

河津町長 岸 重宏

～ 目 次 ～

第1編 序論	1
第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 総合計画の位置づけと役割	2
第3節 計画の構成と期間	2
第4節 時代の潮流	3
第2章 河津町の現状	9
第1節 統計からみる河津町の現状	9
第2節 町民まちづくり意向調査等からみる河津町の現状	18
第3節 第5次総合計画における重点課題	28
第2編 基本構想	31
第1章 基本理念と将来像	31
第1節 基本理念	31
第2節 町の将来像	31
第2章 計画の重点指標	32
第3章 土地利用構想	34
第1節 土地利用の基本方針	34
第2節 地域別の土地利用方針	34
第4章 施策の大綱	36
第3編 基本計画	39
第1章 地域資源を活かし、魅力と活力あふれるまちづくり	39
1 観光・交流の振興	39
2 農林漁業の振興	43
3 商工業の振興	46
4 特長を生かした新たな産業の創出と地域の活性化	48
5 雇用・就労の促進	50

第2章 健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり	52
1 子育て支援の推進	52
2 高齢者福祉の推進	54
3 障がい児者福祉の推進	56
4 地域福祉の推進	58
5 健康づくり・医療体制の充実	60
6 社会保障の充実	63
第3章 郷土を愛し、心豊かな人を育てるまちづくり	65
1 幼児・学校教育の充実	65
2 生涯学習・社会教育の充実	68
3 生涯スポーツの振興	70
4 青少年の健全育成	72
5 地域文化の継承と創造	73
第4章 豊かな自然と共生し、快適で利便性のあるまちづくり	75
1 土地利用・居住環境の整備	75
2 道路ネットワークの整備	78
3 公共交通網の充実	80
4 自然環境の保全	82
第5章 だれもが住みよく、安心・安全に暮らせるまちづくり	84
1 防災・消防・救急対策の充実	84
2 防犯・交通安全・消費者対策の充実	88
3 生活環境の整備	90
4 上水道の維持・管理及び安定した公営企業会計運営	92
第6章 情報共有で、住民と行政が協働するまちづくり	94
1 コミュニティ活動の促進	94
2 移住・定住の促進	96
3 広報広聴の推進	98
4 町民と行政の協働	100
5 行財政改革・広域連携の推進	102
資料編	105
河津町総合開発審議会規則	105
河津町総合開発審議会委員	106
答申	107
河津町第5次総合計画策定経過	108



第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

- 第1節 計画策定の目的
- 第2節 総合計画の位置づけと役割
- 第3節 計画の構成と期間
- 第4節 時代の潮流

第2章 河津町の現状

- 第1節 統計からみる河津町の現状
- 第2節 町民まちづくり意向調査等からみる河津町の現状
- 第3節 第5次総合計画における重点課題



第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

河津町では、これまで平成23年度から令和2年度を計画年度とする「河津町第4次総合計画」に沿って、町政運営を行ってきました。この計画期間中に、平成の時代から令和という新しい時代を迎えましたが、依然として全国的に少子高齢化・人口減少といった大きな社会問題が進行しています。

本町においても、現役世代や子ども人口の減少に伴って高齢化が進行し、平成29年には高齢化率が40%台に達しました。このまま若い世代が不足している状態が続けば、地域経済や福祉等の分野においても健全な町政を継続することも難しくなります。

そのため、この総合計画の見直しの機会に際し、本町の置かれた状況を再度整理し、現状や社会情勢を踏まえた町として目指す姿を明らかにし、改めて今後の町政運営の指針となる「河津町第5次総合計画」を策定することとしました。

本町の特性としては、多くの高齢者が居住しているのと同時に、町内に長く居住している方も多く、町民同士のつながりが強固であることがあります。河津桜をはじめとする豊富な自然資源は町民共通の誇りであり、その自然資源を活かして作られるわさびをはじめとする農作物は、町の名産品として広く知られています。また、河津桜まつりは、県内外はもちろん、海外からも多くの観光客が訪れる機会であり、観光業が盛んな本町にとっての主要なイベントとして例年大いに盛り上がりをみせています。

今後もこれらの特性を活かし、町内に居住している町民が安全・安心で住みやすい町となるよう、また、いつまでも自然豊かな町であり続けられるよう、町民の声に耳を傾けた町政運営を重点的に進めていくこととします。さらに、主産業である観光業を活性化するために、河津桜まつり以外でも継続して観光客を呼び込むことができるよう、町民と共に創意工夫して観光を盛り上げていきます。その結果として、町の住みやすさや魅力・知名度が向上し、交流人口の増加につながることを目指します。

第2節 総合計画の位置づけと役割

河津町総合計画は、本町における最上位計画です。本町が10年後、また、その先にどのような町でありたいかを目指す姿を明確にし、その姿の実現のために必要な施策や取り組みについて総合的に定めたもので、今後のまちづくりの中長期的な指針となるものです。

また、町政における各分野が一体となってまちづくりを行っていけるよう、個別計画策定時には、本計画との整合が図られることとなります。

第3節 計画の構成と期間

河津町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。

①基本構想（令和3年度～令和12年度の10年間）

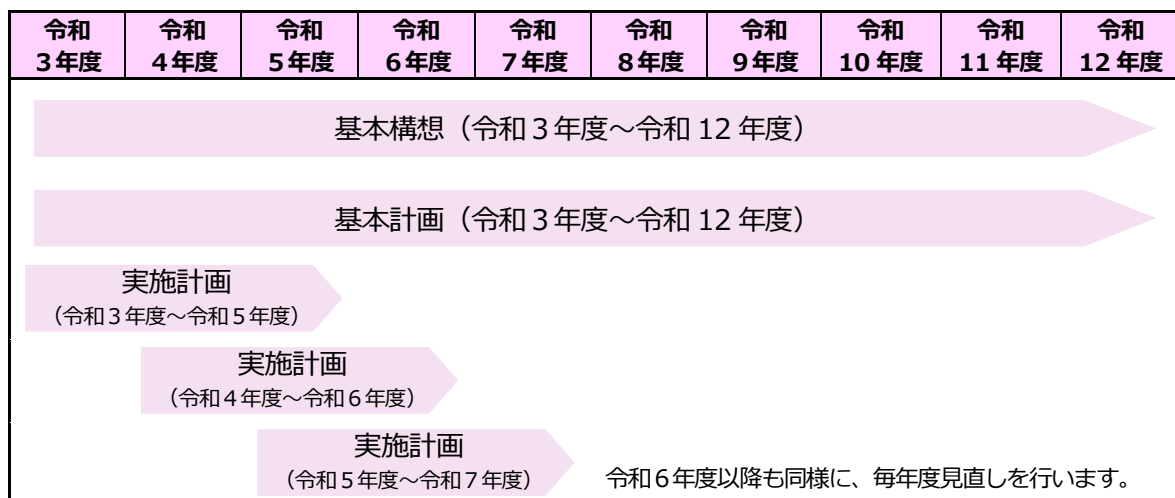
本町が将来的に目指す姿を明らかにし、その姿の実現に向けて町として進むべき基本的な方向性を示します。

②基本計画（令和3年度～令和12年度の10年間）

本町が目指す姿の実現をより現実的なものとするため、基本構想に定めた基本的な方向性に沿って、産業や福祉、防災等の分野ごとに課題や目標、施策等を示します。

③実施計画（令和3年度から3年間を計画期間とし、毎年見直す）

基本計画に定めた施策を、毎年度の予算と連動させ、どのように実施していくかを示します。計画期間は3年間ですが、ローリング方式により毎年度見直しを行います。





第4節 時代の潮流

(1) 少子高齢化と人口減少の継続

日本は、平均寿命 80 歳を超える長寿大国です。国が人生 100 年時代を見据えて動き出したように、まだしばらくは平均寿命が延び、高齢者が増加すると想定されています。

以前より、高齢者の増加に関する問題として高齢者を支える基盤が揺らぐこと等が挙げられており、対策が急務とされてきました。近年では、その対策の1つとして、健康寿命^{※1}に注目が集まっています。平均寿命と健康寿命の差（介護等が必要となる期間）を短くすることで、高齢者を支える基盤を維持していくことが目的です。

一方で、生まれてくる子どもの数は依然として減少傾向にあります。価値観の多様化や男女共同参画意識の醸成等を背景として、早くに結婚して子どもを産み育てるという生き方だけでなく、個人が選んだ生き方が尊重されるようになってきたことが原因の一つだとされています。他にも、子育て支援の不足や経済的困窮、晩婚化による産む子どもの数の減少、未婚率の上昇、不安定な社会情勢等、様々な原因があり、少子化の解決には多方面からのアプローチが必要となります。

人口の減少による影響は、経済規模の縮小や社会保障のための負担増、医療や福祉等のサービスの不足、財政の悪化等が予想されていることから、人口減少の食い止めや減少幅の縮小等に向けた取り組みは引き続き継続していかねばなりません。

(2) ライフスタイルや働き方の多様化

ひと昔前の男性は外に出て仕事、女性は家で家事・育児という性別で役割を分担する考え方は大きく変化し、現在においては、ワーク・ライフ・バランス^{※2}が実現できる社会を目指し、男女ともに家庭や育児等の状況に応じた多様なライフスタイルや働き方が尊重されるようになってきました。また、国も「ニッポン一億総活躍プラン」の1つの柱として働き方改革を進めており、長時間労働の是正や休暇の取得のしやすさ、雇用形態による不公正な待遇の改善等の取り組みを行っています。さらに、新型コロナウイルスによる外出自粛の影響で広く浸透したテレワーク^{※3}等は、働き方の新しいスタイルとして、今後もさらに推進されていくと思われます。

※1 健康寿命 … 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことで、平均寿命から日常生活に制限のある期間を除いたもの

※2 ワーク・ライフ・バランス … 生活と仕事の調和のことで、働く人が仕事上の責任を果たそうとすると、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことに取り組めなくなるのではなく、両者を実現できる状態のこと。子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習などの幅広い活動を含む。

※3 テレワーク … 「tele = 離れた所」と「work = 働く」の二つの言葉を組み合わせた造語で、「離れたところで働く」という意味

(3) 安全・安心な暮らしへの対応

全国的に猛威を奮う自然災害により、大きな被害が発生することが増加しています。特にここ数年は、地震だけでなく、豪雨や台風による土砂崩れや水害による被害が多くなっています。自然災害を完璧に防ぐことは難しいため、居住地等に被害が想定される場合には事前に安全な場所に避難することが重要ですが、実際に避難する人は少数に限られている現状があります。内閣府による避難勧告等に関するガイドラインが平成 31 年に改正されたことにより、居住者等がとるべき行動等を示した新たな警戒レベル（5 段階）が用いられるようになったり、メディアによる避難の呼びかけが強い口調へと変わったりする等、避難を促す動きは広まりつつありますが、当事者の減災に対する意識の向上と行動への取り組みは早急に実施していく必要があります。

また、令和元年末から、世界的に新型コロナウイルスが広まっています。未知のウイルスで特効薬やワクチンはまだ存在しないことから、外出自粛や他者との接触を減らして感染者の減少を図る等、新しい生活様式^{※1}の浸透は欠かせません。一方で、この外出自粛等による経済活動、特に観光業への影響は見通せない状況にあります。

他にも、いじめや虐待、ハラスメント^{※2}の問題、SNS^{※3}を介した犯罪、高齢者を狙った詐欺等も、住民の暮らしを脅かすものです。また、高度成長期以降に建設された道路や橋等の老朽化が進んでいることから、適切なメンテナンスをしなければ、陥没や倒壊等を起こし、利用者の命に関わることにともなり得ます。

このように、安全・安心といっても生活の全てをカバーするほど、広い視野が必要です。

(4) 環境保全への意識向上

地球温暖化や海洋汚染、生態系の損失等、人間の経済活動等がもたらした環境問題は数多く存在します。中でも、地球温暖化を 1 つの原因とする気候変動は、近年の台風や豪雨の多さと関係しており、世界規模での課題となっています。地球温暖化を少しでも穏やかにするための二酸化炭素の排出削減に向けた取り組みは以前よりも進められてきましたが、プラスチックゴミの減量を目指し、令和 2 年 7 月からは小売業においてレジ袋の有料化が始まり、マイバッグ（エコバッグ）の利用が推進されるようになりました。

また、平成 23 年の東日本大震災の原発事故をきっかけにエネルギー問題への関心が高まっており、温室効果ガスを排出する火力発電や原子力発電から太陽光発電や風力発電等への再生可能エネルギーへの転換が期待されています。

※1 新しい生活様式 … 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を、「新しい生活様式」として国が定めている。

※2 ハラスメント … 相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせることであり、「嫌がらせ」のこと

※3 SNS … Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス



(5) ICT^{※1}（情報通信技術）の発展

ICTの発展は、利用者が小さな端末で即座に情報をやり取りすることを可能としたスマートフォンやタブレット端末の開発に大いに貢献しています。それまでの携帯電話よりも機能性や利便性が高いことから、現在では若年層から高齢層まで広く普及しています。一方で、その身近さゆえに子どもや高齢者がSNSやメール等を通して犯罪に巻き込まれるケースが増えたり、SNS上での匿名の誹謗中傷や不適切投稿が大きな問題となったり、利用者のネットリテラシー^{※2}の低さが今後の課題となっています。

また、ICTは、労働効率の改善や労働者負担の軽減、テレワーク等の多様な働き方の実現における役割も非常に大きいです。さらに、IoT^{※3}やビッグデータ^{※4}、AI^{※5}等を利用したシステムは、日常的に使われ始めるようになりました。これらの技術は、これから医療や介護、製造等の様々な分野において活躍の場を広げていくと思われます。

(6) インバウンド^{※6}による観光業の進展

日本政府観光局によると、年間訪日外国人は平成25年に1千万人、平成28年に2千万人、平成30年に3千万人を超えました。令和2年に予定されていた東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、観光業は訪日外国人の受入体制を整え、それに応えるように訪日外国人も順調に増えていました。

しかし、令和元年末から世界的に広まった新型コロナウイルスの影響により、感染拡大防止の観点から各国との行き来が制限されることとなりました。その結果、東京オリンピック・パラリンピックは延期となり、訪日外国人は大幅に減少してしまい、国内の観光業は大きなダメージを受けています。新型コロナウイルス収束後は、国内外の観光客に対して安心・安全を感じられる新たな価値が加わった観光業に取り組んでいく必要があります。

※1 ICT … Information and Communication Technology の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称

※2 ネットリテラシー … インターネット・リテラシーを短縮した言葉で、インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力

※3 IoT … Internet of Things の略で、インターネットを介して、離れたところにあるものを動かす技術、スマート家電のこと

※4 ビッグデータ … 従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群

※5 AI … Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと

※6 インバウンド … 主に日本の観光業界において「外国人の日本旅行(訪日旅行)」あるいは「訪日外国人観光客」のこと

（７）地域共生社会の実現

少子高齢化や人口減少、核家族化等を背景に、地域とのつながりが希薄となっている人々が増加し、地域住民同士が声を掛けて助け合うという習慣が少なくなりつつあります。同時に、高齢者を支える若い世代が減少するだけでなく、支援を必要としている方のニーズも細分化・複雑化していることから、公的な支援だけで全てのニーズをカバーすることが難しいのが現状です。そこで、国は再び地域における助け合いの体制整備に注力することにし、平成 28 年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。その後、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指していくことが示されました。

（８）地方創生の推進

東京圏に人口が密集する一方で、地方の小さな自治体は過疎問題に直面しています。そのため、国は平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持する地方創生に取り組むこととしました。これにより、地方自治体は、国の長期ビジョン及び総合戦略に沿って、「地方人口ビジョン」、「地方版総合戦略」の策定に努めることとなるとともに、人口割合の特性や公共交通機関や医療・福祉サービス等の生活環境の特性等を十分考慮し、地域の状況に見合った移住者支援や少子化対策を推進していくことが求められるようになりました。

（９）持続可能な開発目標（^{エス・ディー・ジーズ}SDGs）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択され、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継にあたる目標です。これは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、17 のゴール・169 のターゲット・232 の指標で構成されています。

日本もこの目標に積極的に取り組んでおり、平成 28 年 12 月には取り組みの柱として 8 分野の優先課題と具体的な施策（SDGsアクションプラン）を定め、地方自治体にも積極的な取り組みを呼び掛けています。



【SDGsとの連携】

本計画の第3編 基本計画で掲げる主な施策を、国際目標であるSDGsと関連づけることで、町民・地域団体・事業者・行政など、様々な立場の人が相互に連携し、各分野における持続可能なまちづくりの取り組みの推進につながっていくことが期待されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【17 ゴールの詳細】

目標1（貧困）	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（健康・福祉）	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長・雇用）	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。
目標9（インフラ・技術革新）	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（まちづくり）	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（生産と消費）	つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和と公正）	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（パートナーシップ）	パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

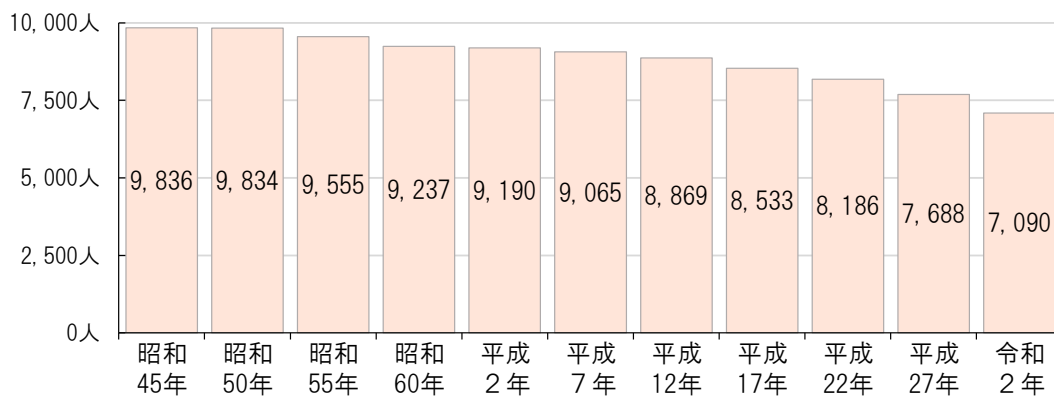


第2章 河津町の現状

第1節 統計からみる河津町の現状

(1) 人口動態

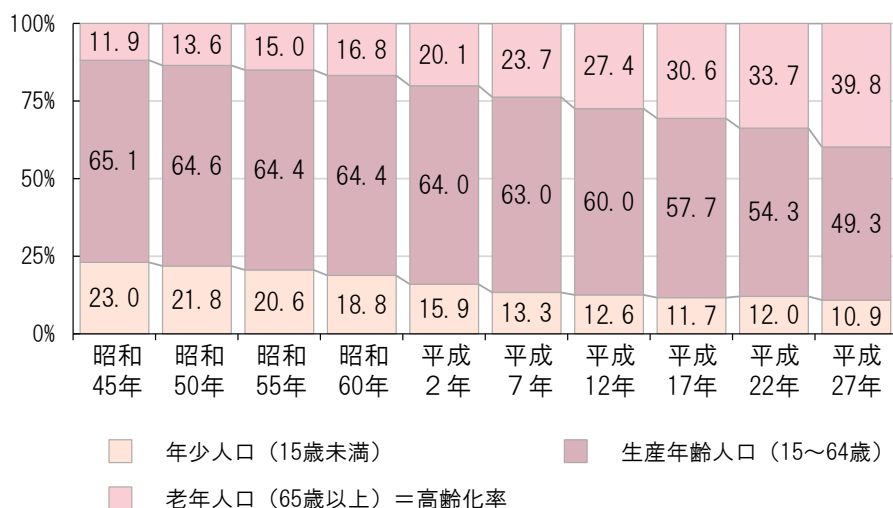
1. 人口の推移



資料：住民基本台帳

河津町は、昭和33年9月、総人口10,454人で誕生しました。その後は人口が増加した年もあるものの、全体的には総人口は減少傾向が続いており、この50年で2,746人減少しています。

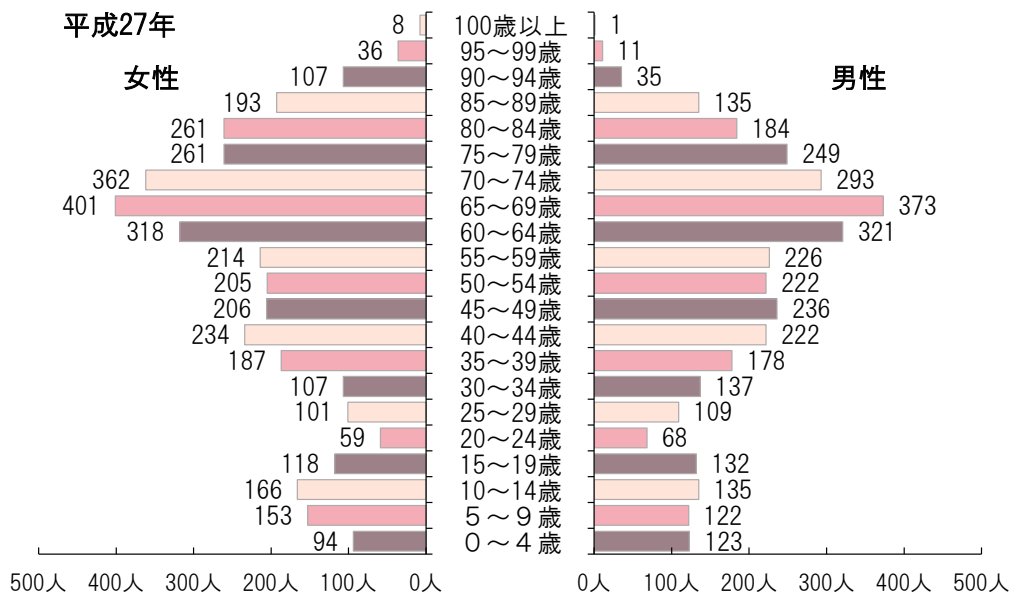
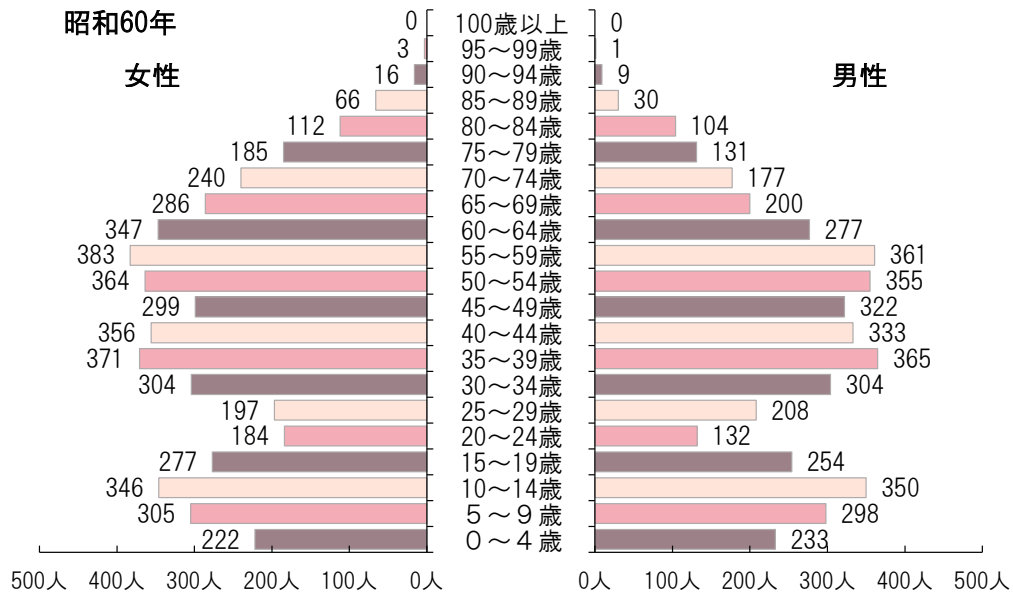
2. 年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

国勢調査結果による年齢3区分別の人口割合は、年少人口・生産年齢人口の割合は減少し、老年人口の割合は増加しています。直近の平成27年の高齢化率は39.8%となっています。

3. 人口ピラミッド



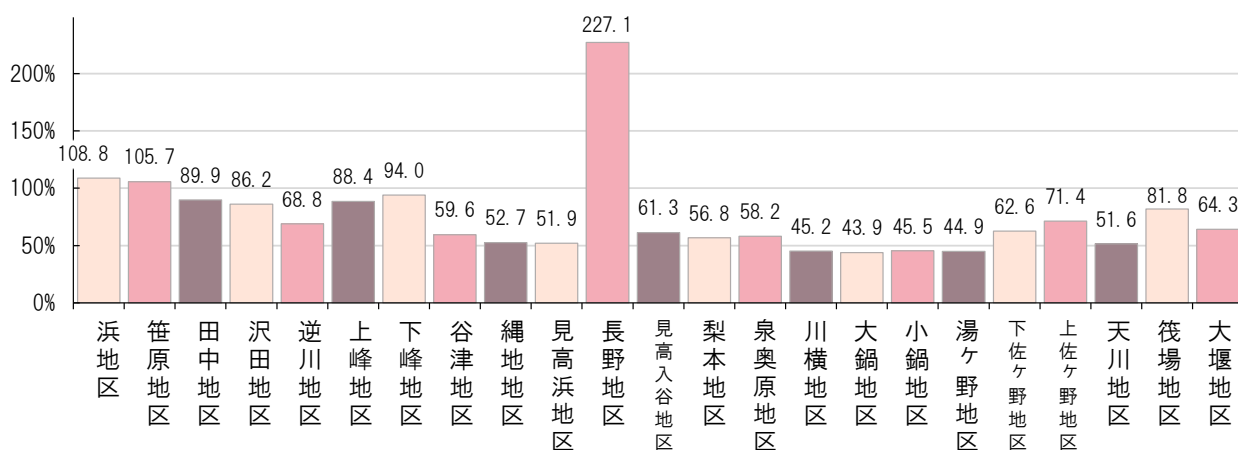
資料：国勢調査

昭和60年と平成27年の30年間における性別・年齢5歳区分別人口を比較すると、明らかに人口ピラミッドの形状が異なることがわかります。昭和60年では“55～59歳”、“35～39歳”、“10～14歳”において、男女とも人口のピークがみられますが、平成27年では“65～69歳”のピークのみと、特に若い年齢層において人口が少なくなっています。



4. 昭和54年を基準とした地区別人口

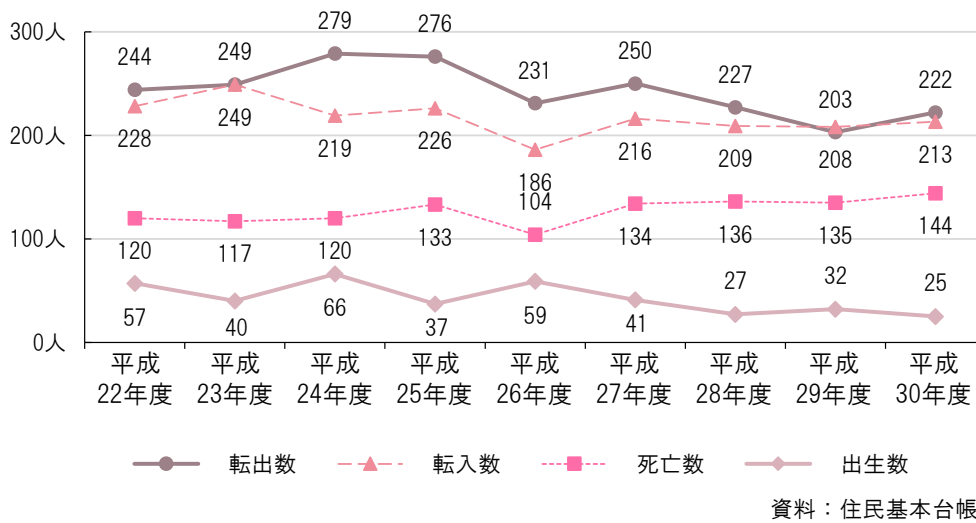
	昭和54年	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	9,596	9,190	8,869	8,186	7,660	7,543	7,416	7,295	7,181
浜地区	751	690	870	916	828	842	841	821	817
笹原地区	592	593	601	750	692	675	658	643	626
田中地区	542	523	512	542	517	498	502	489	487
沢田地区	253	231	225	211	230	224	220	223	218
逆川地区	199	182	153	143	144	141	144	140	137
上峰地区	345	328	363	302	311	320	311	308	305
下峰地区	766	864	802	747	761	744	728	718	720
谷津地区	1,108	922	806	727	673	670	659	669	660
縄地地区	450	414	394	298	279	270	259	254	237
見高浜地区	1,015	872	762	648	598	570	558	547	527
長野地区	229	390	516	536	519	514	507	504	520
見高入谷地区	473	442	410	345	309	302	301	292	290
梨本地区	308	295	257	215	191	194	201	192	175
泉奥原地区	201	178	185	148	130	124	121	119	117
川横地区	290	239	186	169	154	148	148	143	131
大鍋地区	230	217	187	137	114	111	107	102	101
小鍋地区	191	184	157	118	97	96	89	87	87
湯ヶ野地区	408	363	297	224	202	203	198	192	183
下佐ヶ野地区	487	504	453	388	332	331	318	316	305
上佐ヶ野地区	283	263	256	216	225	220	206	199	202
天川地区	93	66	64	61	54	53	51	49	48
筏場地区	242	277	270	236	203	200	198	196	198
大堰地区	140	153	143	109	97	93	91	92	90
外国人					28	35	39	44	51



資料：地区別世帯数人口集計表（4月1日時点）

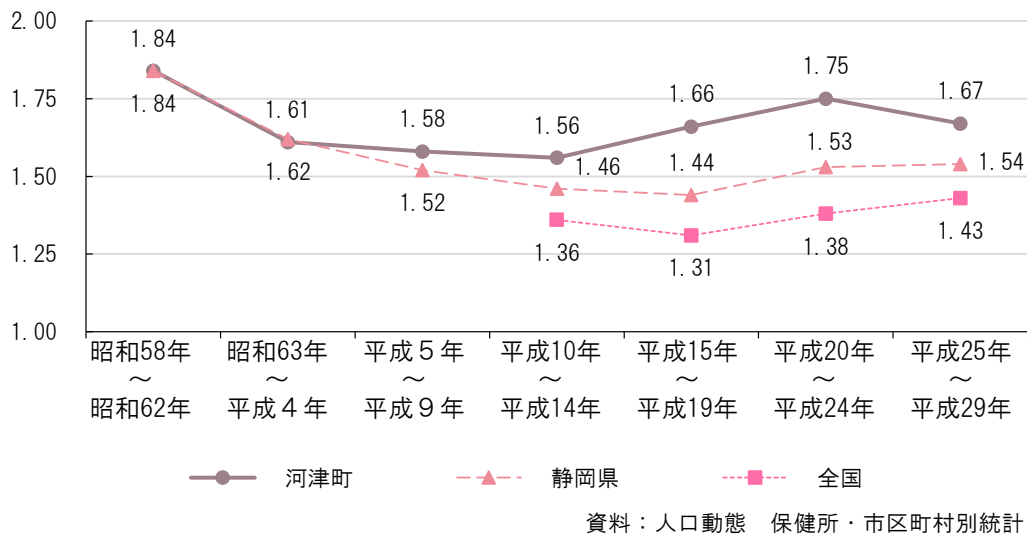
新たに長野地区が加わり、現在の23行政区となった昭和54年の人口を基準（100.0%）とした地区別の人口の推移をみると、大半の地区で人口が減少している中、浜地区・笹原地区・長野地区の3地区は増加しています。一方、減少幅が大きいのは、川横地区・大鍋地区・小鍋地区・湯ヶ野地区の4地区で、昭和54年の半分以上の人口となっています。

5. 出生数・死亡数、転出数・転入数の推移



近年の自然動態（出生数・死亡数）と社会動態（転入数・転出数）は、社会動態については、転出数 > 転入数の状況が続いているものの、その差異は徐々に小さくなっている傾向がみられます。一方、自然動態については、死亡数 > 出生数の状況が続いており、その差異は若干大きくなっています。

6. 合計特殊出生率※1の推移

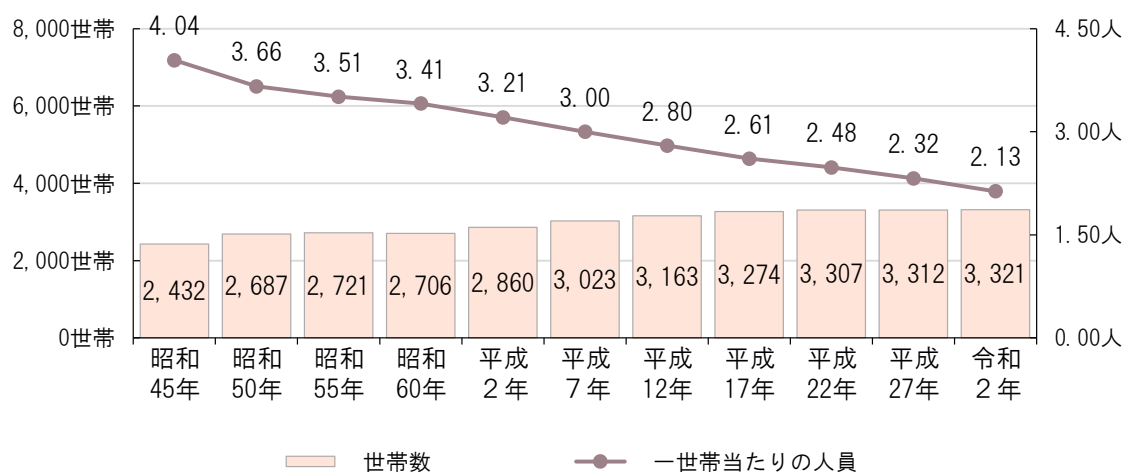


合計特殊出生率は、昭和58年～平成4年頃には静岡県と類似した傾向にあったものの、その後は静岡県を上回る水準で推移しています。

※1 合計特殊出生率 … その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。



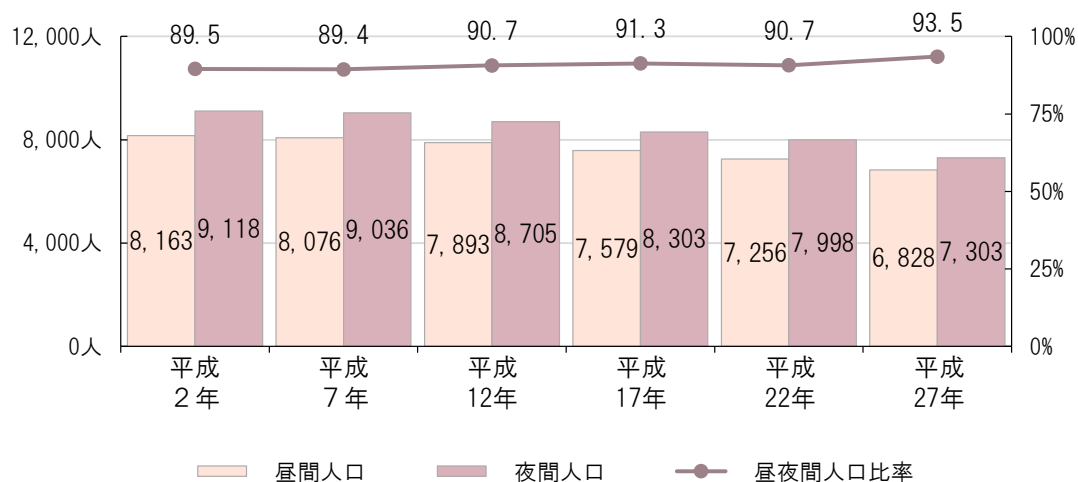
7. 世帯数・一世帯当たりの人員の推移



資料：住民基本台帳

世帯数は微増傾向にありましたが、近年では3,300世帯台で推移しています。また、一世帯当たりの人員は減少しており、令和2年では2.13人と、この50年で概ね半分程度となっています。

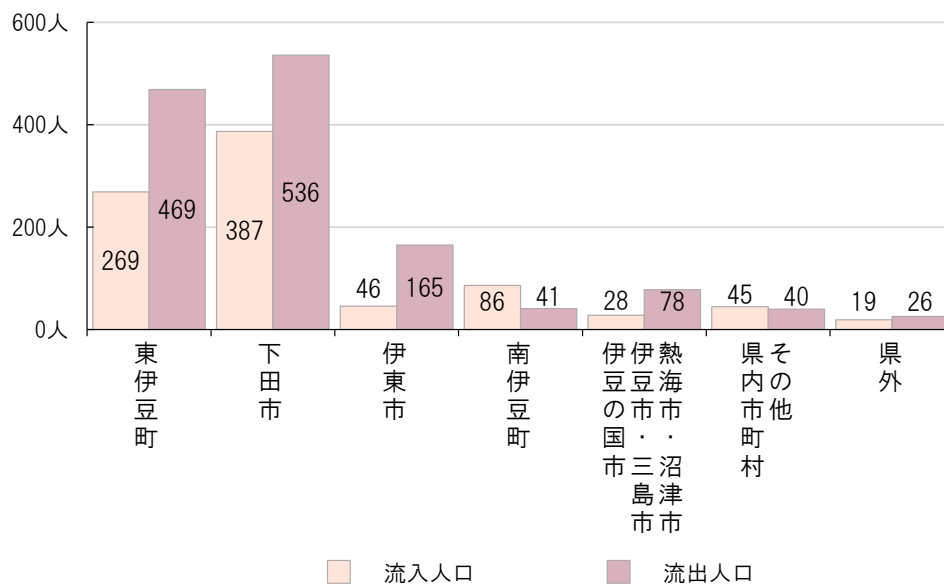
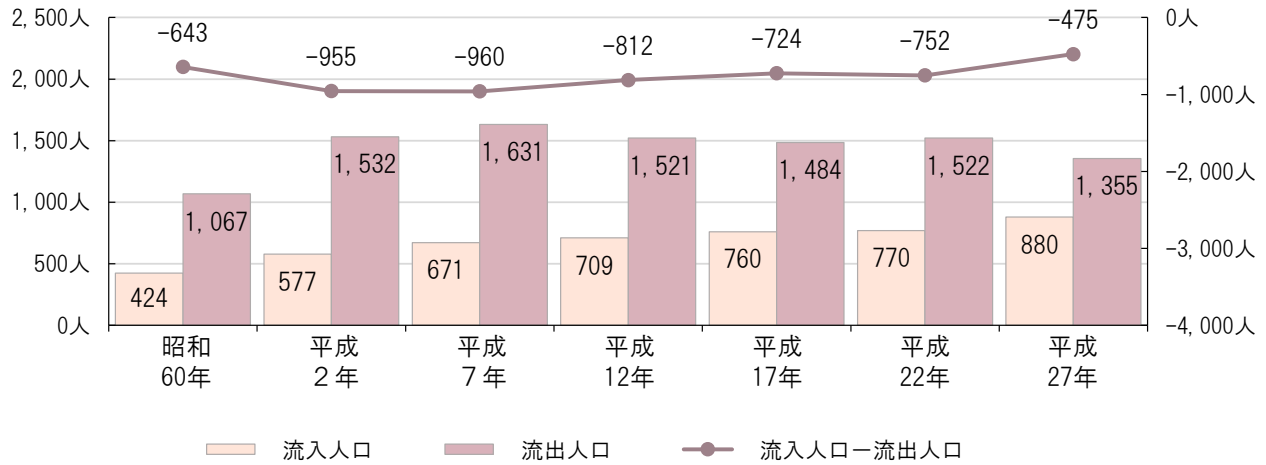
8. 昼間人口と夜間人口の推移



資料：国勢調査

昼間の人口と夜間の人口を比較すると、昼間人口よりも夜間人口の方が多く、町外に通勤・通学している人が多いことがわかります。また、総人口の減少に伴い、昼間人口、夜間人口ともに減少傾向にありますが、昼夜間人口比率は微増傾向で、日中も町内で仕事等の活動を行っている割合が増加傾向にあることがうかがえます。

9. 通勤・通学の流出入人口の推移

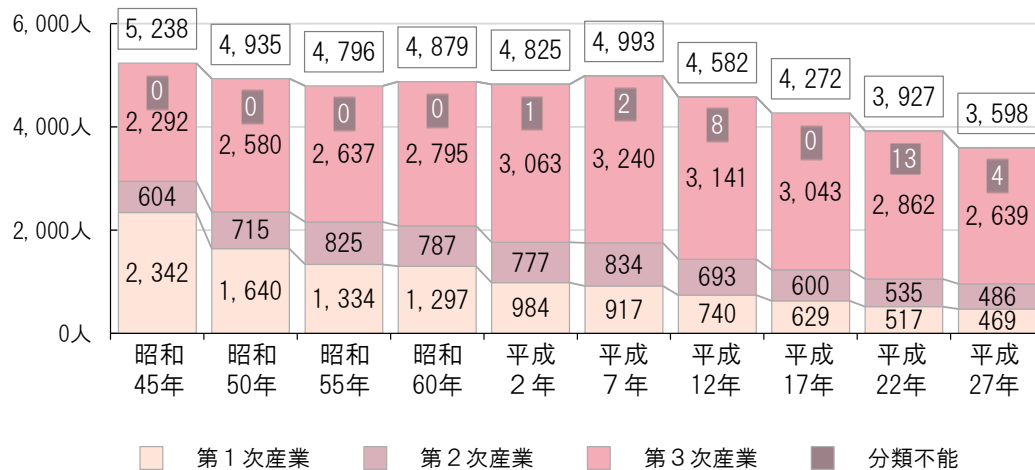


通勤・通学における流出入人口は、流出人口の方が流入人口よりも多い状況が続いていますが、町外への流出人口は概ね微減傾向であるのに対し、本町への流入人口は増加傾向であるため、その差は小さくなっています。また、主な流出先・流入先は、ともに東伊豆町と下田市が多くなっています。



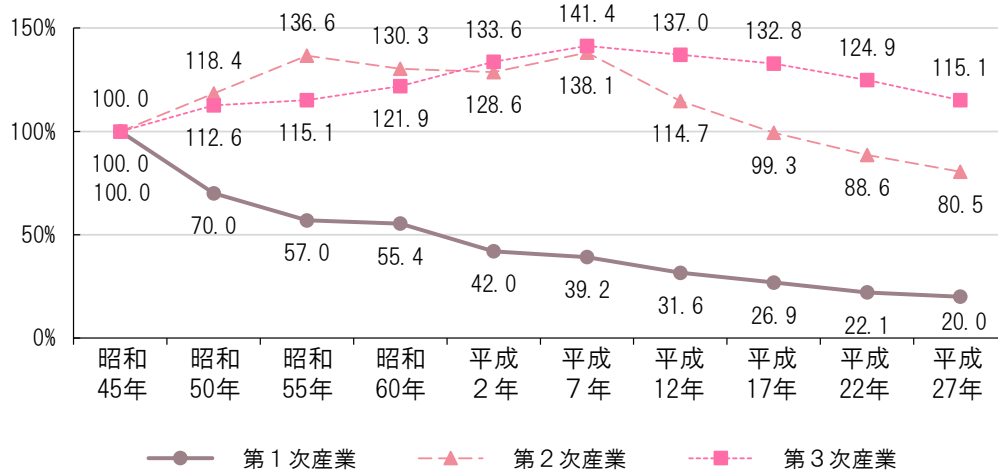
(2) 産業

1. 産業別就業人口の推移



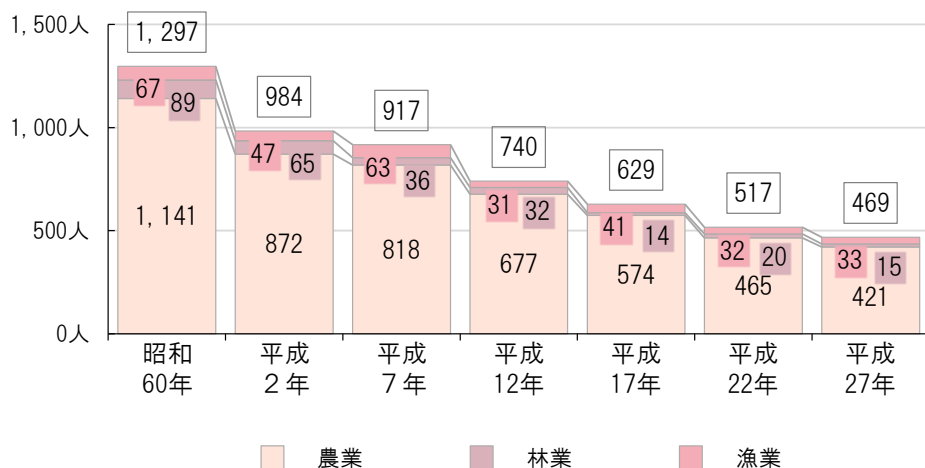
国勢調査による産業別人口は、平成7年を除き、毎回減少しており、直近の平成27年では就業者総数は3,598人、第1次産業は469人（13.0%）、第2次産業は486人（13.5%）、第3次産業は2,639人（73.3%）となっています。

2. 昭和45年を基準とした産業別就業人口の推移



昭和45年の就業人口を基準（100.0%）とした産業別人口は、第1次産業は減少の一途で、第2次産業においては平成7年まで増減を繰り返していましたが、それ以降は減少傾向に、また、第3次産業は、平成7年をピークに減少傾向に転じています。

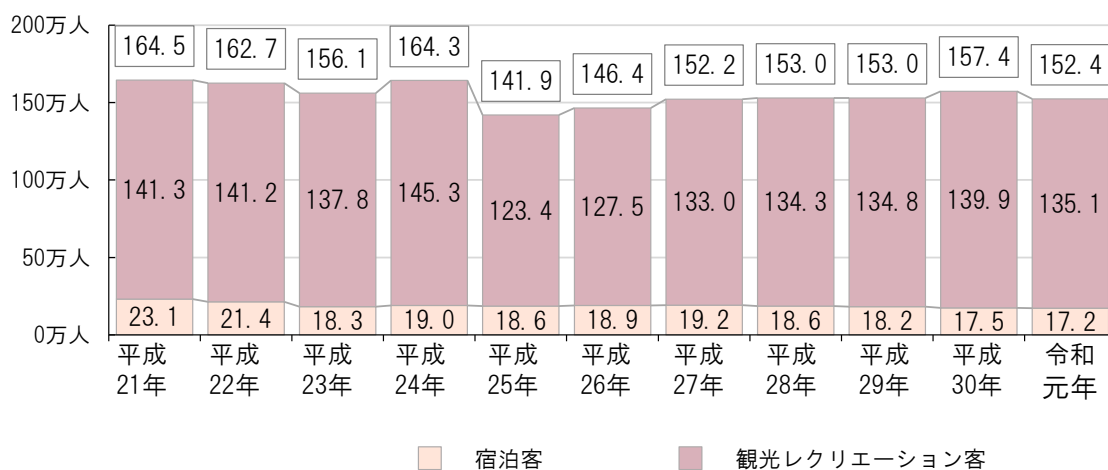
3. 農林漁業従事者の推移



資料：国勢調査

農林漁業従事者は、第1次産業の大半を占めている“農業”従事者の急激な減少により、直近の平成27年の従事者総数は469人と、この30年間で半分以下まで減少しています。後継者不足や従事者の高齢化等が背景にうかがえます。

4. 交流人口の推移



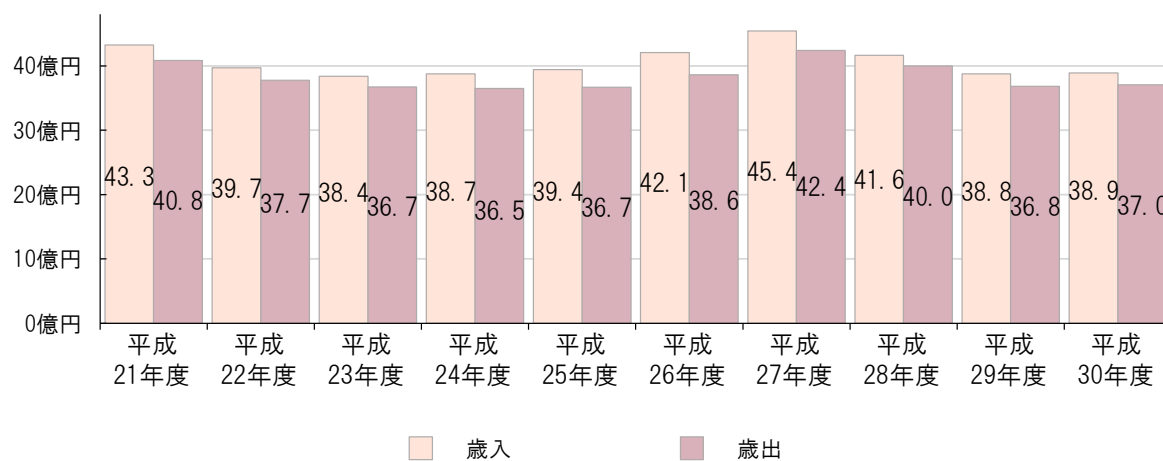
資料：静岡県観光交流の動向

町内の観光交流客（宿泊客＋観光レクリエーション客）は、年によって増減がみられるものの、平成26年以降は微増傾向にあり、平成30年には157.4万人、令和元年はやや減少に転じ、152.4万人となっています。内訳でみると、平成28年以降、宿泊客の減少が続いています。



(3) 財政

1. 歳入・歳出の推移



資料：河津町町政要覧

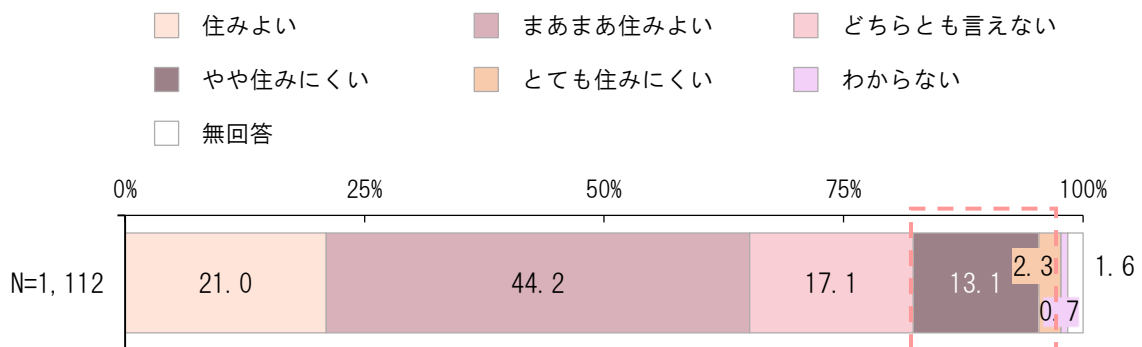
この10年程度の町の財政は、歳入・歳出ともに30億円台後半から40億円台の横ばいで、毎年度2億円程度の歳入残で推移しています。



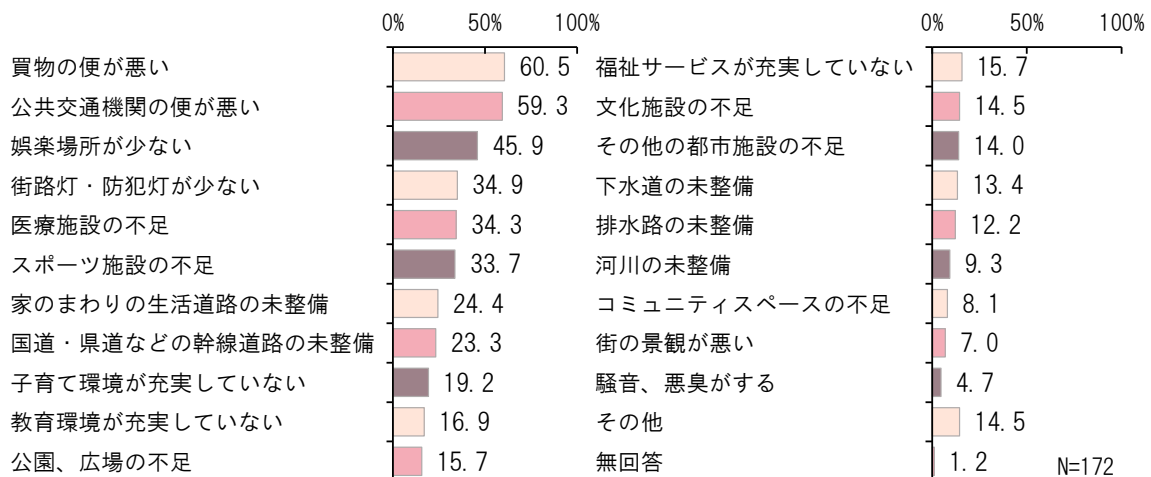
第2節 町民まちづくり意向調査等からみる河津町の現状

これからのまちづくりに対する町民意向等を把握するため、町内在住の15歳以上男女から無作為に2,000人を対象に郵送法でアンケート調査を実施しました（有効回収数1,112票、有効回収率55.6%）。その主要な回答結果は、以下のとおりとなっています。なお、グラフのNは、各設問に対する回答母数を表しています。

1. 河津町は住みよいか



住みにくいと思う理由

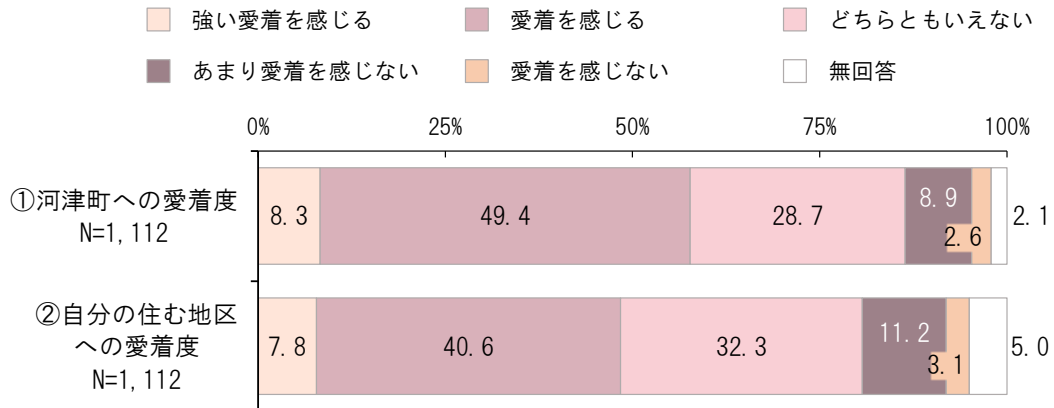


河津町は住みよいかでは、「まあまあ住みよい」44.2%が最も多く、以下「住みよい」21.0%、「どちらとも言えない」17.1%、「やや住みにくい」13.1%、「とても住みにくい」2.3%となっています。

「住みよい」と「まあまあ住みよい」を合わせた『住みよい』は65.1%、「やや住みにくい」と「とても住みにくい」を合わせた『住みにくい』は15.5%となっています。また、『住みにくい』と回答した方の住みにくいと思う理由では、「買物の便が悪い」60.5%が最も多く、以下「公共交通機関の便が悪い」59.3%、「娱乐场所が少ない」45.9%となっています。



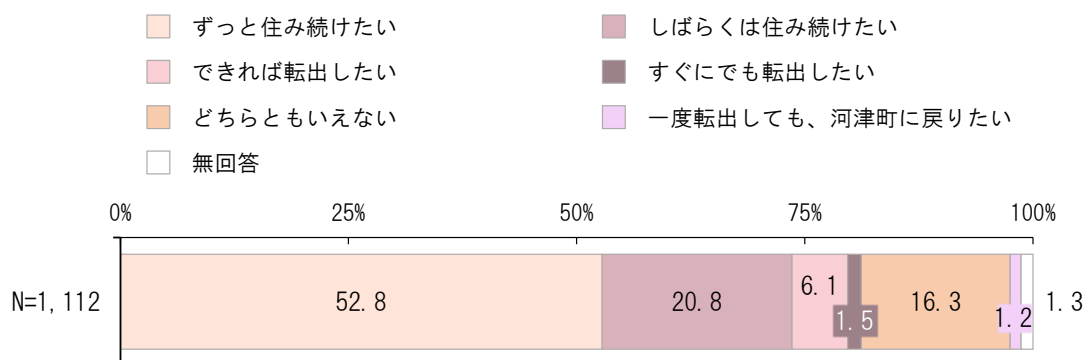
2. 河津町や地区への愛着度



①河津町への愛着度では、「愛着を感じる」49.4%が最も多く、以下「どちらともいえない」28.7%、「あまり愛着を感じない」8.9%、「強い愛着を感じる」8.3%、「愛着を感じない」2.6%となっています。

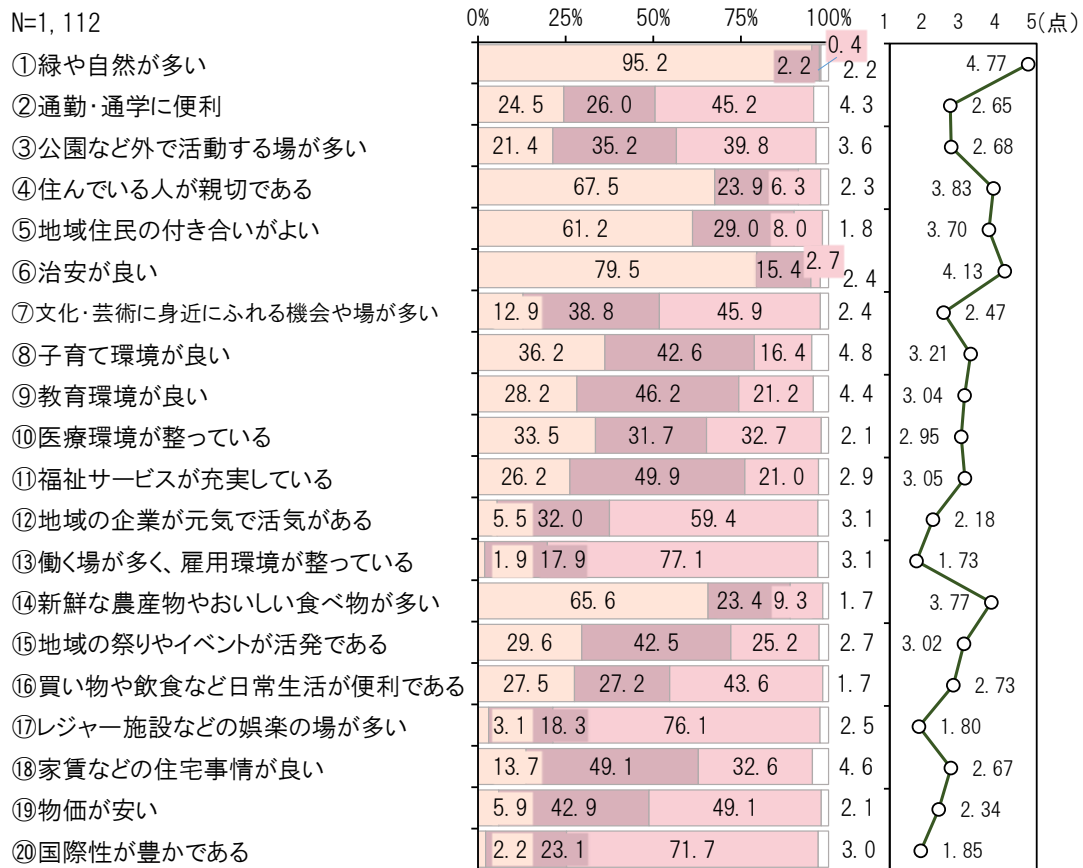
②自分の住む地区への愛着度では、「愛着を感じる」40.6%が最も多く、以下「どちらともいえない」32.3%、「あまり愛着を感じない」11.2%、「強い愛着を感じる」7.8%、「愛着を感じない」3.1%となっています。

3. 河津町居住継続意向



河津町居住継続意向では、「ずっと住み続けたい」52.8%が最も多く、以下「しばらくは住み続けたい」20.8%、「どちらともいえない」16.3%、「できれば転出したい」6.1%、「すぐにでも転出したい」1.5%となっています。

4. 河津町のイメージ



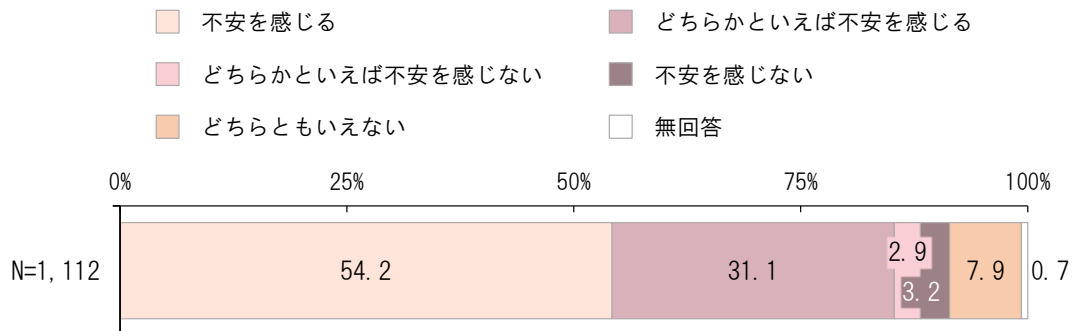
(加点方法) 『思う』 と思う：5点／どちらかといえば思う：4点
 どちらともいえない：3点
 『思わない』 どちらかといえば思わない：2点／そう思わない：1点

河津町のイメージで、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『思う』は、①緑や自然が多い 95.2% (平均 4.77 点) が最も多く、以下、⑥治安が良い 79.5% (平均 4.13 点)、④住んでいる人が親切である 67.5% (平均 3.83 点)、⑭新鮮な農産物やおいしい食べ物が多い 65.5% (平均 3.77 点)、⑤地域住民の付き合いがよい 61.2% (平均 3.70 点) となっています。

「どちらかといえば思わない」と「そう思わない」を合わせた『思わない』は、⑬働く場が多く、雇用環境が整っている 77.1% (平均 1.73 点) が最も多く、以下、⑰レジャー施設などの娯楽の場が多い 76.1% (平均 1.80 点)、⑳国際性が豊かである 71.7% (平均 1.85 点)、⑫地域の企業が元気で活気がある 59.4% (平均 2.18 点)、⑲物価が安い 49.1% (平均 2.34 点) となっています。

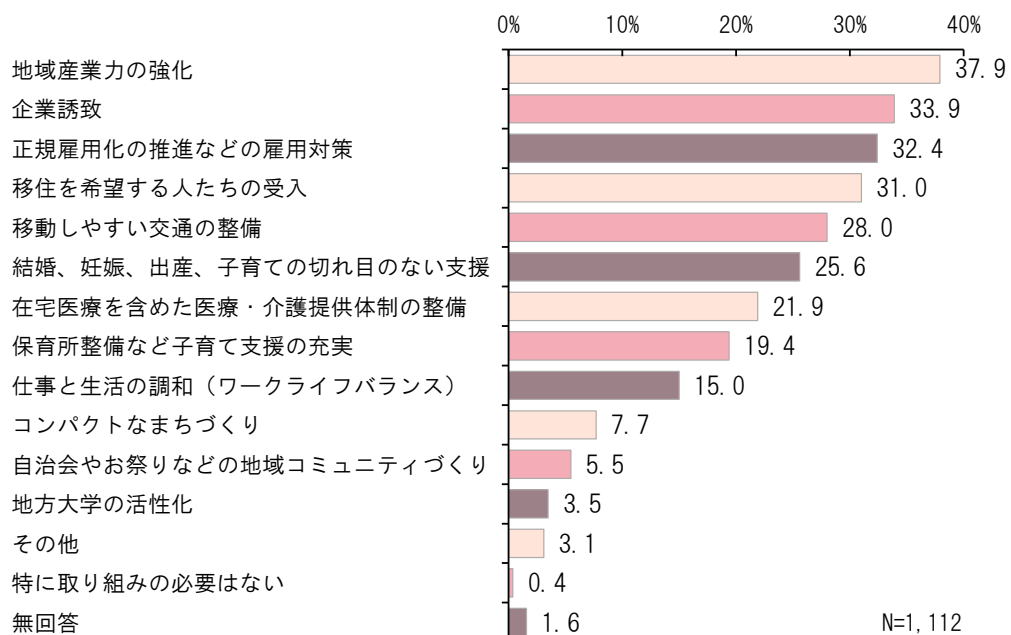


5. 人口減少が進んだ場合、将来に不安を感じるか



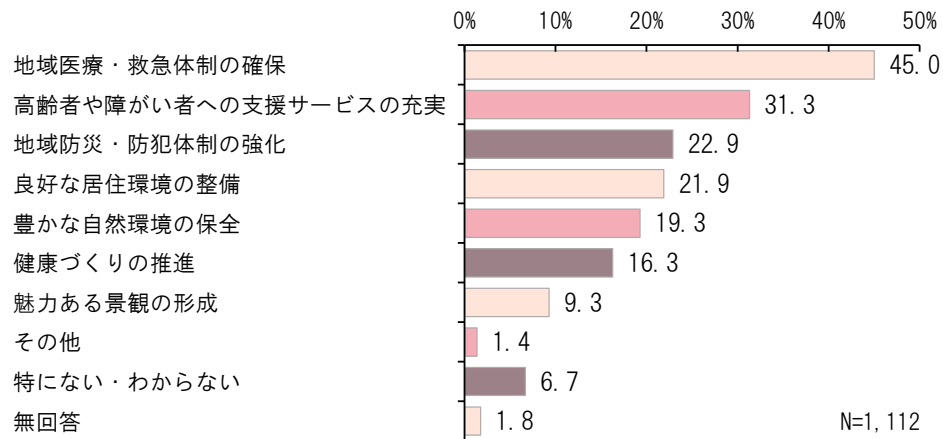
人口減少が進んだ場合、将来に不安を感じるかでは、「不安を感じる」54.2%が最も多く、以下「どちらかといえば不安を感じる」31.1%、「どちらともいえない」7.9%、「不安を感じない」3.2%、「どちらかといえば不安を感じない」2.9%となっています。

6. 人口減少問題対処のため力を入れるべき取り組み（複数回答可能：3つまで）



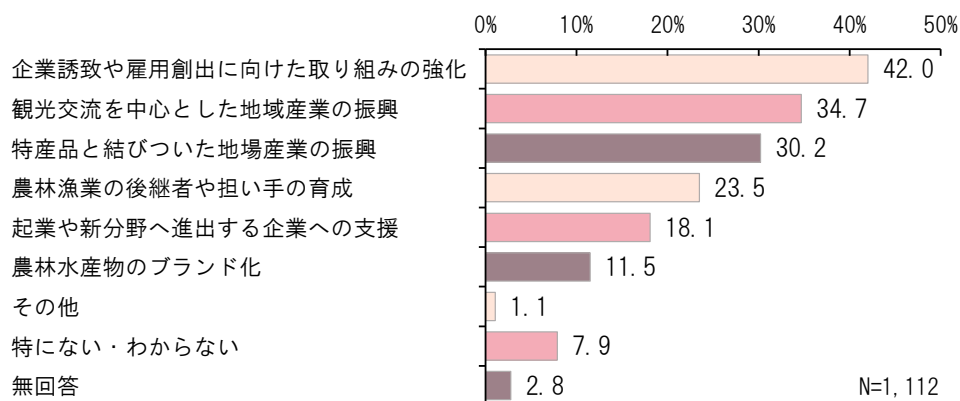
人口減少問題対処のため力を入れるべき取り組みでは、「地域産業力の強化」37.9%が最も多く、以下「企業誘致」33.9%、「正規雇用化の推進などの雇用対策」32.4%、「移住を希望する人たちの受入」31.0%、「移動しやすい交通の整備」28.0%となっています。

7. 安全で心地良い生活環境の創出のために重要な施策（複数回答可能：2つまで）



安全で心地良い生活環境の創出のために重要な施策では、「地域医療・救急体制の確保」45.0%が最も多く、以下「高齢者や障がい者への支援サービスの充実」31.3%、「地域防災・防犯体制の強化」22.9%となっています。

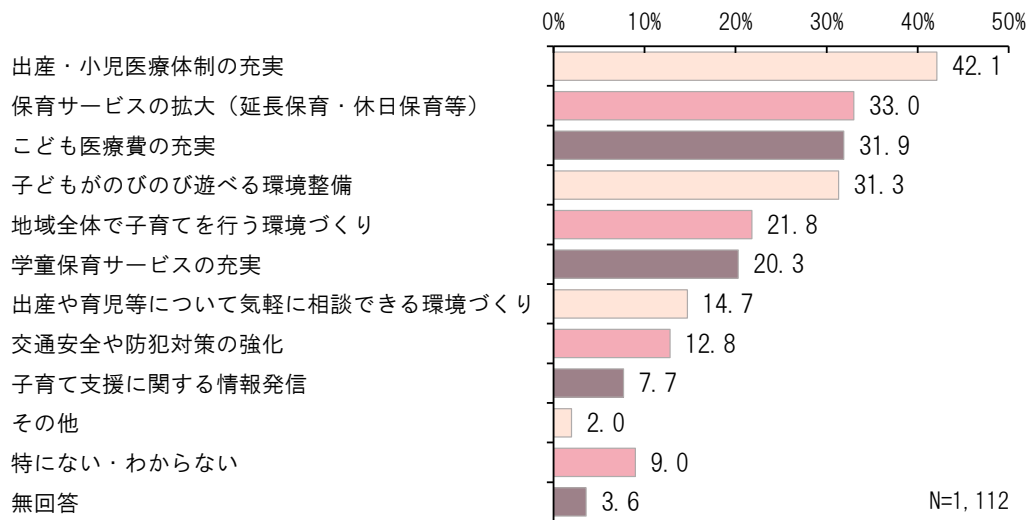
8. 産業力を強化するために重点を置くべきこと（複数回答可能：2つまで）



産業力を強化するために重点を置くべきことでは、「企業誘致や雇用創出に向けた取り組みの強化」42.0%が最も多く、以下「観光交流を中心とした地域産業の振興」34.7%、「特産品と結びついた地場産業の振興」30.2%となっています。

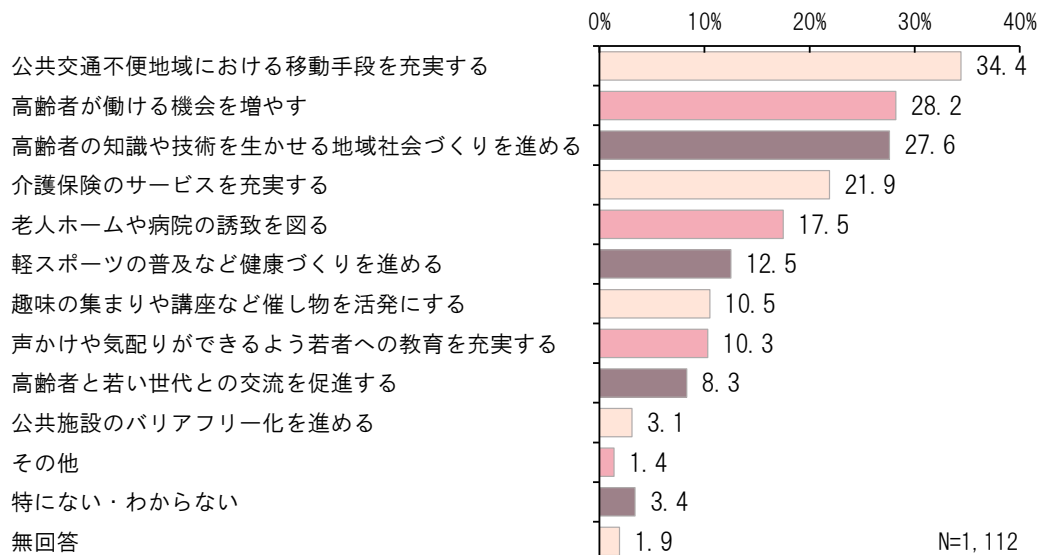


9. 子育て支援策のために重要な施策（複数回答可能：3つまで）



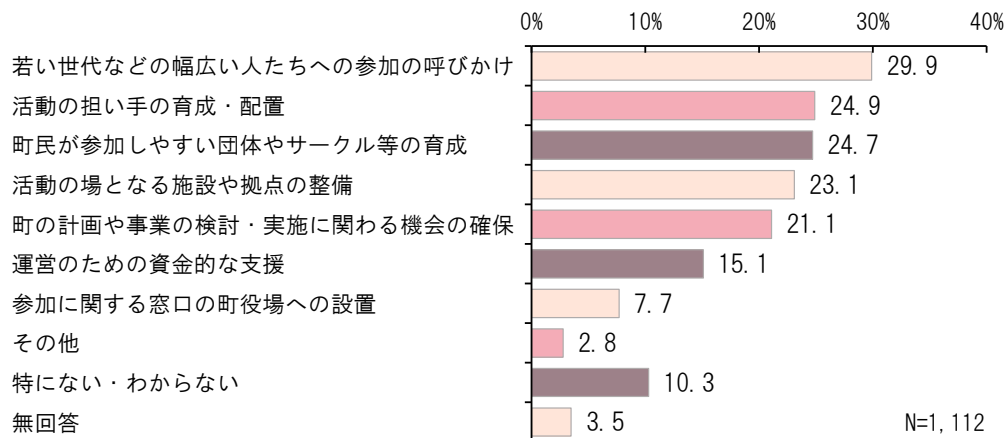
子育て支援策のために重要な施策では、「出産・小児医療体制の充実」42.1%が最も多く、以下「保育サービスの拡大（延長保育・休日保育等）」33.0%、「こども医療費の充実」31.9%となっています。

10. 高齢化対策のために町が力を入れるべきこと（複数回答可能：2つまで）



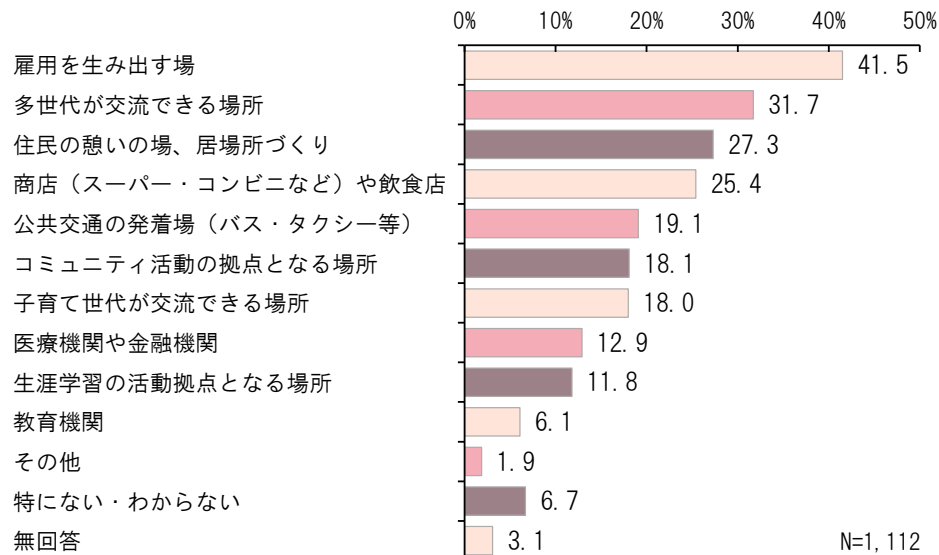
高齢化対策のために町が力を入れるべきことでは、「公共交通不便地域における移動手段を充実する」34.4%が最も多く、以下「高齢者が働ける機会を増やす」28.2%、「高齢者の知識や技術を生かせる地域社会づくりを進める」27.6%となっています。

11. 町政等へ町民参加を推進するために重要な対策（複数回答可能：2つまで）



町政等へ町民参加を推進するために重要な対策では、「若い世代などの幅広い人たちへの参加の呼びかけ」29.9%が最も多く、以下「活動の担い手の育成・配置」24.9%、「町民が参加しやすい団体やサークル等の育成」24.7%となっています。

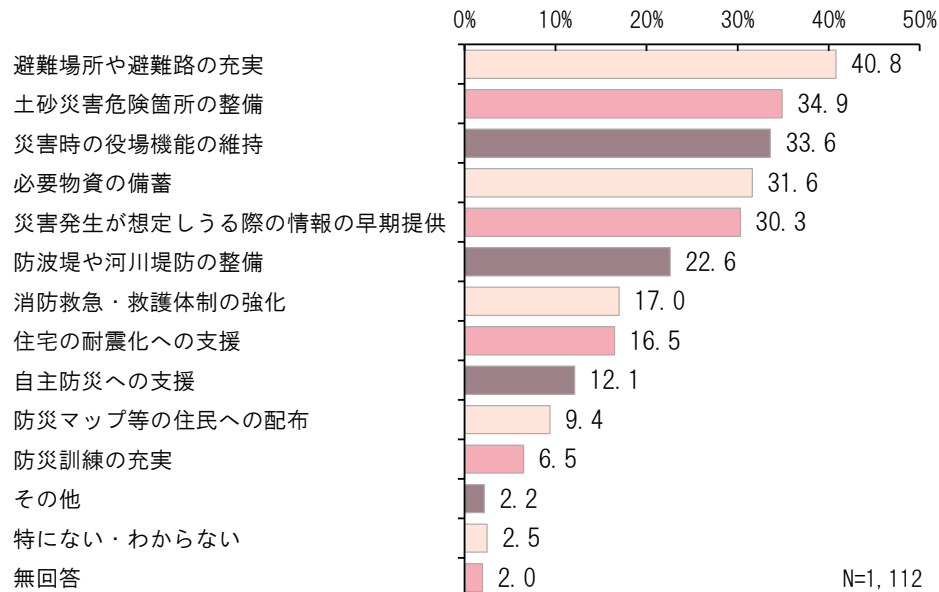
12. 各地域のにぎわい創出のために必要な機能（複数回答可能：3つまで）



各地域のにぎわい創出のために必要な機能では、「雇用を生み出す場」41.5%が最も多く、以下「多世代が交流できる場所」31.7%、「住民の憩いの場、居場所づくり」27.3%、「商店（スーパー・コンビニなど）や飲食店」25.4%となっています。

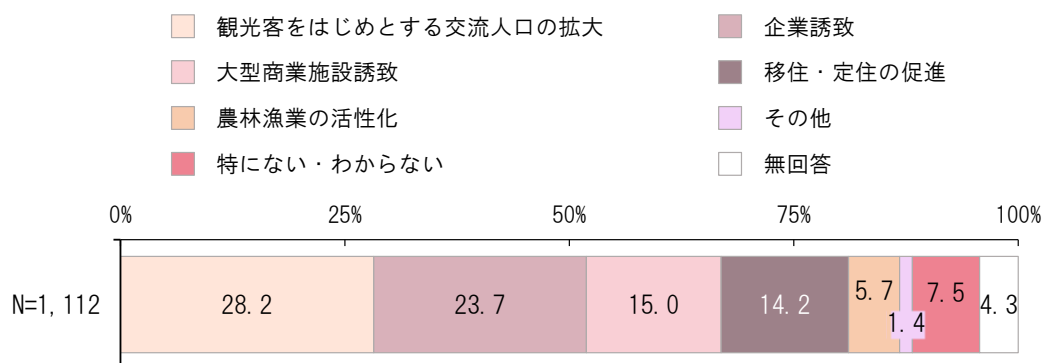


13. 防災・減災のまちづくりのために町が重点的に取り組むべきこと (複数回答可能：3つまで)



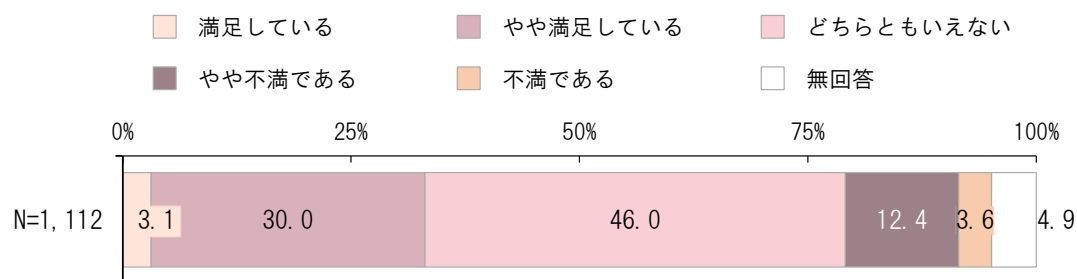
防災・減災のまちづくりのために町が重点的に取り組むべきことでは、「避難場所や避難路の充実」40.8%が最も多く、以下「土砂災害危険箇所の整備」34.9%、「災害時の役場機能の維持」33.6%となっています。

14. 伊豆縦貫自動車道整備を機に町が最も力を入れるべきと思う施策



伊豆縦貫自動車道整備を機に町が最も力を入れるべきと思う施策では、「観光客をはじめとする交流人口の拡大」28.2%が最も多く、以下「企業誘致」23.7%、「大型商業施設誘致」15.0%、「移住・定住の促進」14.2%となっています。

15. 行政施策全般の満足度

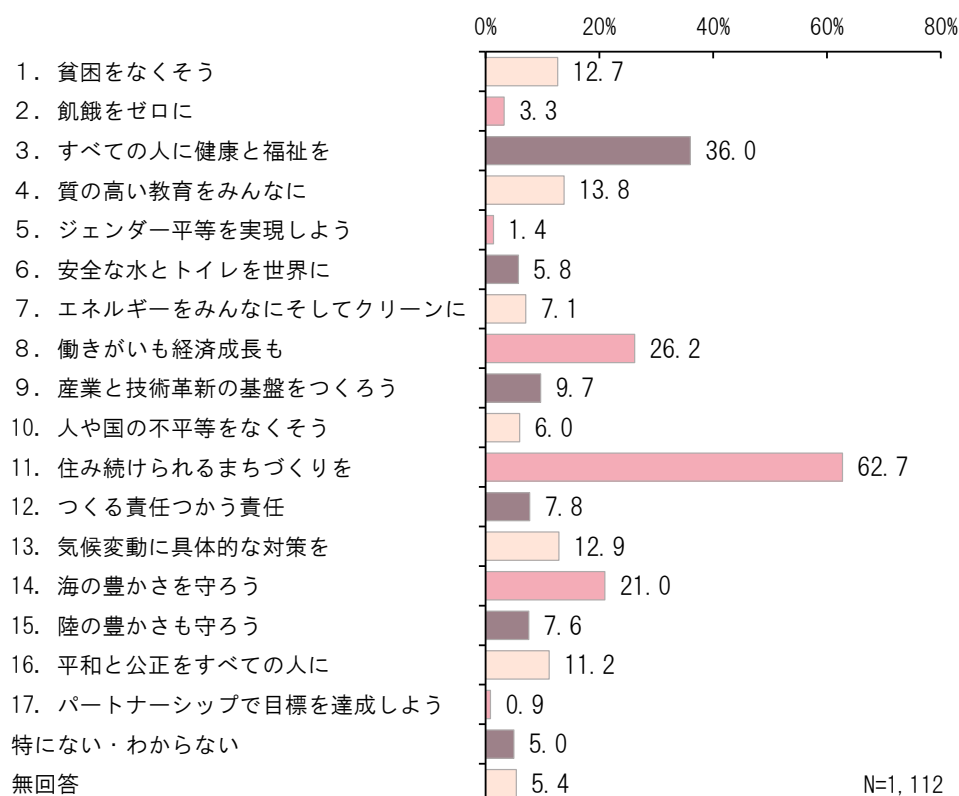


行政施策全般の満足度では、「どちらともいえない」46.0%が最も多く、以下「やや満足している」30.0%、「やや不満である」12.4%、「不満である」3.6%、「満足している」3.1%となっています。

「満足している」と「やや満足している」を合わせた『満足している』は33.1%「やや不満である」と「不満である」を合わせた『不満である』は16.0%となっています。

16. SDGsの17のゴールのうち重点的に町が取り組むべきこと

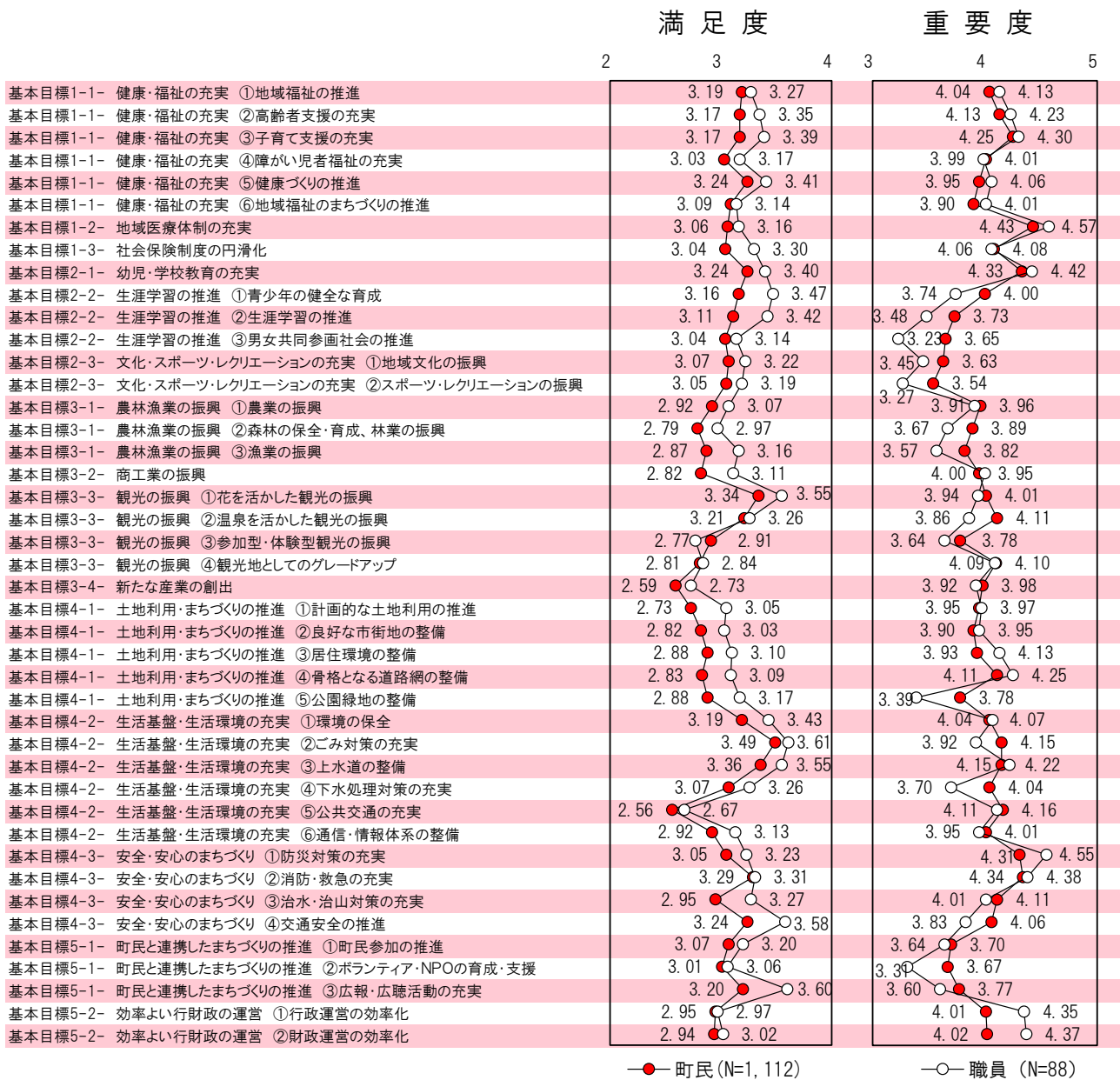
(複数回答可能：3つまで)



SDGsの17のゴールのうち重点的に町が取り組むべきことでは、「11. 住み続けられるまちづくりを」62.7%が最も多く、以下「3. すべての人に健康と福祉を」36.0%、「8. 働きがいも経済成長も」26.2%となっています。



17. 満足度・重要度の平均点 町民と職員の比較



(満足度 加点方法) 満足している：5点／やや満足している：4点／どちらともいえない：3点／
やや不満である：2点／不満である：1点

(重要度 加点方法) 重要である：5点／やや重要である：4点／どちらともいえない：3点／
あまり重要ではない：2点／重要ではない：1点

施策の満足度で、「満足している」と「やや満足している」を合わせた『満足している』は、町民・職員ともに基本目標4-2-生活基盤・生活環境の充実②ごみ対策の充実が最も多くなっています(町民 平均3.49点・職員 平均3.61点)。また、施策の重要度で、「重要である」と「やや重要である」を合わせた『重要である』は、町民・職員ともに基本目標1-2-地域医療体制の充実が最も多くなっています。(町民 平均4.43点・職員 平均4.57点)

第3節 第5次総合計画における重点課題

(1) 老若男女が住みやすいまちづくりに向けての課題

- ・近年における本町の社会動態による人口減少幅（転出数－転入数）は縮小していますが、自然動態による減少幅（出生数－死亡数）は増加しているため、総人口は減少傾向にあり、高齢化率は上昇し続けています。この状況が続けば、地域経済の縮小や福祉サービスの不足、若い世代の負担増等、町民の生活に直接影響が及ぶ可能性があります。
- ・高齢化対策のために「公共交通不便地域における移動手段を充実させる」ことが必要と回答した割合が高く、高齢者が多い本町においては、日常の買い物や通院等のための交通手段の確保が必要です。特に高齢になると身体機能・認知機能の低下から自動車運転免許証を返納する方もいるため、早急に改善を図る必要があります。
- ・本町の合計特殊出生率は、少子化を解消するために必要とされる 2.07 には及びませんが、静岡県や全国平均を大きく上回っている状況が続いています。この特性を活かすためには、子育て支援をさらに充実させ、子育てしやすいまちづくりを進める必要があります。
- ・安全で心地良い生活環境の創出のために「地域医療・救急体制の確保」が必要、子育て支援のために「出産・小児医療体制の充実」が必要と回答した割合が高いことから、身近な地域における医療体制の整備は急務です。
- ・近年、多発している自然災害に対して、安心・安全が感じられることが、まちづくりにとって重要なキーワードとなっています。本町は山と海に囲まれた自然豊かな環境である一方で、一度水害や土砂崩れ等の自然災害が起これば、大きな被害を受ける可能性もあります。また、被害は少なくても、本町につながる道路が寸断されてしまえば、町が孤立してしまうことも考えられます。本町では土砂災害・洪水・津波の被害想定マップ（ハザードマップ）を作成し、町のホームページで公表しているとともに、「河津町防災ガイドブック」にも掲載していますが、実際に活用されるためにはこれらの情報の更新や町民への周知・理解を進めなければなりません。また、整備が進められている伊豆縦貫自動車道は“命の道”であり、災害発生時の緊急医療活動や緊急輸送道路としての活用が期待されています。
- ・防災・減災のまちづくりのために「避難場所や避難路の充実」が必要と回答した割合が高いことから、避難場所の増設や避難路の整備を検討する必要があります。しかし、本町の場合は災害の種類によっては危険があって利用できない施設が複数あることから、町民が正しく理解して迅速な避難につなげる工夫が必要です。



(2) 産業が活気づくまちづくりに向けての課題

- ・高齢化の進行に伴い、就業者数が減っています。特に、本町の名産品であるわさびをはじめとする第1次産業の就業者数は大幅に減少しており、後継者問題も顕在化しています。
- ・近年における本町への観光交流客は、平成25年度の141.9万人を下限のピークに、平成26年度以降は微増傾向でしたが、昨今の新型コロナウイルスによる影響で、本町の主産業である観光業は大打撃を受けました。今後はWith コロナ・After コロナの時代においても、安心安全な観光地として、より多くの観光交流客が訪れる対策や取り組みが必要です。
- ・町民まちづくり意向調査において、人口減少問題への対策として「地域産業力の強化」、「企業誘致」、「正規雇用化の推進など雇用対策」などの産業・就業に関する項目が上位を占め、産業力の強化に対しては「企業誘致や雇用創出に向けた取り組みの強化」が、各地域のにぎわいを創出するためには「雇用を生み出す場」が、それぞれ上位を占めています。町として新たな産業の創出に注力する必要があります。
- ・伊豆縦貫自動車道の整備を機に町が最も力を入れるべき施策として「観光客をはじめとする交流人口の拡大」を挙げる町民が4人に1人以上と多くなっています。河津桜まつり開催時の渋滞は度々問題となっていることから、伊豆縦貫自動車道の完成による渋滞の緩和ならびに交流人口の増加が期待されます。

(3) 町民と協働で進めるまちづくりに向けての課題

- ・本町は小規模自治体であり、長く町内に住んでいる方が多いことから、町民同士や町民と行政のつながりが強いことが特徴です。
- ・小規模自治体であるために将来の行財政はより厳しいものになると考えられることから、地域住民が主体的に取り組むべき地域課題は、率先して地域で話し合い、自ら対応策を講じるなど、町民参加の町政を積極的に進めることで、町民と行政が一体となって本町を盛り上げ、ともに支えていく方向に変わっていく必要があります。



第2編 基本構想

第1章 基本理念と将来像

第2章 計画の重点指標

第3章 土地利用構想

第4章 施策の大綱



第2編 基本構想

第1章 基本理念と将来像

第1節 基本理念

持続可能な新しいまちづくりを進める上で、すべての分野・領域において、尊重する基本理念として、本町を構成する町民、自治組織、事業所、各種団体、NPOなどと行政がそれぞれの役割と責務の下で、本町に愛着と誇りを持ち、情報を共有しながら、共に暮らし、共に学び、共に助け合い、共に豊かさを求め、共に誇りの持てるまちづくりを目指します。

まちづくりの基本理念を踏まえ、令和12年度（2030年度）を目標年度とする第5次総合計画における町の将来像を、以下のとおり定めます。

第2節 町の将来像

住みたい・来たいまち 河津
～ 自然、文化そして笑顔があふれる 河津桜の里 ～

本町は天城連山をはじめ、町を取り巻く緑豊かな山々、その山々から流れ出る美しい清流、変化にとんだ海岸線など、優れた自然環境に恵まれており、それらが織りなす風景は、四季折々の変化を見せながら、本町に居住する町民はもちろんのこと、県内外及び海外から訪れる多くの観光客にも安らぎと潤いを与え続けています。また、町のイメージ・個性となっている河津桜をはじめとする花、温泉、文学、歴史など、魅力あふれる資源にも恵まれています。

全国的に人口減少が進行している中、本町のこれらの特性を生かし、第4次総合計画で掲げた方針を継続して、何度でも来たい花のまちによる観光交流人口の促進と産業振興をさらに推し進めるとともに、新たな方針として、住み続ける、住んでみたい生活環境の整備により、定住人口の増進を図ります。また、伊豆縦貫自動車道 河津下田道路の整備促進により、人流・物流の効率化や災害リスクの低減化、緊急医療活動の広域化、緊急輸送道路の機能強化などの生活面における利便性向上を図り、さらには天城峠区間開通を見据えたまちづくりを目指します。

第2章 計画の重点指標

令和12年度（2030年度）を目標年度として、新たなまちづくりを進めていく上での重点指標として、以下の3項目で目標値を掲げます。

重点指標1 定住人口（総人口）

本町の定住人口（総人口）は減少しており、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成27（2015）年の国勢調査の人口に基づき、人口減少抑制の政策を全く取らないケースとして公表した令和12（2030）年における本町の人口は5,392人と推計されています。

人口減少は、町の生活利便性や活力の低下、地域コミュニティの機能低下など、様々な場面で影響を及ぼすと考えられます。そのため、子育て支援や移住・定住化施策、地域活性化の取り組み等により、合計特殊出生率・出生数の向上と社会移動率の均衡（移動率ゼロ）に努め、できる限り人口減少を緩和させて、目標年度の令和12（2030）年度の定住人口（総人口）として**6,000人**を目指します。

平成22(2010)年度	平成27(2015)年度	15年後	令和12(2030)年度
7,998人	7,303人		6,000人





重点指標2 交流人口

新型コロナウイルスの影響で、令和2年の河津桜まつりの来場者数は例年の6割程度の約52万人に留まりましたが、近年は90万人程度が来場する伊豆半島を代表するイベントとなっています。

With コロナ・After コロナの時代においても、安心安全な観光地として、河津桜まつりの観光客をはじめ、町外の多くの人が本町を訪れることは町の活性化にもつながるため、目標年次の令和12年の交流人口の目標値として**180万人**を目指します。

平成 21 (2009) 年	平成 30 (2018) 年	12 年後	令和 12 (2030) 年
164.5 万人	157.4 万人		180 万人

※指標の資料である「静岡県観光交流の動向」が暦年統計のため、年度ではなく、暦年での目標値

重点指標3 住みよさ

今回の計画策定のために令和2年3月に実施した町民まちづくり意向調査で、“河津町の住みよさ”について『住みよい(住みよい+まあまあ住みよい)』と回答した割合は65.1%でした。前回の第4次総合計画策定時(平成22年1月)に実施した調査結果に比べて、1.3ポイント減少しているものの、ほぼ横ばいで推移しています。

今後、定住人口や移住者を増やすためには、本町に住んでいる町民自身が住みよさを実感できることが大変重要な要素です。そのため、町民の満足度を高める施策・取り組みを積極的に推進し、『住みよい』と回答した割合を、町民の4人のうち3人に値する**75%**まで増加させることを目指します。

平成 21 (2009) 年度	令和元 (2019) 年度	11 年後	令和 12 (2030) 年度
66.4%	65.1%		75% (4人に3人)

※町民アンケートで、『住みよい(住みよい+まあまあ住みよい)』と回答した割合

第3章 土地利用構想

第1節 土地利用の基本方針

土地利用は、町民生活や産業等のあらゆる活動の共通の基盤であり、現在及び将来にわたって限られた貴重な資源ですが、進行過程にある人口減少社会の到来を見据えるとともに、自然災害への対応の必要性や自然環境と美しい景観等の変化など、土地利用をめぐる状況が大きく変化しています。

そのため、国土利用計画法に定める理念を踏まえつつ、地形条件や自然条件、町の特性、現状の町の構造等を反映させながら、時代の要請に応え、限られた資源である町土の総合的かつ計画的な利用を通じて、安全性を高め、持続可能で豊かな町土として、適切かつ合理的な土地利用を図ります。

第2節 地域別の土地利用方針

本町の特性を踏まえ、都市計画マスタープランとの整合性も考慮し、やすらぎの森ゾーン、ふるさとの居住環境ゾーン、まちなかゾーンに区分し、それぞれの地域の主要な土地利用の目標を次のとおり定めます。

(1) やすらぎの森ゾーン

町北西部の森林が広がる地域で、そのほとんどを天城国有林が占めており、良好な自然環境・景観の創出、水源かん養、土砂流出・崩壊などの災害防止機能、観光・レクリエーション活動の場など、様々な役割・機能を担っています。

森林の適正な維持・管理のもと、豊かな自然環境の保全を図るとともに、町民や観光客が、気軽に自然にふれあうことができ、やすらぎや癒しを感じることができる場として有効利用を図ります。

(2) ふるさとの居住環境ゾーン

農地、集落が共生している市街地地域を取り囲む地域で、森林や農地に囲まれた農山村集落、温泉地、海岸沿いの集落などが点在しています。伊豆縦貫自動車道の河津IC（仮称）も当該地域に位置し、本計画期間においては、下田方面に向かう道路交通網の重要な拠点となります。

自然や農地と集落が調和した良好なふるさとの環境の維持を基本とし、農地の保全・活用、沿岸部の集落における津波対策、伊豆縦貫自動車道の工事に伴う建設発生土の有効活用による防災公園の整備、町民の暮らしの安全性・快適性を高めるための生活基盤の整備・充実、買物や通院などの日常生活の利便性の向上を図り、安心と利便性が感じられる交流の場として有効利用を図ります。

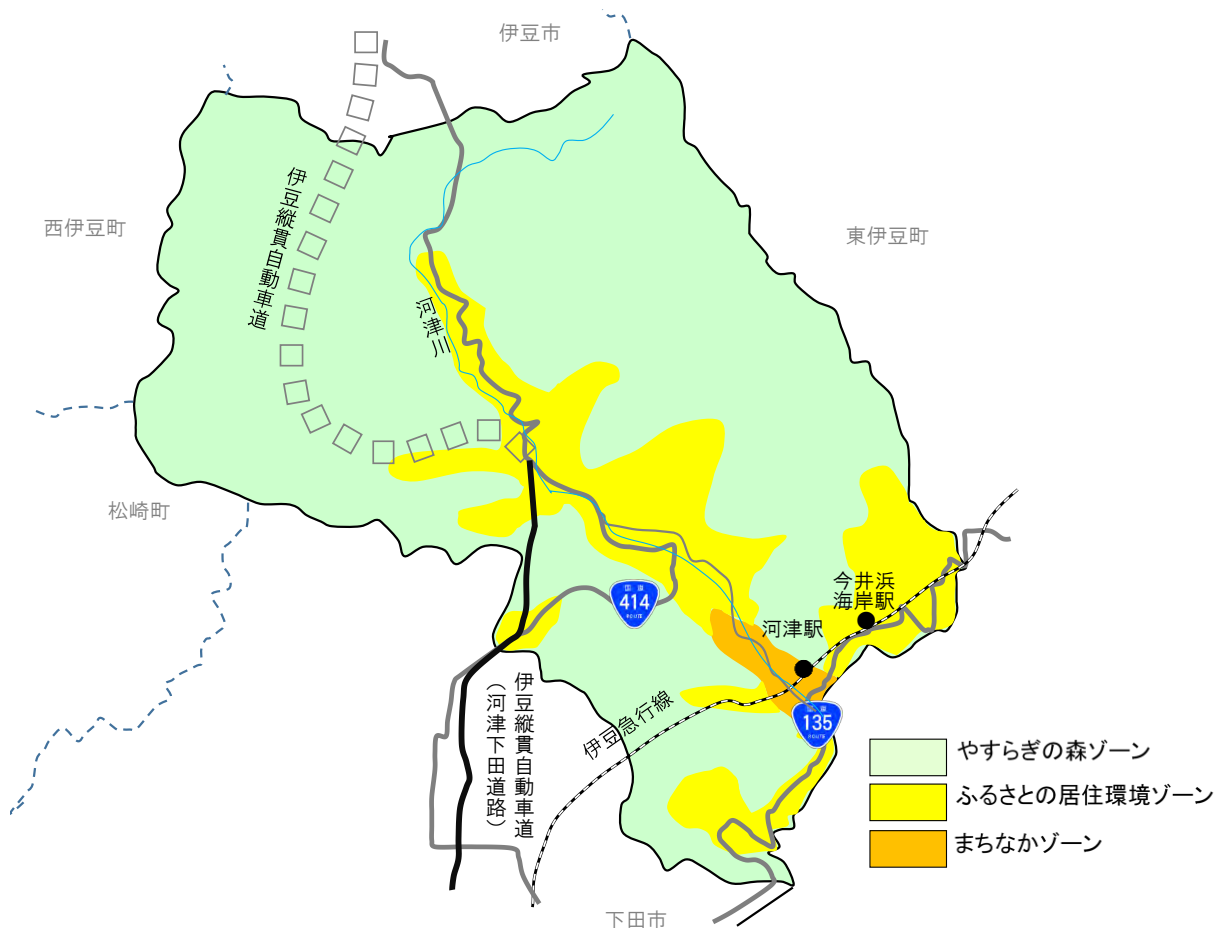


(3) まちなかゾーン

河津川下流域に形成された用途地域及びその周辺の地域で、町の諸活動の経済・社会活動の中心として位置づけられます。まちなかとしての都市基盤の整備が進められており、駅や公共施設、観光交流施設、商業サービス施設などが立地する町の中心として、町民の日常生活や観光交流を支えています。

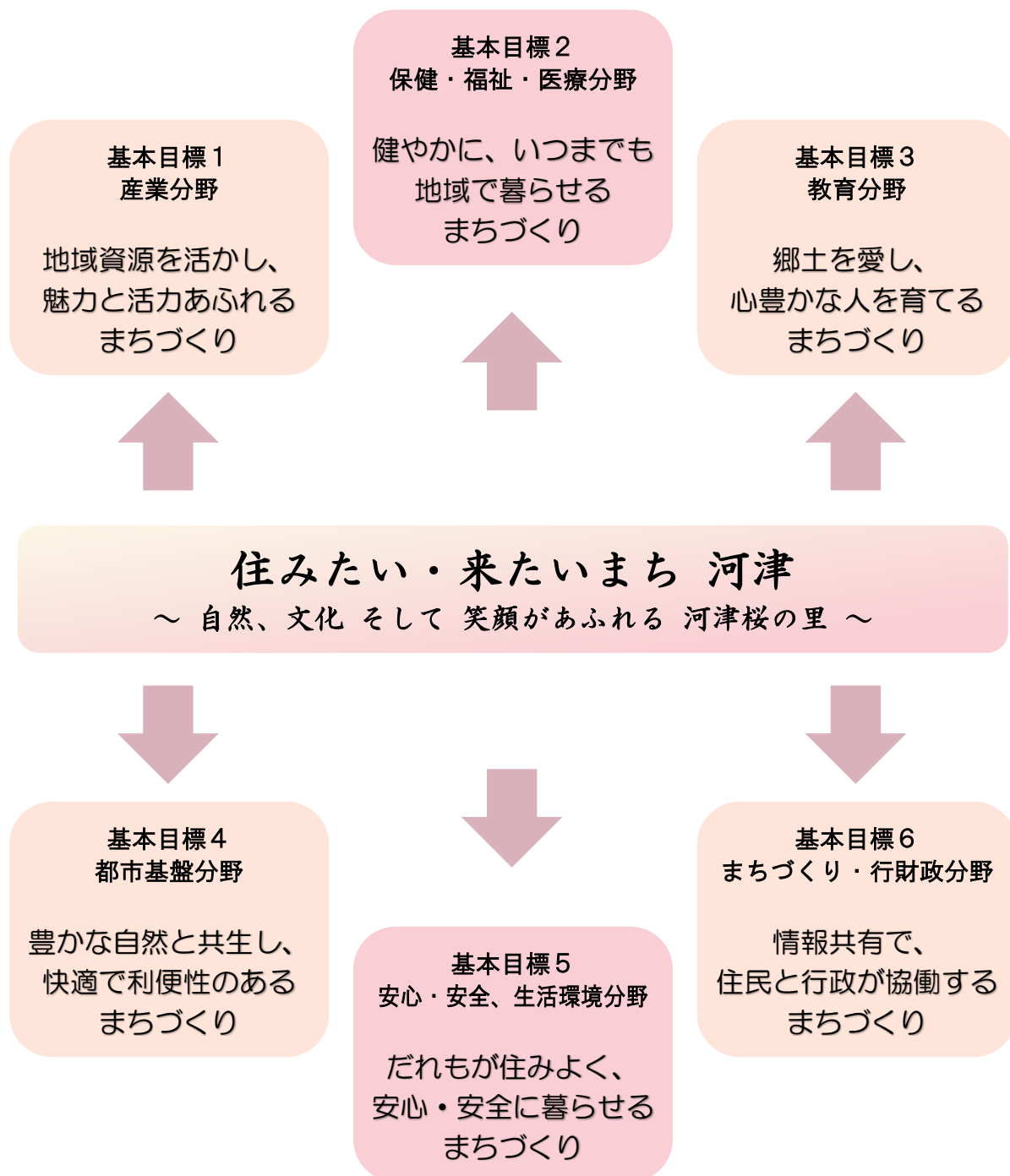
沿岸部に位置することから、津波に対する防災・減災対策を強化し、町民や観光客の安全の確保に取り組むとともに、適正な土地利用の誘導、計画的な都市基盤の整備・充実などにより、魅力ある商業地、生活利便性を活かした住宅地の形成、交流とにぎわいがあふれる快適なまちなかとして形成していきます。

【土地利用方針】



第4章 施策の大綱

将来像の実現に向けた施策を推進していくための基本的な枠組みとして、施策の大綱を以下のように定めます。



**【基本目標1 産業分野】****地域資源を活かし、魅力と活力あふれるまちづくり**

観光を産業の軸としながら花のまちによる交流人口の増加を図り、第1次産業との連携による河津ブランド化の推進等から新たな魅力や価値観を生み出し、多くの人が訪れ、活力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

【基本目標2 保健・福祉・医療分野】**健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり**

いつまでも住みなれた地域で暮らし続けるためには、保健・福祉の充実が重要です。安心して妊娠から出産・子育てができる環境の整備やライフステージに沿った健康づくりを進め、子どもから高齢者まで、誰もが健やかにいきいきと安心して暮らせるまちを目指します。

【基本目標3 教育分野】**郷土を愛し、心豊かな人を育てるまちづくり**

3校ある小学校の統合を経て、一人ひとりが持つ能力を伸ばし、地域の伝統を大切にしながら、本町の誇れる歴史文化の保全・継承に努めるとともに、スポーツに親しむことで、それぞれの個性が輝く教育、文化・スポーツのまちづくりを目指します。

【基本目標4 都市基盤分野】**豊かな自然と共生し、快適で利便性のあるまちづくり**

美しい自然の恩恵を享受しながら、共に暮らし、計画的な土地利用のもと、伊豆縦貫自動車道を基軸とした道路ネットワークの整備を促進し、上水道、公共交通等の生活基盤を維持するとともに、必要に応じた整備を行い、地域全体で快適に暮らせるまちづくりを目指します。

【基本目標5 安心・安全、生活環境分野】**だれもが住みよく、安心・安全に暮らせるまちづくり**

自然環境や社会情勢の変化により、今までは想定し得ない災害や犯罪などが起こる可能性があります。町民自身の危機意識の向上に努め、町民の安全を守る防災・減災・防犯・交通安全の取り組みにより、誰もが安心して安全に暮らすことができるまちを目指します。

【基本目標6 まちづくり・行財政分野】**情報共有で、住民と行政が協働するまちづくり**

情報発信や対話といった広報・広聴機能をより充実させ、ICTの活用やIoTの導入、AIを活用したシステム等により町民や地域コミュニティとの情報共有や連携を強化し、町民・地域・行政の連携をはじめ、他自治体との連携等様々な形での協働を確立し、社会情勢の変化に伴う課題に柔軟に対応できるまちを目指します。

【第5次計画 施策の体系】

将来像

基本目標

施策項目

住みたい・来たいまち
河津く自然、文化そして
笑顔があふれる河津桜の里

基本目標1 産業分野

地域資源を活かし、
魅力と活力あふれるまちづくり

- 1 観光・交流の振興
- 2 農林漁業の振興
- 3 商工業の振興
- 4 特長を生かした新たな産業の創出と地域の活性化
- 5 雇用・就労の促進

基本目標2 福祉・健康・医療分野

健やかに、いつまでも
地域で暮らせるまちづくり

- 1 子育て支援の推進
- 2 高齢者福祉の推進
- 3 障がい児者福祉の推進
- 4 地域福祉の推進
- 5 健康づくり・医療体制の充実
- 6 社会保障の充実

基本目標3 教育分野

郷土を愛し、
心豊かな人を育てるまちづくり

- 1 幼児・学校教育の充実
- 2 生涯学習・社会教育の充実
- 3 生涯スポーツの振興
- 4 青少年の健全育成
- 5 地域文化の継承と創造

基本目標4 都市基盤分野

豊かな自然と共生し、
快適で利便性のあるまちづくり

- 1 土地利用・居住環境の整備
- 2 道路ネットワークの整備
- 3 公共交通網の充実
- 4 自然環境の保全

基本目標5 安心・安全、生活環境分野

だれもが住みよく、
安心・安全に暮らせるまちづくり

- 1 防災・消防・救急対策の充実
- 2 防犯・交通安全・消費者対策の充実
- 3 生活環境の整備
- 4 上水道の維持・管理及び安定した公営企業会計運営

基本目標6 まちづくり・行財政分野

情報共有で、
住民と行政が協働するまちづくり

- 1 コミュニティ活動の促進
- 2 移住・定住の促進
- 3 広報広聴の推進
- 4 町民と行政の協働
- 5 行財政改革・広域連携の推進



第3編 基本計画

- 第1章 地域資源を活かし、魅力と活力あふれるまちづくり
- 第2章 健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり
- 第3章 郷土を愛し、心豊かな人を育てるまちづくり
- 第4章 豊かな自然と共生し、快適で利便性のあるまちづくり
- 第5章 だれもが住みよく、安心・安全に暮らせるまちづくり
- 第6章 情報共有で、住民と行政が協働するまちづくり



第3編 基本計画

第1章 地域資源を活かし、魅力と活力あふれるまちづくり

1 観光・交流の振興

■ 目指す姿

- 町民や事業所、行政等が一体となり、花のまちづくりが一層進められ、河津桜まつりの時期はもちろんのこと、年間を通じて、国内外から多くの観光客が訪れています。
- 山・川・海などを舞台とした参加型・体験型観光が推進されています。
- 河津で捕れた新鮮な魚介類が観光客等に喜ばれています。
- 訪れた観光客に対する町民一人ひとりの心に残るおもてなしにより、二度、三度と本町を訪れるリピーターが増加しています。
- 町内での多様な楽しみが享受されるよう、観光情報提供の強化と観光のルート化が図られています。
- 観光施設の多言語対応、無料公衆無線LANの整備や町民の異文化理解などの訪日外国人の受け入れ環境体制が促進され、毎年、多くの外国人が観光に訪れています。

■ 現状と課題

- 河津桜まつりは伊豆半島で行われる最大級のイベントであり、開催期間の1か月間で100万人近い観光客が国内外から本町を訪れています。令和2年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、規模を縮小して開催した河津桜まつりは前年の6割程度の人出となりました。今後は、With コロナ・After コロナの状況下でも、より多くの観光客が安心安全な観光地として、訪れる対策や取り組みが求められます。
- 河津桜まつりの期間中は多くの観光客が訪れることや迂回路が少ないことから、周辺道路が慢性的な渋滞となりやすい状況です。町民への負担軽減のためにも、観光客には電車等での来訪をお願いしたり、伊豆急行と連携の上、パーク&トレイン（伊豆高原駅に駐車し、河津駅まで電車で移動する）等の取組を継続しながら、慢性的な渋滞状況を少しでも改善していく必要があります。
- 本町を訪れた観光客が美しく咲き誇る河津桜を堪能できるよう、日頃から徹底した河津桜の保護・管理を行っています。今後も河津桜発祥の地として、河津桜の原木はもちろんのこと、後世にわたり河津桜を楽しむことができる環境整備、保護・育成が継続できるよう後継者を育てていく取組も引き続き求められています。
- 河津桜だけでなく、バラやカーネーションといった花のまちづくりに取り組んでおり、公共施設や観光施設、街路灯等を花で彩り、訪れた観光客へ「花でおもてなし」を推進しています。今後も花をテーマに、町内の他の産業とも連携し、観光振興・交流を推し進めていく必要があります。
- 平成30年、本町を含む伊豆半島がユネスコ世界ジオパークに認定され、国際的に価値のある地質遺産だと認められました。伊豆半島という自然豊かな立地を活かし、ダイビングやシュノーケリング等のマリンスポーツ、海ほたる鑑賞クルーズ等も楽しめます。また、史跡や文化財なども観光に活かしており、これら数多くの地域資源を活かした参加型・体験型の観光振興が求められています。



- 観光パンフレットやマスコミを通じての宣伝活動、観光情報に特化した観光協会のホームページやSNSによる観光情報発信を行っており、さらにそれら情報の多言語化を実施しています。今後、新型コロナウイルス収束後、インバウンドが推進されていく中では、ニーズに対応した多言語対応やキャッシュレス決済など、訪日外国人旅行者を意識した受入環境をさらに整備していくことが求められます。
- 本町の主産業である観光業を盛り上げるために、観光協会だけでなく、町行政や商工会、温泉旅館組合等が協力して観光業の推進に取り組んでおり、連携を強化していくとともに、観光ボランティアなどの人材育成など、町民一人ひとりが来訪者をもてなす心を養っていく必要があります。
- 観光客の滞在の長期化や回遊化を図るため、伊豆半島の広域観光として周遊ルートの作成や効率的な情報発信等を周辺市町と共同で進めていく必要があります。
- 本町は、長野県白馬村と姉妹都市提携を、東京都渋谷区と防災協定をそれぞれ結んでおり、友好的な交流関係が続いています。今後は花や温泉を媒体とした交流や災害時の状況に合わせた応援体制の構築が求められています。
- 河津バガテル公園は、フランス・パリ市にあるパリ・バガテル公園の姉妹園となっており、春と秋には色とりどりのバラが楽しませてくれます。今後は年間を通した施設利用者の向上等が求められます。

■ 主な施策

【① 河津桜まつりの充実】

- 「河津桜まちづくり計画」に基づき、まつり会場を町内各地に分散化し、それぞれの会場で特徴あるイベント等を行うことで、観光客の回遊性の向上を図り、地域が一体となって、さらに充実したまつりとして育てます。
- 河津川沿いの河津桜並木を後世に渡って引き継いでいくために、桜並木を維持するための河川整備や堤防後背地の活用を検討します。
- 河津桜まつりなどのイベント時には、会場周辺に駐車場を確保し、会場中心部への車の乗り入れを抑制するパーク・アンド・ライドやパーク・アンド・バスライド※1施策を推進します。

【② 河津桜の里づくり】

- 河津桜守人の会の活動を中心に、河津桜の原木はもちろんのこと、既存の河津桜の保護・管理を徹底するとともに、苗木の育成や計画的な植栽を進めます。

【③ 花のまちによる観光振興・交流】

- 地域が一体となって花いっぱいの地域づくりを進め、河津バガテル公園や河津桜を含めた花によるもてなしなど、本町の魅力を効果的に伝える観光PRやプロモーション活動を推進します。

※1 パーク・アンド・ライド（パーク・アンド・バスライド） … 最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式。交通渋滞対策および環境汚染対策の一環として推進されている。

**【④ 地域資源を活かした参加型・体験型の観光振興】**

- 関係機関等と連携し、本町の豊富な自然環境や景観、農産物等の地域資源を活用した自然体験型観光や体験型農林漁業の企画やプログラム（グリーンツーリズム^{※1}）等の充実とPRを推進します。
- 町内の歴史的資源を活用した史跡めぐりコースの設定や、サインの整備等を推進し、町の地域資源として観光への活用を検討します。

【⑤ 観光情報提供の強化】

- 多言語化した観光パンフレットなどの充実を図るとともに、プレスリリースや各種メディア、SNS・ホームページ等を活用し、本町の魅力を効果的に伝える常に新しい観光情報発信に努めます。

【⑥ 受け入れ体制の充実・強化】

- 観光客が安全に安心して気持ちよく過ごせるよう、案内板や観光案内施設の整備・充実を図ります。
- 外国人観光客の誘致を図るとともに、ニーズに対応した多言語対応やキャッシュレス決済対応等の整備を促進します。

【⑦ 観光推進体制の充実】

- 観光協会、商工会などの観光関連団体組織の充実を図るとともに、相互の連携を強化し、活動の活発化を図ります。
- ふるさと案内人をはじめ、観光ボランティアなどの人材発掘・育成とともに、活動支援を図ります。

【⑧ 広域観光の推進】

- 伊豆半島の観光・産業振興を、広域で推進していく一般社団法人美しい伊豆創造センター（日本版DMO^{※2}）と連携し、観光宣伝共同イベント・案内の強化を行うとともに、伊豆縦貫自動車道を活用した周遊型観光ルート設定を行います。

【⑨ 国内交流の推進】

- 活力あるまちづくりや視野の広い人づくりのため、長野県白馬村との文化・教育・スポーツなど幅広い分野での交流を、継続して展開します。
- 防災協定を機に、東京都渋谷区と様々な交流を推進し、人・モノ・情報などを通じて相互に助け合えるよう連携を図っていきます。
- 河津桜をはじめ、花や温泉を媒体として、新たな国内都市との交流を検討し、花や温泉を活かしたまちづくりを一層充実します。

■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の10年後の未来像 ■

◎桜まつり以外でも、町に人が沢山来てほしい。（東小）

◎外国人にもっと河津に遊びに来てほしい。（南小）

※1 グリーンツーリズム … 農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと

※2 日本版DMO … DMOはDestination Management/Marketing Organizationの略で、官民の幅広い連携によって観光地域づくりを推進する法人を指し、観光地域としての魅力を高めるためにさまざまな組織が一体となり、マーケティング・マネジメントやブランディング、商品造成、プロモーションなどを行い、観光客を誘致することで、地域経済の活性化を図ることを目的としている。DMOは欧米の観光先進国を中心に発展し、平成27年に「日本版DMO 候補法人登録制度」が創設された。



■ 連携する SDGs

連携する SDGs	2 飢餓を ゼロに	4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	14 海の豊かさを 保とう	15 陸の豊かさも 保とう	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
目標2 (飢餓)									
目標4 (教育)									
目標8 (経済成長・雇用)									
目標9 (インフラ、技術革新)				⑤					
目標11 (まちづくり)					①,③, ④,⑥				
目標12 (生産と消費)									
目標14 (海洋資源)									
目標15 (陸上資源)								②	
目標17 (パートナーシップ)									②,⑦, ⑧,⑨
施策該当 番号									

■ 関連する個別計画等

- 河津桜保護育成計画
- 河津町桜まちづくり計画
- 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略



■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の10年後の未来像 ■

- ◎河津が、世界で一番桜が有名なところになってほしい。(西小)
- ◎もっと桜のことで河津町を有名にしてほしい。(南小)
- ◎桜が一杯の河津。(南小)
- ◎今のように自然が沢山あって、河津桜が町の色々な場所で咲いている。(西小)
- ◎今以上に桜まつりなどを有名にし、外国の人なども来てほしい。(南小)
- ◎他の土地にある河津桜を河津に持ってきて、桜まつりをもっと盛り上げれば良い。(南小)



2 農林漁業の振興

■ 目指す姿

- 意欲ある担い手によって、より一層の高付加価値化と生産性の向上を図り、生業として魅力ある競争力の高い農業の生産活動が行われています。
- 鳥獣等による農産物への被害がない環境の中で、農作業が行われています。
- 森林環境譲与税^{※1}を活用した森林整備や木材利用の促進及び人材育成・担い手の確保が推進され、自然との調和を図った山林の有効活用が図られています。

■ 現状と課題

- 農地や農道、用排水施設等の老朽化が進んだり、耕作放棄地が増加したりするなど、農業生産基盤における課題が挙げられます。
- 特産であるわさびや花卉、柑橘、野菜等は、町をあげて生産・加工を支援し、町内外にPRしています。また、ジャムや香水等の花卉加工品の6次産業化^{※2}を進めたり、本町の基幹産業である観光業と連携してブルーベリー観光農園を運営したり、農業と他産業との連携を進めています。農業従事者の所得向上につながる主要作物のブランド化と6次産業化による販路拡大に、さらに取り組んでいく必要があります。
- 農林漁業従事者は高齢化や後継者不足などから減少傾向にあります。特に農業従事者の減少が大きく、特産のわさびや花卉、柑橘、野菜等への影響が懸念されています。今後は、技術の伝承や新規参入者のサポート体制などが課題となります。
- 農業従事者の高齢化が進んでいることから、高齢者が農業を継続していくために、家業環境の向上や身体的な負担を軽減する工夫が求められています。
- 農業に適した土地がある反面、有害鳥獣による食害が多いことや自然災害や異常気象による不作等、外的要因によって収入が安定せず、生活基盤が十分に整っていないことが課題として挙げられます。このため、サポート体制の充実など地域を維持していくための取り組みが必要となっています。
- 生活環境の保全のためには、森林の間伐等の適正な維持・管理・保護が必要とされています。しかし、林業従事者の不足も相まって、十分な管理ができておらず、荒廃とした森林や竹林の拡大、及び有害鳥獣被害は依然問題となっています。
- 本町の海では伊勢海老やあわび、さざえ等が、また、河津川では特産のモクズガニやアユがそれぞれ漁獲でき、町民や観光客の味覚を楽しませています。しかし、自然環境の変化等により、漁業資源は減少傾向にあります。今後は、乱獲防止と稚魚の放流等で漁業資源の保全・育成に努める必要があります。
- 漁業基盤である施設や設備等が老朽化しており、安定した漁業を継続するための改善や改修などが求められています。

※1 森林環境譲与税 … パリ協定の枠組みの下における国の温室効果ガス削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に森林環境税および森林環境譲与税が創設され、令和元年度より森林環境譲与税が国から都道府県や市町村へ譲与される。

※2 6次産業化 … 1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み



■ 主な施策

【① 農業生産基盤の充実】

- 農地や農道、用排水施設等の農業生産基盤について、老朽化の状況等を踏まえ、受益者が主体となった適正な維持管理や補修・更新に対する支援を図ります。

【② 主要作物のブランド化と販路拡大】

- 関係機関・団体との連携のもと、本町の安全で高品質な農産物のブランド化をさらに推進するとともに、農業者の所得向上につながる農産物の生産から加工品の開発、販売体制の充実など6次産業化の取り組みに対する支援施策を推進します。

【③ 担い手の確保・育成】

- 農林漁業の所得向上につながる支援を継続しつつ、後継者や新規就業者、他産業からの新規参入者等の確保、育成を図るため、相談・指導の充実や就業希望者の発掘及び受け入れ体制の整備に取り組み、次世代の担い手の確保を推進します。

【④ 高齢者に適した農業振興】

- 高齢者に適した農業振興を図るため、新規作物の導入など付加価値の高い作物づくり、農作業用道路など作業環境の向上、作業の効率化・軽作業化などを推進します。

【⑤ 中山間地域の活性化】

- 農村集落における生活環境整備の改善に努め、若者などの定住化を目指すとともに、集落を単位として生産組織の育成に努めます。
- 農村集落の魅力を活かしたグリーンツーリズムなどによる都市住民との交流を促進し、祭りやイベントなどを通じた農村集落の活性化を図るとともに、弱体化する地域コミュニティに対する地域支援の仕組みも検討します。

【⑥ 鳥獣等による農作物被害への対処】

- 農作物を猿・猪・鹿をはじめとする鳥獣害から守るため、引き続き、行政、農協、猟友会、農家等の協働による捕獲対策や、電気柵の設置に対して支援します。

【⑦ 森林の保全・育成】

- 林野巡回などによる火事の防止、計画的な適正な間伐、治山事業の促進による森林の適正な維持・管理・保護に努め、森林の持つ二酸化炭素吸収機能、水源かん養機能などの公益的諸機能を維持します。

【⑧ 林業の振興】

- 町・森林組合・林業諸団体が一体となり、町産材の地産地消を推進するとともに、特用林産物の栽培技術の向上や流通販売の支援、加工施設の整備、間伐材や竹の有効利用、林業技術の普及を図ります。
- 森林環境譲与税を活用した森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を図ります。

【⑨ 漁業資源の保全・育成】

- 「つくり育てる漁業」を促進するとともに、魚介類の放流を進め、沿岸漁業・内水面漁業の振興を図ります。
- 静岡県内水面漁業調整規則の徹底により乱獲防止を図り、稚魚放流の推進によって、水産資源の保護・育成に努めます。

【⑩ 漁業基盤整備の推進】

- 施設の保全計画を策定し、施設の適切な維持管理による施設の長寿命化に努めます。



■ 連携する SDGs

連携する SDGs	 目標2 (飢餓)	 目標4 (教育)	 目標8 (経済成長・雇用)	 目標9 (インフラ、技術革新)	 目標11 (まちづくり)	 目標12 (生産と消費)	 目標14 (海洋資源)	 目標15 (陸上資源)	 目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号	②,⑥	③	③	②,④	①,⑩		⑨	⑦,⑧	⑤

■ 関連する個別計画等

- 河津町農業振興地域整備計画
- 河津町農業再生協議会水田フル活用ビジョン
- 河津町鳥獣被害防止計画
- 人・農地プラン
- 河津町森林整備計画
- 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略





3 商工業の振興

■ 目指す姿

- 町内各地に魅力ある商店等が展開され、町民が地元で買い物を楽しんでいます。
- やる気のある商店主や新たな起業者の力により、商店に活気やにぎわいがあふれています。
- 他産業との連携により、工業の基盤が強化され、地域の活性化に貢献しています。

■ 現状と課題

- 本町の商工業者の大半は中小規模の事業者であり、その活力の低下は、町内の雇用機会の縮小など地域経済の衰退にもつながることから、商工会と連携して、経営の安定化や付加価値向上などによる経営体の体質強化が必要です。
- 商業においては、人口減少により購買力が低下していることに加え、町外への買物客の流出、さらに経営者の高齢化が進む一方で、事業の将来性などから事業継承を見送るなど、特に古くからの個人商店を中心とする小規模店舗の廃業が散見されます。こうした商業環境の変化への対応と地域に根ざした商店経営が求められており、その支援が必要です。
- 観光客向けの土産店においては、地元の特産品や加工品を豊富に取り扱っています。観光客との触れ合いの経験を活かし、本町ならではの商品を他産業と共同で開発することも期待されます。
- 工業においては、事業所・従業員ともに減少傾向にあったものの、近年の工業統計調査・経済センサス調査では微増しています。地場産業が中心となるため、河津町らしさを活かした特産品の加工や商品開発など、他産業との連携の中から、新たなものを生み出していく取り組みが必要となります。
- 観光の玄関口である河津駅周辺の商業エリアや河津桜観光交流館を中心に、観光客を対象としたイベントを開催し、町の特産品等のPRの場としても活用しています。今後も各種イベントを継続して実施するなど、商店の活性化に努めていく必要があります。
- 街中の活性化を促すためには、既存の商工業者の事業継続に加え、起業支援による新たな産業サービスの受け入れ、地域へ定着させることが必要です。

■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の10年後の未来像 ■

- ◎お洒落なカフェをつくってほしい。(南小)
- ◎映画館ができてほしい。(南小)
- ◎ショッピングモールができてほしい。(南小)



■ 主な施策

【① 既存事業所の体質強化の促進】

- 商工会と連携して、商業診断、経営指導の充実を図り、経営体質の改善と経営基盤の強化を促進するとともに、各種融資制度の周知と活用を促し、さらなる経営体質の強化を図ります。

【② 河津町らしさを活かした商工業の振興】

- 特産品の開発や加工を促進し、観光客を対象とした地域の農産物や特産品を販売する店舗づくりを促進するなど、河津町らしさを活かした商工業の振興を図ります。

【③ イベントによる商工業の振興】

- 各種イベントへの商工業者の参画、イベントの充実、特産品のPRや販路拡大を図ります。

【④ 新たな事業主の創出・育成】

- 起業支援により、新たな産業サービスの開発に努め、地域に定着させることで、まちの魅力やエリアの集客力の向上を図ります。

【⑤ 労働力人材の確保と育成】

- 商工会と連携して、優れた人材の確保と育成に努め、後継者不足による廃業の解消に向けた事業継承の推進を図ります。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	2 飢餓を ゼロに	4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と地域経済の 循環をつくらう	11 住み続けたいまち をつくらう	12 つくる責任 つかう責任	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
目標2 (飢餓)		目標4 (教育)	目標8 (経済成長・雇用)	目標9 (イノベーション、技術革新)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標14 (海洋資源)	目標15 (陸上資源)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号		⑤	①,④	②,③		②,③			①,⑤

■ 関連する個別計画等

- 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略



4 特長を生かした新たな産業の創出と地域の活性化

■ 目指す姿

- 異業種間の連携の強化などにより、6次産業化をはじめとする新たな産業が推進されています。
- サテライトオフィス^{※1} やワーケーション^{※2} といった新しい働き方に適した環境が整備されています。
- 各種情報の提供や空き家の活用等の創業支援を活用し、様々な起業家が活躍しています。

■ 現状と課題

- 本町の基幹産業である観光業は、観光客の体験活動や食事、土産等に他産業のノウハウが活かされています。「泣けるグルメ」は、商工会や鉄道機関、行政、町民等のメンバーが共同で特産のわさびを使った商品開発を行ったものであり、今後も新たな特産品を生み出すアイデアが求められています。
- 近年では、農林漁業の6次産業化による新たな産業の活性化しています。本町においても農園とともに、カフェや農業体験、ゲストハウスの運営を行っているケースも出てきており、業種にとらわれない取組みの推進が必要となります。
- 農林漁業の6次産業化は、生産物に付加価値をつけることで収入の向上・安定化や雇用の創出、商品のブランド化、規格外品の有効活用等のメリットがあります。本町の農林漁業従事者が減少傾向にあることも踏まえると、6次産業化による新たな取組みが求められます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大によるテレワークの浸透に伴い、都市部の企業では人材確保、社員のワーク・ライフ・バランスの向上、通勤時間の短縮等のために、ストレスを軽減できる場所で働くことへのニーズが増えてきています。今後、テレワークによる働き方が浸透することを想定すると、サテライトオフィスやワーケーションといった新しい働き方に適した環境づくりが課題となります。
- 町内には豊富な湯量を活かした日帰り温泉施設や足湯施設があり、観光の合間の休憩や住民の憩いの場等に利用されています。公営企業として実施している給湯事業は、既に30年近く経過しており、2次給湯事業は令和12年度に終了することになっています。それまで安定した温泉の供給と運営を継続していくとともに、現在の温泉給湯終了時の温泉事業についての方針や将来の源泉管理のあり方も含め検討を進めていく必要があります。

※1 サテライトオフィス … 企業本社や官公庁・団体の本庁舎・本部から離れたところに設置されたオフィスのこと

※2 ワーケーション … 「ワーク」と「バケーション」を組み合わせたアメリカ発の造語で、観光地などで休暇などをかねてリモートワークを行う労働形態のこと



■ 主な施策

【① 6次産業化の推進】

- 異業種間の連携を強化・交流の活発化に努め、農林漁業や商工業、サービス産業などが連携した6次産業化の推進によって農林水産物の付加価値を高め、新たな雇用機会の創出を図ります。
- 6次産業化に関連した新たなビジネスチャンスに挑戦する起業家や新たな地場製品の開発やPR活動への支援を行います。

【② 新産業の立地促進】

- 本町の豊かな自然と情報通信基盤が整備されている環境下を活かし、魅力ある仕事づくりにつながる新しいオフィスや事業所、サテライトオフィスやスタートアップオフィス等の新たな拠点の誘致に取り組みます。
- 都会にない暮らしやすい環境で余暇等を楽しみ、多様で柔軟な働き方として、ワーケーションやテレワークができる環境整備に取り組みます。

【③ 温泉資源を活かした地域の活性化】

- 豊富な温泉を日帰り温泉施設や足湯施設として活用し、温泉を生かした観光振興や地域振興に努めます。
- 源泉利用のリスクマネジメントを行い、温泉事業及び関連施設の業態変換を踏まえた計画を策定し、温泉の2次給湯が終了した後も、温泉を利用した地域づくりが行える体制づくりを整えます。

【④ 公営企業の適正な運営】

- 温泉事業会計は、2次給湯終了までの令和12年度まで、安定した温泉の供給と運営を継続していきます。
- 令和13年度からの運営については、利用する源泉や他事業との関連を精査した計画を策定した後、適正な運営を行います。

■ 連携するSDGs

連携するSDGs	2 飢餓をなくす	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けたいまちづくりを	12 つくばないでつかう資源	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナリシップで目標を達成しよう
	目標2 (飢餓)	目標4 (教育)	目標8 (経済成長・雇用)	目標9 (イノベーション・技術革新)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標14 (海洋資源)	目標15 (陸上資源)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当番号			①	②	②,③			④	

■ 関連する個別計画等

- 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略

5 雇用・就労の促進

■ 目指す姿

- 働きがいのある職場で、いきいきと働くことができる雇用・就労環境が整備されています。
- 事業所の誘致、事業継承、事業継承支援等により雇用の場が確保されています。

■ 現状と課題

- 町民を対象にしたアンケート結果によると、本町のイメージ「働く場が多く、雇用環境が整っている」については、『思う』が僅か1.9%であり、このデータからも働く場が少ないことが、人口が減少している理由の1つと言えます。また、通勤・通学による流出人口が流入人口を上回っており、町内に働く場が少ないことが課題として挙げられます。
- 本町には従業員100名以上の企業は存在せず、町内事業所はすべて中小の事業者であり、後継者不在や人材不足に直面しており改善が求められています。
- 既存事業所向けの支援のみならず、起業家向けの支援の周知・サポート体制の充実を図ることで、新たに働く場を整えていく必要があります。
- 生産年齢人口が減少していくなか、地域経済を維持していくためには、働き盛り世代だけでなく、高齢者や子育て中の親等が希望する条件で働くことができるよう、新たに働く場の創出に努め、働きやすい就労環境での雇用や就労を促進していく必要があります。





■ 主な施策

【① 就業マッチングの支援】

- 国・県などの関係機関と連携し、求人・求職情報の発信や就業マッチング支援等を行い、UIJターン※1による就業や働きがいのある就労の促進を図ります。

【② 遊休公共用地の活用による事業所の誘致】

- 遊休公共用地（区画整理、旧南中学校跡地、小学校統合跡地）を活用し、事業所（企業）を新たに誘致することで、雇用や就労の促進につなげていきます。

【③ 安定的な雇用の確保】

- 町内事業所の安定的な雇用の確保に向けた支援の充実を図るとともに、広域連携による就労の場の確保に努めます。
- 商工会と連携して、後継者不足による廃業の解消に向けた事業継承の推進を図ります。
- 起業家向けの支援の周知やサポート体制の充実を図り、起業を促進することで新たな雇用・就労促進につなげます。

【④ 働きやすい就労環境の促進】

- ワーク・ライフ・バランスのための環境づくりに向けた事業所への啓発を定期的に行います。
- 高齢者、女性、障がい者が適正、能力に応じた雇用機会の確保に向け、関係機関と連携して、情報提供や相談、事業者への働きかけなどを行います。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	 目標2 (飢餓)	 目標4 (教育)	 目標8 (経済成長・雇用)	 目標9 (インフラ、技術革新)	 目標11 (まちづくり)	 目標12 (生産と消費)	 目標14 (海洋資源)	 目標15 (陸上資源)	 目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号			①,③,④		②				①,③

■ 関連する個別計画等

- 河津町導入促進基本計画
- 河津町先端設備等導入計画
- 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略

※1 UIJターン … 以下の3つの人口還流現象の総称

Uターン: 地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること

Iターン: 地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること

Jターン: 地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること



第2章 健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり

1 子育て支援の推進

■ 目指す姿

- 安心して子どもを生み、楽しく子育てできる環境が整っています。
- 子どもが家庭や地域に見守られながら、健やかに成長しています。

■ 現状と課題

- 本町の合計特殊出生率は、少子化を解消して、既存の人口を維持していくために必要とされる 2.07 には及びませんが、国や県よりも高い水準で推移しています。人口減少に少しでも歯止めをかけるためには、現在の合計特殊出生率を維持・向上させていく必要があるとともに、子育て世代や若い世代の転入増加を促進していく必要があります。
- 子育て中の親の支援として、定期的な預かりだけでなく、時間外保育や一時預かり、病児・病後児保育等の一時的や緊急時の保育の充実が求められています。
- 子育ては乳幼児や小学生の時期で終わりではなく、中学生以降も継続するため、長期的な支援・切れ目のない支援が求められています。
- 全国的に子どもの虐待被害が顕在化しています。周囲が子どもや親の異変に気が付き、虐待に対して迅速に対応できる環境整備や未然の防止に向けた関係機関との連携、相談体制の強化を進める必要があります。
- 令和3年度に建設予定の子育て支援施設は、子育て支援センターや一時預かり、子育てサロン、児童館等の機能を持つ予定で、本町の子育て支援拠点として、世代間交流や地域ぐるみでの実践活動等の様々な場面で活用されることが期待されます。
- 本町では、児童手当、こども医療費助成等、子どもを持つ家庭やひとり親家庭等が利用できる経済的な支援を行っていますが、全国的に、子どもの貧困問題が深刻化しており、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されることがないよう、貧困対策へのきめ細かな取り組みが求められています。





■ 主な施策

【① 総合的な子育て支援の充実】

- 「河津町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、広域での対応を含め、子ども・子育て支援新制度における各種子育て支援施策を推進します。
- ファミリーサポートセンターや放課後児童クラブの実施など地域の実情に応じて支援施策の展開を図ります。
- 子育てに関する不安を解消し、安心して子育てを楽しむことができるよう、産前産後・育児休業制度等の制度の普及、父親が参加しやすいパパママ学級や育児学級などの開催、各種情報提供を充実します。

【② 保育サービス等の充実】

- 民間保育園と連携をとりながら、多様化する保育ニーズに対応するため、時間外保育・一時預かりなどの保育サービスの充実を図ります。
- 0歳～2歳児の保育ニーズに対応するため、民間保育園、家庭的保育事業や事業所内保育と連携をとりながら、低年齢児保育サービスの充実を図ります。
- 認定こども園への潜在的な需要は今後も高まると考えられることから、民間の活用も視野に入れて検討していきます。

【③ 要保護児童等への対応の推進】

- 身体的・精神的虐待やネグレクト（育児放棄）等への対応のため、子育て相談や子育てサロンの充実を図ります。
- 地域全体で見守り、虐待が疑われる場合に関係機関等に通報することができる環境づくりを推進するとともに、関係機関の連携強化による要保護児童の早期把握及び迅速かつ適切な対応など、児童虐待に関する問題解決に努めます。

【④ 子育て支援施設の開設・活用】

- 令和3年度に建設予定の子育て支援施設を、本町の子育て事業等を実施する際の中核施設として有効活用することで、世代間交流や地域ぐるみの実践活動等を展開し、安心して子どもを産み、楽しく子育てできる子育て基盤の充実を図ります。

【⑤ 子育てにかかる経済的支援や負担の軽減】

- 国、県等が実施する各種手当等の制度の周知と利用促進を図り、子育てにかかる費用の減免や各種手当等の支給により、子育て家庭の経済的支援や負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭に関しては、生活支援のための各種援護制度の普及・充実、民生児童委員による相談活動を充実し、経済的自立と生活の安定を図ります。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	1 貧困をなくそう 目標1 (貧困)	3 すべての人に健康と福祉を 目標3 (健康・福祉)	4 質の高い教育をみんなに 目標4 (教育)	8 働きがいも経済成長も 目標8 (経済成長・雇用)	9 産業と雇用革新を促そう 目標9 (イノベーション・経済革新)	10 人や国の不平等をなくそう 目標10 (不平等)	11 住み続けられるまちづくりを 目標11 (まちづくり)	16 平和と公正をすべての人に 目標16 (平和と公正)	17 パートナーシップで目標を達成しよう 目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号	⑤	①,②,③					④	③	③

■ 関連する個別計画等

○ 河津町子ども・子育て支援事業計画

○ 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略



2 高齢者福祉の推進

■ 目指す姿

- 高齢者が生きがいをもって明るく健康に暮らしています。
- 支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様で質の高い介護保険サービスの提供体制や地域での支え合いの仕組みが整っています。

■ 現状と課題

- 高齢化率が国や県よりも高い水準で推移している本町では、高齢者のひとり暮らし世帯や65歳以上の高齢者のみで生活する世帯が増加しており、認知症を患う方も多くなっています。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生活できる体制を整えることは非常に重要なことです。今後も高齢化率上昇や人口減少が見込まれることから、高齢者を支える体制を持続可能なものとして確立していく必要があります。
- 高齢者のうちおよそ8割が要介護認定を受けていない方であり、本町では、高齢者が参加できる生涯学習やボランティア活動、社会参加の事業を数多く実施しています。高齢者が社会とのつながりを保ち、生きがいづくりや健康づくり・介護予防に対する意識向上を図り、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるような地域づくりが求められています。
- 全国的に認知症になる高齢者が増加傾向にある中で、高齢化率が高い本町では認知症予防とともに、認知症の方の社会参加と町民の理解を一層深め、地域の支え合い体制づくりを推進していく必要があります。
- 認知症や要介護認定のレベルに応じて、本人や家族の生活状況に応じて生活を選べる多種多様な介護ニーズに応えられる介護保険サービスを充実することが求められています。
- 高齢者の自立した生活を支えることを基本として、高齢者が暮らしやすいと感じる町となるよう、公共施設の設備改善や移動手段の確保等を行っていく必要があります。





■ 主な施策

【① 生きがいづくりと社会参加の促進】

- 高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、シニアクラブ活動の支援をはじめ、ボランティア活動の促進、学習・健康づくり・通いの場の提供を図ります。
- 高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう、シルバー人材センターへの支援など就業、社会参加を促進します。

【② 健康づくり・介護予防の推進】

- 様々なイベント等を通じて、高齢者の健康づくりの意識啓発を図るとともに、高齢者が楽しみながら健康づくりが行えるような事業推進を行います。
- 高齢者に対する介護予防策として、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施し、総合的な介護予防システムの定着に努めます。

【③ 認知症施策の推進】

- 認知症予防に取り組むとともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けられるよう、認知症についての知識の普及や認知症サポーターの養成など、認知症になっても暮らしやすい地域体制づくりを推進します。

【④ 介護保険事業の適正な運営】

- 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・介護給付適正化計画」に基づき、介護給付や予防給付の実施、制度やサービスの周知、要介護認定調査、苦情への適正な対応、サービスの質の向上など介護保険事業の適正な運営を図るとともに、十分な介護サービスを提供できるよう、県と連携の上、介護人員の確保に努めます。

【⑤ 高齢者が暮らしやすい環境づくりの推進】

- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が、住み慣れた地域で生活していくために地域で見守る啓発活動を進めるほか、在宅生活を支援する福祉サービスの充実により、暮らしの質を保てるような包括的支援を推進します。
- 高齢者いきいきセンターの活用により、様々な高齢者事業を展開します。
- 地域社会の中で、高齢者が自立した生活を送ることができるよう、公共施設などの整備・改善を図るとともに、高齢者が利用しやすい移動手段の確保について検討します。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	1 貧困をなくそう 目録1 (貧困)	3 すべての人に健康と福祉を 目録3 (健康・福祉)	4 質の高い教育をみんなに 目録4 (教育)	8 働きがいも経済成長も 目録8 (経済成長・雇用)	9 産業と経済活動の革新 目録9 (イノベーション)	10 人や国の不平等をなくそう 目録10 (不平等)	11 住み続けられるまちづくりを 目録11 (まちづくり)	16 平和と公正をすべての人に 目録16 (平和と公正)	17 パートナーシップで目標を達成しよう 目録17 (パートナーシップ)
施策該当 番号		①,②,③	③				⑤		④,⑤

■ 関連する個別計画等

- 河津町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・介護給付適正化計画
- 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略



3 障がい児者福祉の推進

■ 目指す姿

- 障がい児者が地域社会の一員として、安心して自立した生活を送っています。
- 就労の場、社会参加の場が確保されています。

■ 現状と課題

- 障がいがあっても住み慣れた地域で自分らしく生活をするためには、まずは地域住民が障がいに理解を示すことが大切です。障がいのある人を地域に住む一人として分け隔てなく接し、日頃から見守り、支援が必要な時には手を差し伸べることができる地域づくりを進めていく必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、身体機能の低下による障がいや障がいが重度化・重複化する高齢者が増加することが見込まれており、障がい福祉サービスのニーズの見直し等が求められます。
- 平成 25 年 4 月から一部の難病患者も障害者総合支援法の対象となり、対象となる難病は定期的に見直しが行われていることから、障害者手帳所持者に限らない十分な周知と適切なサービスの提供が求められています。多様化するニーズに応じた支援や障がい児者の福祉に関する相談ができる環境を整備する必要があります。
- 本町では、1 市 5 町の賀茂地区で広域連携を図りながら、障がい福祉サービスを提供しています。町内では受けられないサービスが受けられるというメリットがありますが、利用者と事業所が各地域に分散しやすいことが課題として挙げられます。
- 障がいのある人は地域や社会から疎遠となりやすいことから、積極的に地域活動や就労等の社会参加を進めていく必要があります。
- 就学前の障がいのある児童が、早期に福祉サービスを利用することは発達支援につながることから、早い段階で専門機関につなげられ、早期の支援ができる体制の充実を図る必要があります。





■ 主な施策

【① 相互理解の促進】

- 障がい児者に対する理解を深めるため、ノーマライゼーション※¹ 理念の普及に努めるとともに、地域行事・活動などにおいて、地域住民と障がい児者とのふれあい、交流を促進します。

【② 障がい児者支援の総合的推進】

- 障がいの種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、障害者総合支援法及び児童福祉法による各種障害福祉サービスや地域生活支援事業を充実するとともに、賀茂地区における事業者等と協力して社会資源の整備を促進します。
- 障がい児者が適切なサービスを利用できるよう制度周知・相談体制の充実を図ります。

【③ 就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進】

- 障がいのある人が地域行事やスポーツなど様々な機会を通じて社会に参加できるよう、その機会の充実に努めます。
- 障がいのある人の就労のため、ハローワークや就労支援事業所等と連携し、就労機会の確保に努めます。

【④ 療育支援体制の充実】

- 障がいの早期発見、早期対応をするために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、療育支援体制の充実を図ります。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	 目標1 (貧困)	 目標3 (健康・福祉)	 目標4 (教育)	 目標8 (経済成長・雇用)	 目標9 (インフラ、技術革新)	 目標10 (不平等)	 目標11 (まちづくり)	 目標16 (平和と公正)	 目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号		②,④	①	③					④

■ 関連する個別計画等

- 賀茂地区障害者計画及び賀茂地区障害福祉計画・賀茂地区障害児福祉計画
- 河津町障害者活躍推進計画

※¹ ノーマライゼーション … 社会福祉の分野において、障がいの有無や性別、年齢の違いなどによって区別をされることなく、主体的に、当たり前、生活や権利の保障されたバリアフリーな環境を整えていく考え方



4 地域福祉の推進

■ 目指す姿

- 地域に助け合いの心が育まれ、互いに支え合う仕組みによって、誰もが安心して暮らしています。
- 生活支援を必要とする人が、適切な援助により地域で自立した生活を送っています。
- ボランティア意識の高揚が図られ、多くの町民がボランティア活動に参加しています。

■ 現状と課題

- 少子高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭など、支援を必要としている方は増加傾向にあり、多種多様でより細かな支援を求められることも多くなっています。一方で、支援する人手は十分ではなく、一人ひとりの細かなニーズにまでは応えられない現状にあり、インフォーマルな部分も含め、地域福祉の重要性が高まっています。
- 地域福祉は、老若男女問わず町民一人ひとりが支援をする側・受ける側の両方に立って、互いに支え合うことを基本としています。そのため、地域の中で福祉の心を育み、見守り・支えあう体制づくりによる活動基盤の充実を図る必要があります。
- 近年の地域活動の多様化などに伴い、地域福祉活動を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの役割が重要となっており、体制の強化や連携を深めていく必要があります。
- 本町では、小中学校と協力し、子どもの頃から福祉教育を受ける機会を設けています。また、社会福祉協議会を中心としたボランティア活動を推進し、町民の福祉意識向上に努めていますが、若年層や男性のボランティア・福祉活動者が少なく、ボランティアを実践する団体・個人の高齢化、担い手不足による団体等の存続の難しさなどが課題となっています。福祉への関心を高めるための講座の実施など、ボランティアの育成支援、活性化を図る必要があります。
- 生活保護制度は、生活に困窮するすべての人々に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度ですが、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。今後は、関係機関と連携し、低所得者に対する相談や生活保護制度の適正運用の促進に努めるとともに、平成 27 年より開始された生活困窮者自立支援制度による生活全般にわたる困りごと相談の利用を勧めるなど、生活保護に至る前に、生活困窮者の経済的自立と生活意欲の高揚に向けた取り組みを実施していく必要があります。



■ 主な施策

【① 福祉意識の高揚】

- 町民の福祉意識の高揚を図るため、関係団体等と連携した福祉イベントの開催をはじめ、地域住民との交流など広報・啓発活動を実施します。
- 福祉教育実践校活動等を通して、子どもの頃から福祉教育やボランティア活動への取り組みを充実します。

【② 地域共生社会の実現】

- 社会福祉協議会への活動支援を行うことにより、その組織強化と取り組みの充実を図ります。
- 民生委員・児童委員の活動充実、各種関係団体の活動支援を行うことで地域支援体制を拡充し、ボランティアの育成、そのネットワーク化に努め、多様な担い手が参画し、町民が主体的に支え合う地域共生社会の実現に努めます。

【③ ボランティア意識の高揚と活動の促進】

- 学校における福祉教育の充実を図り、子どもの頃からボランティアへの理解を深めるよう努めます。
- 様々なボランティア体験の場や機会を提供することによって、ボランティアへの理解を深め、継続的な活動の促進を図ります。

【④ ボランティアの育成】

- より多くの町民がボランティア活動に参加できるよう、多様なボランティア養成講座や講習会などを開設し、ボランティア層を拡大するとともに、ボランティアの資質向上を図り、地域活動の担い手として育成します。
- ボランティア連絡協議会の機能を強化し、ボランティアに対する相談・助言、情報提供の充実を図ります。
- ボランティア活動を活発化させるため、そのリーダーとなるボランティア・コーディネーターや各種マイスターを養成します。

【⑤ 低所得者福祉の充実】

- 民生児童委員との連携のもと、生活保護に至る前に、可能な限り生活困窮者の経済的自立と生活意欲の高揚に向けたきめ細かい相談活動と適切な指導に努めます。
- 生活福祉資金や暮らしの資金など、貸付金制度の効果的な活用を図ります。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国々の平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
	目標 1 (貧困)	目標 3 (健康・福祉)	目標 4 (教育)	目標 8 (経済成長・雇用)	目標 9 (イノベーション)	目標 10 (不平等)	目標 11 (まちづくり)	目標 16 (平和と公正)	目標 17 (パートナーシップ)
施策該当 番号	⑤		①,③,④						①,②

■ 関連する個別計画等

- 河津町地域福祉計画
- 河津町社会福祉協議会 地域福祉活動計画
- 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略



5 健康づくり・医療体制の充実

■ 目指す姿

- 健康づくりの環境が整備され、町民が自発的に健康づくりに取り組んでいます。
- 町民の生涯を通じた健康を確保する仕組みが機能しています。
- 休日や夜間であっても、誰もが安心して医療を受けられる体制が整っています。

■ 現状と課題

- 健康は日々の生活の基本であり、日頃から健康の維持・増進のための取り組みを行う必要があります。不健全な生活習慣が続くと、徐々に健康を蝕み、生活習慣病^{※1}（高血圧、糖尿病、高脂血症、がん等）として現れます。そのため、できる限り長い期間、自由な食事や活動等を楽しむためには、若い時から身体の状態と生活習慣とのバランスを取りながら生活することが必要となります。
- 現代は、ストレス過多の社会であり、ストレス等を理由とした精神症状や不眠等により心身に不調をきたす方が増えています。身体のみならず、心の病気に対する対策も必要とされています。
- 本町では、保健福祉センターを拠点に、健康づくりに関する啓発活動等を推進するとともに、健康診査、健康教育、健康相談をはじめとする各年代に応じた保健サービスを提供しています。また、健康づくり食生活推進員などの地域における健康づくり活動も支援しています。しかし、本町においても生活習慣病及びその予備群が増加傾向にあるため、住民の健康意識の高揚と自主的な健康づくり活動の促進を基本に、生涯の各ライフステージにおける保健サービスの一層の充実を図り、蓄積されている健診データ等を効果的に活用しながら、予防重視型の健康づくりを進めていく必要があります。
- 令和元年末に感染が確認された新型コロナウイルスは、世界中に広がり、多くの死者を出し、感染症対策の重要性・必要性を広く知らしめることになりました。感染拡大の予防や早期対応に向けて、正しい知識の普及や保健医療体制の整備を図っていく必要があります。
- 本町には病院2か所、診療所4か所、歯科診療所5か所があり、町民の健康を支えています。訪問診療や往診に対応している病院、診療所、歯科診療所もあり、病気や障がいによって外出することが難しい方も医療が受けられる体制が整っています。しかし、本町では受けることができない高度な医療が必要な場合には、これまでどおり町外に出る必要があります。早期開通が期待される伊豆縦貫自動車道の有効利用をはじめ、連携先の病院との関係を強化する等、スムーズな搬送や受け入れ体制の確立が求められています。
- 2次救急医療に対応している伊豆今井浜病院の開院により本町の救急医療体制は大幅に改善しましたが、万が一の事態に備えて、引き続き救急医療体制の充実に取り組み、有事に備える必要があります。

※1 生活習慣病 … 生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気。肥満、骨粗鬆症、高血圧、糖尿病、高脂血症、がんなどの症状が代表的。かつて成人病といわれていたが、平成8年12月、厚生省公衆衛生審議会でこの言葉が提唱された。



■ 主な施策

【① 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進】

- 「健康増進計画」に基づき、運動の習慣化をはじめ、栄養・食生活の改善やたばこ・アルコール対策、歯の健康づくり、心の健康など、ライフステージに応じた健全な生活習慣の確立に向けた町民の自主的な健康づくり活動を促進します。
- 広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催などにより、健康づくりに対する意識の高揚や健康に対する正しい知識の普及を図ります。

【② 健康づくり活動の促進】

- 健康づくり食生活推進員などを活用した各地区における健康づくり活動を充実するとともに、健康づくりサークル等の組織化を推進します。

【③ 疾病予防・フレイル予防・重症化予防の推進】

- 自分自身の健康状態の把握を促すため、特定健診、後期高齢者健診及び各種がん検診の受診率向上を図ることにより、早期発見、早期治療を促進します。
- 栄養（食・口腔機能）・運動・社会参加を意識した高齢者向けのフレイル^{※1}の予防事業を展開します。
- 高血圧や糖尿病などの健康相談や生活習慣に応じた個別健康教育、集団健康教育の充実を図り、町民一人ひとりに適切なアドバイスができる体制づくりを進めます。
- 発病予防・重症化予防・感染症の蔓延予防を目的に予防接種に関する知識の普及啓発や予防接種率の向上を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症に対応すべく、「河津町新型インフルエンザ等対策行動計画」を基に静岡県や医療機関等関係機関と連携し、感染拡大防止に努めます。

【④ 健康管理システムの充実】

- 個別的・経年的に管理している健診データを、健康相談・健康教育等の保健活動に反映するとともに、福祉サービスにもつなげ、PDCAサイクル^{※2}を意識した効率的・効果的な保健事業の展開に努めます。

【⑤ 地域医療体制の充実】

- 地域に密着した診療所の確保に努めるとともに、訪問看護等の充実を図ります。

【⑥ 広域における医療機関の充実】

- 多様化・高度化する医療ニーズに応えるため、伊豆縦貫自動車道の整備に伴い、関係市町との連携をより強化し、広域圏における中核となる病院の充実に努めます。

【⑦ 救急医療体制の充実】

- 関係市町と協力し、2次救急医療（救急指定病院）の充実を図るとともに、救急救命士の養成等必要な人員の確保、救急医療の適切な利用の啓発、講習会等の開催による応急手当などの知識と技術の普及に努めます。
- 多職種による効率的な連携を進めるとともに、さらに数少ない専門職の効率的な活用を進めるため、広域的な連携をさらに強化していきます。

※1 フレイル … 「Frailty(虚弱)」の日本語訳で、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと

※2 PDCAサイクル … Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと



■ 連携する SDGs

連携する SDGs	 目標1 (貧困)	 目標3 (健康・福祉)	 目標4 (教育)	 目標8 (経済成長・雇用)	 目標9 (インフラ・技術革新)	 目標10 (不平等)	 目標11 (まちづくり)	 目標16 (平和と公正)	 目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号		①,③,⑤	①,⑦		④		⑥		②,⑥,⑦

■ 関連する個別計画等

- 河津町健康増進計画
- 河津町医療救護計画
- 河津町国民健康保険 保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 河津町新型インフルエンザ等対策行動計画
- 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略



■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の10年後の未来像 ■

◎大きな病院があってほしい。（南小）



6 社会保障の充実

■ 目指す姿

- 各種社会保険制度が町民に理解され、適正に運用されることにより、町民の生活基盤の充実が図られています。

■ 現状と課題

- 国民健康保険事業は、住民の医療の確保、健康の維持・増進に大きな役割を果たしていますが、急速な高齢化の進展や医療の高度化等により、医療費は増大し続け、全国的にその運営は厳しい状況にあり、国においては国民健康保険制度改革が進められています。今後は、制度改革への対応を図るとともに、事業の安定運営のために、様々な施策による医療費の適正化や国民健康保険税の収納率を向上させる必要があります。
- 国民年金制度は、老後の生活を経済的に保障するための基礎となる必要不可欠な制度となるため、今後も日本年金機構と連携し、制度に対する住民の理解をさらに深めていく必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者の医療を保障する制度で、静岡県後期高齢者医療広域連合が運営の主体となっています。健全運営を継続していくために、今後も静岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度に対する住民の理解をさらに深めていく必要があります。
- 社会保険制度は保険料等を主な財源としているため、支援を必要とする方が多ければ多いほど財政が圧迫され、公的負担は増えていきます。特に、今後も高齢化の進行による利用者増が見込まれていることから、すべての年代に対して適正な利用を求めていく必要があります。



■ 主な施策

【① 国民健康保険事業の運営・充実】

- 国民健康保険加入者の生活習慣病の早期発見・対策のために、特定健診・特定保健指導等の充実を図り、健康の保持・増進活動を促進します。
- 制度改革への対応を図るとともに、医療費適正化対策の推進、国民健康保険税の収納率の向上を図ります。
- 広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導等により適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。

【② 国民年金制度の啓発】

- 国民年金の制度について正しい理解を深めるため加入対象者の把握及び加入促進を年金事務所と連携しながら、年金制度に関する情報提供に努めます。
- 年金事務所と連携し、国民年金の資格異動、各種届出の受付、相談受付について適切な対応を行います。

【③ 後期高齢者医療制度の円滑な運営】

- 広域的な連携のもと、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めます。
- 後期高齢者医療制度について正しい理解を深めるため、関係機関と連携し、広報・啓発活動の充実を図ります。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と基礎施設の革新を促す	10 人や国の不平等をなくす	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう
	目標 1 (貧困)	目標 3 (健康・福祉)	目標 4 (教育)	目標 8 (経済成長・雇用)	目標 9 (イノベーション)	目標 10 (不平等)	目標 11 (まちづくり)	目標 16 (平和と公正)	目標 17 (パートナーシップ)
施策該当 番号		①,②,③				①,②,③			②,③

■ 関連する個別計画等

- 河津町国民健康保険 保健事業実施計画（データヘルス計画）



第3章 郷土を愛し、心豊かな人を育てるまちづくり

1 幼児・学校教育の充実

■ 目指す姿

- 子どもたちが、家庭や地域に見守られながら、健全に育っています。
- 安全・安心な環境の中で、児童・生徒が学びへの意欲にあふれ、学力の向上と豊かな人間性を育んでいます。

■ 現状と課題

- ICTの導入やグローバル化の推進、幼児教育・保育の無償化及び新学習指導要領の開始など、子どもを取り巻く環境は年々大きな変化をみせています。本町には、町立幼稚園が1園あり、豊かな自然環境を活かした幼児教育を実践しています。幼児教育の場は、子どもが初めて集団生活を経験する機会であり、子どもの人格形成にも大きく影響を与えるため、家庭、地域と連携し、生活の連続性を踏まえた取り組みを推進していく必要があります。
- 本町には、町立小学校が3校、町立中学校が1校あります。少子化の進行で、本町の小学校児童数は減少しており、今後もその傾向が続くことが予想されるため、令和5年度に3つの小学校を統合して新たな小学校を開校する予定です。この小学校は、河津町立河津中学校と連携した小中一貫校となることを想定しています。
- 学校教育の場では、幼児教育より高度な社会規範を学ぶとともに、教科ごとの知識を会得する機会を持ち、基礎的な学力を身に付けることとなります。児童生徒が社会の変化に主体的に対応できるようにするため、確かな学力を身に付け、自ら学び、自ら考える力を育むことが求められています。
- 障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば合理的な配慮のもと、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ教育を受け、様々な体験を経験でき、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育^{※1}が実践できる環境を整えることが求められています。
- 子どもたちの健全な身体的・精神的な成長のため、いじめや不登校などの未然防止やフォローする相談・支援体制を充実させる必要があります。
- 次代を担う子どもたちへ質の高い教育を提供できるよう、安全・安心で快適な学校環境及び情報通信機器等の整備や指導力豊かな教職員の育成を行っていく必要があります。
- 家庭や地域は子どもの健やかな育ちの基盤となります。家庭の教育力の低下や地域の関係性が希薄化していますが、家庭や地域との連携を密にして、子どもの様子や保護者が不安に感じていることなどを共有し、共に子どもの教育に関わっていく必要があります。

^{※1} インクルーシブ教育 … 人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み



■ 主な施策

【① 未就学児の幼児教育の充実】

- 豊かな自然環境の中で、集団生活や遊びを通して、知・徳・体のバランスのとれた幼児教育を推進するとともに、子どもを預けたい親が誰でも利用できる環境づくりに努めます。
- 障がいのある子どももいない子どもも共に遊び、様々な体験を通して、幼児期から思いやりの心を育むことができるよう、可能な限り障がい児の受け入れに努めます。

【② 学校教育等の充実】

- 学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの視点から「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も重視して授業を改善していきます。また、カリキュラム・マネジメントを確立して教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。
- 体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成します。
- グローバル化、情報化社会に即した英語教育や、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークによるGIGAスクール構想^{※1}の推進など、時代の変化に対応した教育を推進します。
- ボランティア活動や地域の自然・歴史的資源を活用した体験学習などを通じ、思いやりのこころを育てる福祉教育の充実、郷土に根ざした特色ある教育を推進します。
- 特別支援教育の充実のために、児童・生徒の適切な就学指導を行い、入学、入級が適切に行えるよう家庭、小・中学校と連携していきます
- 人権教育を推進するとともに、いじめや不登校など心の悩みを抱える児童・生徒に適切な対応ができるよう、専門の相談員を配置するなど相談体制の充実を図ります。
- ふるさとの食文化に対する子どもたちの理解を深めるため、地元でとれた食材の積極的な活用を図り、学校給食における地産地消の取り組みや栄養バランスのとれた食育を推進します。

【③ 小学校統廃合後の在り方の検討】

- 令和5年度の小学校の3校統合に向けて、新校舎の建設及びその後の小中一貫教育の在り方について検討します。
- 統合後の通学・学習支援・教育設備を整備し、保護者や児童が環境の変化に対応しやすい学校づくりを進めます。

【④ 学校施設の整備・充実】

- 子どもたちが安全・安心で、楽しく学校生活が送れるよう、学校施設のバリアフリー^{※2}化や情報通信機器の充実など、教育環境の整備・充実を計画的に推進します。
- 現存の学校施設・設備を長寿命化計画等に基づき、安全で快適に長期間利用できるよう、適切な管理・修繕を行います。
- 子どもたちの安全を確保し、地域の防災拠点施設としての役割を充実するため、校舎・体育館等の耐震管理を徹底し、災害時の学校施設の地域への開放を継続していきます。

※1 **GIGAスクール構想** … Global and Innovation Gateway for All の略で、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する考え方

※2 **バリアフリー** … 障がいのある人も高齢者も、社会を構成する一員として個々の能力に応じた役割を担いながら、共に生きる社会の実現をめざすため、障がい者・高齢者を取り巻く物理的環境や社会的偏見などのバリア（障壁、障がい、不便）を除去し、社会参加の可能性を高めようという考え方



【⑤ 教職員の資質向上】

- 教職員の主体的な研修を促進し、指導力・授業力のさらなる向上を図ります。

【⑥ 家庭・地域における教育機能の強化】

- 家庭や地域の人々の教育に対する関心を高めるため、学校と家庭・地域との連携を密にするとともに、家庭教育に関する学習機会の提供や教育講演会の充実を図ります。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と地域革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標3 (健康・福祉)	目標4 (教育)	目標8 (経済成長・雇用)	目標9 (イノベーション・技術革新)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号	①,②	①,②, ③,⑤		②		②,④	⑥

■ 関連する個別計画等

○ 河津町教育大綱

○ 河津町子ども・子育て支援事業計画





2 生涯学習・社会教育の充実

■ 目指す姿

- 「いつでも、どこでも、誰でも」生涯学習活動に取り組むことができる環境が整っています。
- 町民一人ひとりが学びを通して得た力を地域づくりに活かしています。
- 生涯学習活動を通じて国内・国際交流が進められ、人づくりとまちづくりにつながっています。

■ 現状と課題

- 健康寿命が延び、“人生100年時代”とも言われる中、人生をより豊かなものにするために、生涯にわたって自らの能力を高める生涯学習・社会教育が果たす役割が一層重要になっています。また、生涯学習・社会教育を通じてコミュニティの活性化が期待されることから、多様な学習の機会を創出し、その学びの成果を適切に活かし活躍できるようにすることが必要となっています。
- 本町では、河津町立文化の家（河津町立図書館）の生涯学習室を各種教室の拠点としており、成人を対象にしたさくらアカデミー、高齢者を対象にした寿大学等を開講しています。各教室は、町民が興味をもつ内容になるように努めるとともに、作品や成果の発表の機会を設けるようにしています。今後は、住民の学習ニーズを把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムを提供するとともに、指導者の発掘や育成、及び自主的な学習活動を支援する必要があります。





■ 主な施策

【① 生涯学習施設の活用促進】

- 生涯学習講座や読み聞かせ等の活動拠点として「文化の家」の適切な維持管理に努めるとともに、さらなる有効活用に努めます。

【② 学習内容・機会の充実】

- 広報紙や町のホームページなど、様々な媒体を通じて広く生涯学習情報の提供に努めるとともに、多様化する町民の学習ニーズの把握、高度情報化社会に対応した情報教育の充実など、幅広い分野にわたる学習機会の提供に努めます。
- 本町の恵まれた自然をはじめ、歴史・文化財等の資源を活用した特色ある学習機会の充実に努めます。
- 町内に潜在する様々な技能や能力を持った方々の発掘に努め、その方々の活用を図るとともに、生涯学習によって得た知識や技術など、その学習成果をボランティア活動等に活かす場の提供に努めます。

【③ 自主的な学習活動への支援】

- 各種学習団体やグループ活動を支援し、生涯学習指導者の育成と確保を図り、活動場所や成果発表の機会の提供など、町民の主体的な学習活動を支援します。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	 3 すべての人に健康と福祉を 目標3 (健康・福祉)	 4 質の高い教育をみんなに 目標4 (教育)	 8 働きがいも経済成長も 目標8 (経済成長・雇用)	 9 産業と基礎施設の革新をつくらう 目標9 (イノベーション、技術革新)	 11 住み続けられるまちづくりを 目標11 (まちづくり)	 12 つくる責任 つかう責任 目標12 (生産と消費)	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう 目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号		②,③			①		③

■ 関連する個別計画等

- 生涯学習推進大綱





3 生涯スポーツの振興

■ 目指す姿

- 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加し、町民との交流を深め、健康増進と自己実現につなげています。

■ 現状と課題

- スポーツは、健康・体力の維持増進に役立つだけでなく、住民の親睦や交流を深め、ゆとりと潤いのある地域社会を育むものとして重要な役割を担っています。誰もが、健康で生きがいのある生活を築くため、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められています。
- 本町では、生きがいや楽しみを目的とする軽スポーツ・レクリエーション活動の支援として、町内で各種スポーツ教室を開催しています。また、町民の日常的な運動の場として、町立小中学校のグラウンドや体育館等を予約制で貸し出しており、小学生から高齢者まで様々な年代の方が利用しています。今後は、町民のやる気や安全性向上のため、各スポーツの専門的な知識をもった指導者が指導・管理することが必要となっています。
- 本町では、町民参加の町民体育大会や健康づくりハイキング、元旦マラソン大会、下田河津間駅伝競走大会を開催し、町民がスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会としたり、自主的な活動のモチベーション向上の機会としています。また、競技スポーツとしては、毎年開催されているしずおか市町対抗駅伝において、ふるさと賞（人口10,000人未満の市町の1位チーム：第16回大会より新設）を複数回、受賞しており、より一層の競技レベル向上が期待されます。





■ 主な施策

【① 生涯スポーツの普及促進】

- 生きがいとなるスポーツの振興や、誰でも気軽に楽しむことができるスポーツ・レクリエーションの普及に努め、町民一スポーツを実現していくため、各種スポーツ教室を充実します。
- 各種スポーツ講習会・研修会などの充実により、スポーツ推進委員やスポーツ指導者の発掘・育成・資質の向上を図ります。
- スポーツ協会加盟団体の活動を支援するとともに、参加者の拡充に努め、スポーツの振興を図ります。
- 町民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、学校施設を開放し、有効利用を図ります。

【② 各種大会・スポーツ行事の充実】

- スポーツ協会等の関係団体と連携し、地域における各種大会・行事などを充実し、より多くの町民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の拡大を図り、町民の健康と体力づくりを推進します。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標3 (健康・福祉)	目標4 (教育)	目標8 (経済成長・雇用)	目標9 (インフラ、技術革新)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号		①			①		①,②





4 青少年の健全育成

■ 目指す姿

- 家庭・学校・地域の連携により、青少年に協調性や思いやりのところが身に付き、地域で活躍しています。

■ 現状と課題

- 核家族化や急激な情報化の進行など、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、全国的に家庭や地域社会の教育力の低下がみられ、人間関係の希薄化や規範意識の低下などが青少年へ様々な影響を及ぼすことが指摘されています。
- 本町では、青少年育成団体が中心となった体験活動や中学生によるボランティア活動が実施されていますが、少子化の影響もあり、参加する児童・生徒が減少し、地域の担い手となる人材も不足しています。
- 人間関係や将来に不安を抱く青少年に関わる問題が複雑化しているため、次世代を担う青少年が社会の一員として主体的に生きられるよう、今後も青少年健全育成活動の推進や有害環境の浄化等、子どもが健やかに成長できる環境づくりが求められています。また、この問題は、家庭や学校、地域を巻き込んだものであることから、関係各署と連携をし、情報を共有していくとともに、各種団体の支援・育成、指導者の養成などを実施していく必要があります。

■ 主な施策

【① 青少年健全育成体制の充実】

- より良い家庭環境づくりのため、家庭教育に関する学習機会の提供や教育講演会などの充実を図ります。
- 家庭・学校・地域が一体となって、青少年健全育成活動を展開するための連携強化、青少年の育成に有害な社会環境の浄化活動や非行防止活動を、地域ぐるみで推進します。

【② 青少年活動の促進】

- 青少年の自立性・主体性・社会性を育てるため、文化活動やスポーツ活動への支援、ボランティア活動の場や関連情報の提供、地域行事への参加による地域社会との連携を促進します。
- 青少年活動の活発化を図るため、新たな青少年団体・グループの立ち上げや活動に関わる地域住民の確保に努めます。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と地域発展の 基盤をつくる	11 住み続けたいまち をつくる	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標3 (健康・福祉)	目標4 (教育)	目標8 (経済成長・雇用)	目標9 (イノベーション、技術革新)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号		①					①,②



5 地域文化の継承と創造

■ 目指す姿

- 本町の誇りである伝統・文化財が大切に守られ、引き継がれています。
- 町民一人ひとりが豊かな文化にふれながら生活し、意欲的に文化活動を展開しています。

■ 現状と課題

- 町民が文化・芸術活動を行うことは、幅広い分野の興味・関心を高める上で非常に大切な役割を持ちます。そのため、より多くの町民が文化・芸術を身近なものとして感じられる環境づくりとして、町民が制作した作品の展示・発表の場の確保や、音楽や芸術等の質の高い文化に触れる機会の充実等に努める必要があります。
- 主に図書館としての機能をもつ河津町立文化の家は、町民の文化・芸術活動の拠点としての役割も担っており、今後も活動に適した十分な環境が保たれるよう維持管理していく必要があります。
- 本町には、国の天然記念物をはじめとする20件の指定文化財（有形・無形含む）が存在し、その分野は自然や建造物、工芸、芸能等と幅広いものとなっています。また、町民に親しまれてきた行事や特産品を活かした食文化等も本町の大事な文化と言えます。これらの歴史的、民俗的価値を再認識し、これからも守り続けていくことが求められています。





■ 主な施策

【① 文化活動の推進】

- 町民の文化に対する意識の高揚を図るとともに、多様なニーズに応えるため、文化活動の情報の提供に努め、文化活動の機会の拡充や優れた文化・芸術と接する機会の提供に努めます。

【② 文化施設の活用促進】

- 町民の文化・芸術活動の拠点として、「文化の家」の適切な維持管理に努めるとともに、さらなる有効活用に努めます。

【③ 地域文化・歴史の伝承・活用】

- 地域の風土や歴史によって培われてきた伝統行事・郷土芸能・祭りなどを学ぶ機会を設けるほか、その保存・伝承・活用に努めます。
- 郷土の歴史と諸事実を後世に伝えるため、町史編さんを行うなど、文化財等に関する資料の整理と充実を図ります。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	 3 すべての人に 健康と福祉を	 4 質の高い教育を みんなに	 8 働きがいも 経済成長も	 9 産業と地域経済の 持続可能性を 高めよう	 11 住み続けられる まちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
目標3 (健康・福祉)		目標4 (教育)	目標8 (経済成長・雇用)	目標9 (イノベーション、持続発展)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号		①,③			②		

■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の10年後の未来像 ■

◎有名な人が来る河津になってほしい。(南小)

◎この町から大スターが出て、大スターの地元として有名になってほしい。
(南小)



第4章 豊かな自然と共生し、快適で利便性のあるまちづくり

1 土地利用・居住環境の整備

■ 目指す姿

- 駅周辺で商業施設の集積が進み、町の中心地としての魅力が高まっています。
- 良好な住環境が整備され、町民が快適に暮らしています。
- 公園や緑地が整備され、憩いや交流の場として、誰もが親しみをもって利用しています。
- 土地利用の適正な規制・誘導が図られ、計画的な土地利用が進められています。
- 地形条件や自然環境、まちの構造など、それぞれの特徴を活かした土地利用が進められ、魅力の向上が図られています。

■ 現状と課題

- 町北部には国有林が広がり、総面積の約8割が山林と原野に占められており、約2割の中山間地域と平坦地が農地や宅地などに利用されています。限られた土地を有効活用するために、土地利用は計画的に進めていく必要があります。
- 森林や農地に囲まれた中山間地域は、自然豊かで、農業体験や学習の場等として活用されたり、別荘地としての需要もありますが、水路や生活道路、災害対策の面では、不便・不足している部分もあります。また、高齢化等による農業従事者の減少により、増加している耕作放棄地の有効利用が求められています。
- 町内には山間地や海辺、市街地といった地理的な特性があることから、様々な魅力のある景観として、それぞれの地域の特性を活かした街並みの形成を図る必要があります。
- 河津駅周辺はスーパーや銀行等が立地する商業地域で、町の中心地としての機能を果たしています。町内で最も利便性が高いエリアということもあり、町民の半数以上が河津駅を囲むように居住しています。今後は、より良好な居住環境にするため、道路や排水路の改良・修繕等を行う必要があります。
- 公園や緑地は、住民のやすらぎ・憩いの場、子どもの遊び場など快適な生活環境を形成するとともに、災害時には避難場所となる重要な施設です。本町の都市公園は笹原公園の1か所のみですが、河津浜児童公園、河津バガテル公園、伊豆元気わくわくの森公園、峰温泉大噴湯公園、河津城跡公園、端戸山公園など、特色ある公園が整備されています。笹原公園以外の維持管理に関しては、地域住民の協力も得ながら、適切な自主的管理を実施していく必要があります。



■ 主な施策

【① 計画的な土地利用の推進】

- 都市計画の目指す姿である「河津町都市計画マスタープラン」と整合性をとりながら、都市地域の総合的な整備を進めます。
- 土地利用の関連法等の周知及び一体的運用により、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導に努めます。
- 円滑な土地取引及び災害時の早期復旧などに寄与するため、国土調査法に基づく地籍調査を計画的に推進します。

【② 農村環境や自然環境の保全と有効な土地利用の促進】

- 計画的な土地利用を徹底し、集団農地などの優良農地の保全に努めるとともに、耕作放棄地解消に向けた取り組みを支援します。
- 中山間地域については、豊かな農村風景を維持するため、無秩序な開発を抑制するとともに、耕作放棄地の解消や災害防止対策、水路、生活道路の整備などを進め、暮らしやすい環境を整えます。
- ふるさと体験の場とし、良好な自然環境を活かし、自然とのふれあいや野外レクリエーションの場としての利用を検討するとともに、都市部では味わうことのできない農村の魅力を活かしたふるさと体験（農業体験や農村生活体験）の場などとしての有効活用を進めます。

【③ 魅力ある街並みの形成】

- 既存の温泉地は、温泉資源を有効に活かし、特色ある街並み形成を図ります。
- 湯ヶ野地区は、伊豆縦貫自動車道の河津ＩＣが整備され、新たな町の入り口として自然景観を守りつつ、伊豆の踊り子ゆかりの叙情あふれる温泉地として良好な環境を守るとともに、文学の里ゾーンとしてさらなるイメージアップを図るため、既存施設の有効利用や環境整備を進めます。
- 七滝温泉一帯は、自然の里ゾーンと位置づけ、天城の豊かな森林や美しい渓谷、秘境ムードあふれる風景を活かした地域づくりを進めます。また、七滝一帯については、ジオパークとして自然環境と調和したグレードの高い環境整備を進めます。
- 菖蒲沢、今井浜、河津浜一帯の海岸沿いの地区は、海や海辺の保全・美化を基本に、海洋レジャーゾーンとしての機能を充実させ、海の魅力を活かした地域づくりを進めます。

【④ 居住環境の整備】

- 地域住民の協力を得ながら、町道の改良や排水路の整備を進め、市街地については、住宅地利用を促進するとともに、良好な居住環境を形成します。

【⑤ 良好な市街地の整備・形成】

- 河津駅周辺地区の利用されていない土地については、商業施設などとしての利用を促進します。
- 河津駅周辺は、駐車場の整備、駅前広場など交通関連施設の修景やユニバーサルデザイン※¹化を計画的に進め、観光地河津の情報発信拠点としての機能の充実を図ります。

※¹ ユニバーサルデザイン … 年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめてから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品などにデザイン化すること



【⑥ 公園緑地等の整備・管理】

- 町民の憩いの場やコミュニティの場として笹原公園の維持・管理を行います。
- 各公園の特色や地域の実情に即した公園機能の充実に努め、利用促進を図ります。
- 地域住民やボランティアなどによる自主的管理を促進します。
- 風土の森は、子どもたちの自然とのふれあいの場として、また、町民や観光客にとっての自然散策・四季の草花鑑賞の場として保全・活用を進めます。
- 河川については、県と連携し進める護岸整備により、親水護岸や水辺の遊歩道の整備を進めます。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	4 質の高い教育を みんなに  目標 4 (教育)	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  目標 7 (エネルギー)	8 働きがいも 経済成長も  目標 8 (経済成長・雇用)	9 産業と基礎施設の 革新をつくらう  目標 9 (インフラ、技術革新)	11 住み続けられる まちづくりを  目標 11 (まちづくり)	13 気候変動に 具体的な対策を  目標 13 (気候変動)	15 陸の豊かさも 守ろう  目標 15 (陸上資源)	17 パートナーシップで 目標を達成しよう  目標 17 (パートナーシップ)
	施策該当 番号			④	①,②,③, ④,⑤,⑥	①,②	②	⑥

■ 関連する個別計画等

- 社会資本総合整備計画
- 伊豆縦貫自動車道 I C 周辺地域振興計画
- 河津町都市計画マスタープラン
- 河津町国土強靱化計画（策定予定）



■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の 10 年後の未来像 ■

- ◎星が観察できる町。(南小)
- ◎自然が沢山のきれいな河津町のままだが良い。(東小)



2 道路ネットワークの整備

■ 目指す姿

- 伊豆縦貫自動車道「河津下田道路」をはじめとする幹線道路の整備が進み、町内及び他市町との円滑な交通が確保されています。
- 生活に密着した道路・橋梁が整備され、町民が安心して暮らしています。

■ 現状と課題

- 半島に位置する本町において、町民の主な交通手段は車です。町内外への移動はもちろんのこと、首都圏等への移動にも車が使われることが多くなっています。今後も、広域的な道路ネットワークの整備の実現に向け、継続して国・県に要望をしていく必要があります。
- 本町のみならず、伊豆半島は観光業が盛んで多くの観光客が訪れる一方、半島という性質上、通行できる道路の限りがあり、交通渋滞が頻発するという問題があります。伊豆縦貫自動車道の全区間開通により、渋滞緩和や観光客増加、災害時のライフラインの確保等の様々なメリットが見込まれることから、早期開通が望まれます。
- 河津駅やその周辺は、観光の玄関口であると同時に、町民の生活の中心でもあることから、道路の段差を解消する等、利便性の向上を図る必要があります。
- 高度経済成長期に建設された町内の道路や橋梁は建設からかなりの年数が経っており、老朽化による破損や安全性の低下がみられ、修繕や改築が必要なものが多くあります。費用や破損状況に応じて、効率的・段階的に維持補修を進めていく必要があります。





■ 主な施策

【① 国・県道の整備促進】

- 一般国道や県道の狭あい部分や危険箇所などの改良整備を、国や県に対して積極的に要請していきます。

【② 伊豆半島の交通渋滞緩和施策の促進】

- 県や伊豆地域の市町、公共交通関連事業者と協力して、伊豆縦貫自動車道の早期整備をはじめ、伊豆半島全体での交通の利便性を図り、交通渋滞の緩和と環境保全に努めます。

【③ 都市計画道路の整備】

- 市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備を進めます。特に浜峰線については、町の中心道路として優先的に整備を進めます。
- 都市計画道路の整備にあたっては、道路施設改修に併せ、街路樹の植栽やユニバーサルデザインに配慮し、人や環境にやさしい道路とします。

【④ 安全で快適な道路・橋梁の整備】

- 「河津町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、町が管理する道路・橋梁の適切な維持管理を行い、道路・橋梁の長期的な利用を促進します。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	4 質の高い教育を みんなに  目標4 (教育)	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  目標7 (エネルギー)	8 働きがいも 経済成長も  目標8 (経済成長・雇用)	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう  目標9 (イノヴァ、技術革新)	11 住み続けられる まちづくりを  目標11 (まちづくり)	13 気候変動に 具体的な対策を  目標13 (気候変動)	15 陸の豊かさも 守ろう  目標15 (陸上資源)	17 パートナーシップで 目標を達成しよう  目標17 (パートナーシップ)	
	施策該当 番号				①,②, ③,④	①,②, ③,④			

■ 関連する個別計画等

- 社会資本総合整備計画
- 伊豆縦貫自動車道 I C 周辺地域振興計画
- 河津町耐震改修促進計画
- 河津町都市計画マスタープラン
- 河津町橋梁長寿命化修繕計画

■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の 10 年後の未来像 ■

◎伊豆縦貫道が通って、沢山の人に河津に来てほしい。(南小)



3 公共交通網の充実

■ 目指す姿

- 公共交通ネットワークが機能し、誰もが気軽に移動できる環境が整備されています。

■ 現状と課題

- 本町における公共交通機関はバスと電車であり、町民の自家用車での移動の増加に伴い利用者は減少しています。しかし少子高齢化が進むにつれ、免許返納等「運転をしない」選択をした町民や観光客への利便性のある移動手段が求められています。
- 本町の商業エリアは河津駅周辺に集中していることから、高齢者や中山間地域に住む町民等の買い物弱者も存在します。そのような方々の往復の移動手段を確保したり、移動販売、宅配サービスを行ったりする等、買い物弱者の支援が必要となります。
- 観光客の来訪による道路の渋滞緩和のために、観光客の電車利用を促進しています。一方で、観光客の利用増によって町民の不便とならないよう、伊豆急行と連携した対策が必要となります。
- 町で運行している町営バスは、町民の生活に合わせた路線の増設等、利便性の向上を図っていく必要があります。





■ 主な施策

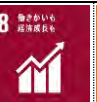
【① 利用者ニーズに応じた新たな交通システム等の導入】

- 今後の社会情勢や高齢化社会を踏まえ、公共交通再編の効果を検証しながら、適宜評価を行うとともに、利用者の意向を尊重した見直しを行い、デマンドバスやデマンドタクシーなど、利用者ニーズにあった新たな交通システム等の導入を図ります。

【② 公共交通の利用促進とサービス向上】

- 河津駅及び駅前広場は、観光客を含め誰もが円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を促進します。
- 公共交通を維持するため、利用者に対する周知・PRを充実するなど、公共交通機関の利用を促進する工夫や仕組みづくりに取り組みます。
- 日常生活に必要な鉄道やバスなど公共交通の運行を維持するとともに、利便性の視点から料金体系の見直しやサービスの向上を働きかけます。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	 目標4 (教育)	 目標7 (エネルギー)	 目標8 (経済成長・雇用)	 目標9 (イノベーション・技術革新)	 目標11 (まちづくり)	 目標13 (気候変動)	 目標15 (陸上資源)	 目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号			①,②	①,②	①,②			

■ 関連する個別計画等

○ 河津町都市計画マスタープラン

○ 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略

■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の10年後の未来像 ■

- ◎相模灘海上ラインをつくってほしい。(南小)
- ◎自分の行きたい県に、一直線に行く電車がほしい。(南小)
- ◎豪華な電車が通ってほしい。(南小)
- ◎山の景色が堪能できるロープウェイがある。(東小)



4 自然環境の保全

■ 目指す姿

- 町民一人ひとりの環境保全意識が高まり、自然環境の保全・育成が図られています。

■ 現状と課題

- 海と山が織りなす豊かな自然環境は本町の誇りであるとともに、本町における観光業を支えています。この自然環境を次世代に残していけるよう、今後も町民とともに環境保全に努めていく必要があります。
- エネルギー問題と自然環境問題は、切っても切れない関係にあり、現在、町内には風力発電施設、小水力発電施設、太陽光発電設備、電気自動車（EV）急速充電器設備が設置されています。今後は、再生可能エネルギーと調和に関する条例に基づき、太陽光発電・有力発電による大規模開発を抑制し、自然環境に配慮しつつ、循環型社会の形成に向けた取り組みを図っていく必要があります。
- 近年は、地球温暖化等の環境問題が原因とみられる自然災害が日本中で多発しています。この先も自然と共存する町であり続けられるよう、町内だけでなく、日本や世界の自然環境や環境問題にも関心を示し、自然を保全するために必要な取り組みが求められています。





■ 主な施策

【① 環境保全意識の高揚】

- 地球環境問題や省エネルギー・省資源化に対するPR活動を行うとともに、家庭・学校・地域が連携し、日常生活における自然教育・環境教育・自然体験学習など様々な自主活動を促進します。

【② 環境に配慮した取り組みの推進】

- 環境に配慮した自然エネルギーの活用、町として積極的に取り組みます。
- 地球温暖化、省エネルギー、水質浄化、リサイクル運動の促進など、低炭素、環境負荷の少ない生活様式を定着するため、幅広い環境保全対策について取り組みます。
- 太陽光発電利用者等への個人助成制度の推進を図ります。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	 4 質の高い教育を みんなに	 7 エネルギーを みんなに 安心して使わせる	 8 働きがいも 経済成長も	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	 11 住み続けられる まちづくりを	 13 気候変動に 具体的な対策を	 15 陸の豊かさも 守ろう	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標4 (教育)	目標7 (エネルギー)	目標8 (経済成長・雇用)	目標9 (イノベーション)	目標11 (まちづくり)	目標13 (気候変動)	目標15 (陸上資源)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号	①	②						

■ 関連する個別計画等

○ 河津町都市計画マスタープラン

○ 河津町桜保護育成計画

■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の10年後の未来像 ■

◎海の近くのごみがなくなってほしい。(南小)

◎河津町が輝き、ゴミ1つ落ちていない町になってほしい。(西小)

◎地球温暖化を終わらせ、少しずつ涼しくしたい。(東小)

第5章 だれもが住みよく、安心・安全に暮らせるまちづくり

1 防災・消防・救急対策の充実

■ 目指す姿

- 緊急時においても速やかに対応できる消防・救急体制が確立され、町民が安心して暮らしています。
- 地域での防災活動が活発に行われ、町民の防災・減災意識が高まり、自助・共助・公助による防災体制が整っています。
- 災害の恐れのある河川や山間地における治水・治山事業が進められるとともに、災害に強い都市基盤が整備され、町民の安全な生活が守られています。
- ハザードマップなどによる情報の共有化が図られるとともに、ＩＣＴ等を活用した情報伝達・安否確認等が推進され、台風や大雨の時には、迅速な対応が行われています。

■ 現状と課題

- 近年、全国各地で地震や風水害、土砂災害など多くの災害が発生する中、自然災害から安全・安心な生活を守るため、住民一人ひとりの発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体による「公助」の連携が求められています。安心・安全な暮らしを維持していくためには、地域防災力を高め、あらゆる災害に強いまちづくりが求められます。
- 本町は海と山に囲まれていることから、自然災害による被害を受けやすく、半島に位置している特性上、道路が寸断されてしまえば陸の孤島ともなり得ることから、日頃より様々な自然災害への対策やあらゆる被害を想定した準備が求められます。また、観光地であることから、観光客の避難等にも配慮する必要があります。
- 大規模な地震が起こった場合、本町の断水確率は100%と想定されています。そのため、東日本大震災の教訓から、災害発生時に断水が起こった場合の対応や給水に関する情報を事前に町民と共有しておく必要があります。
- 本町においては、下田地区消防組合河津分署を消防体制のメインとし、町内の消防団、自主防消防隊と協力して業務に当たっていますが、人口減少や高齢化の進行等により、地域の消防の要である消防団の団員確保が困難となりつつあり、消防力の低下が懸念されています。消防団の改編や河津分署の改修など、消防団員が活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 火災発生件数は年間5件前後ですが、町民の命に直結する事象であることから、通報から速やかな消火活動・救助活動につながるよう、日頃からの訓練や設備点検を継続していく必要があります。
- 伊豆今井浜病院は2次救急医療を担っていることから、緊急時には夜間でも対応可能です。この病院の開院前は、入院や救急の場合には町外に搬送するしかなかったことを踏まえると、この病院ができたことで本町における救急医療体制は大幅に改善しました。一方で、より高度な医療を要する場合には、引き続き町外へ搬送する必要があります。
- 救急搬送体制としては、ドクターヘリポートが不足しており、町内や近隣市町では対応が難しい場合の搬送方法を検討、対処していく必要があります。



■ 主な施策

【① 防災・減災意識の高揚】

- 災害に備え、「自分の身は自分で守る」という考えや、日ごろのちょっとした工夫・備え（気づき）があれば、災害被害を軽減することができる減災の意識づけを行います。
- 地域住民の参加と連携による地域防災を推進するため、自主防災組織の育成・強化に努めます。
- 町、防災関係機関、事業所、自主防災組織などが一体となった総合防災訓練など、より実践的な防災訓練を実施し、町民の防災・減災意識の高揚に努めます。

【② 防災体制の確立】

- 「河津町地域防災計画」については、県計画の見直し、地域の実情や時代の要請に的確に対応できるよう、地震対策編、津波対策編等の随時見直しを行います。
- 感染症拡大時においても、行政機関が事業を継続的に実施するためのBCP※¹（事業継続計画）の見直し、要配慮者への対応やボランティア受け入れなどに関する計画の策定を行います。

【③ 救助・救援体制の確立】

- 国や県をはじめ周辺市町や姉妹都市と連携し、災害時の広域的な救助・救援体制の確立に努めます。
- 関係機関・事業者と協力し、訪日外国人を含め、観光客に対する避難・救護・輸送対策など、観光地としての適切な対応に努めます。

【④ 災害に対応するための施設・設備の充実】

- 災害時の拠点となる公共施設やライフライン施設などの耐震性の向上に努めます。
- 伊豆縦貫自動車道事業におけるトンネル掘削等で発生する建設発生土を有効活用し、防災公園の整備を進めます。
- 大規模災害における広域緊急輸送・物資搬送及び孤立化対策として、ヘリポートの整備を推進します。
- 災害時における情報の収集・提供を迅速かつ的確に行い、円滑に被災地の救援・応急対策活動を進めるため、CATVの普及などによる防災行政無線難聴地域の解消、ICTの活用等により孤立予想集落の情報伝達方法を検討します。
- 防災用品の備蓄や家具の固定化を促進するなど、家庭における防災・減災対策の充実を図ります。
- 住宅地や集落地における避難地や避難路の確保・整備を進めます。
- 地域における自主防災活動の拠点となる施設・設備・備蓄品などの整備・充実を図ります。

【⑤ 津波対策の充実】

- 津波による災害を抑えるため、ハード面における保全施設の整備を推進するとともに、ソフト面においても避難路の確保や避難行動の訓練等の充実を図ります。
- 津波避難計画や防災ガイドブックを充実させるとともに、津波避難施設等の整備により、津波避難困難区域の解消を図ります。

※¹ BCP … Business Continuity Plan（事業継続計画）の略で、自治体や企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画



【⑥ 安全で快適な居住環境の整備】

- 建築物等耐震化促進事業を推進するため、プロジェクト「TOUKAI-0」※1 総合支援事業等を活用し、木造住宅の耐震化を進めます。

【⑦ 治水・治山の推進】

- 山間部の中小河川については、静岡県（下田土木事務所・賀茂農林事務所）と連携し、河川改修と砂防事業の一体的な整備を推進します。
- 河川改修にあたり、静岡県（下田土木事務所）と連携し、親水護岸等の整備を推進します。
- 河川の管理体制を充実するため、河川のパトロールを定期的実施し、河川の正確な把握と危険箇所の早期発見に努めます。
- 急傾斜地崩壊危険区域の対策を推進するとともに、その他危険箇所についても調査を行い、急傾斜地の指定・整備を推進します。
- 自然環境の保全や景観に配慮し、森林が有する水源かん養機能や土砂流出防止機能を高めるため、植林・間伐などを促進し、森林の保全・育成に努めます。

【⑧ 給水に関する災害対策と応急対応】

- 大規模地震や豪雨に対応できるよう水道施設や管路の耐震化を図るとともに、災害が発生して断水が生じてしまった場合でも、迅速に応急対策を行えるよう、町全体で万全な応急給水体制を整備します。

【⑨ 地域と連携した防災対策の推進】

- ハザードマップの適時更新や土砂災害危険箇所への看板の設置などによって、危険箇所を町民等へ事前に周知し、人命などの被害防止に努めます。

【⑩ 火災予防体制の強化】

- 火災の発生を未然に防ぐため、消防署と連携して、不特定多数の人が利用する宿泊施設や危険物を扱う工場・事業所に限らず、高齢者世帯及び一般家庭に至るまで立入検査などによる火災予防指導を行い、予防体制の強化を図ります。
- 広報等を通じて防火を呼びかけるとともに、火災が多発する時期のパトロールの実施などにより、防火意識の高揚を図ります。

【⑪ 地域における消防体制の整備・充実】

- 地域と密接な関係にある分団による消防活動の充実を図るため、消防団員の確保・育成とともに、分団の統合も検討します。
- 自主防災の充実を図るため、女性消防隊の組織化や自主防消防隊の育成を検討します。

【⑫ 消防力向上のための施設整備】

- 消火栓、防火水槽の設置及び河川等自然水利の充実により、消防水利の確保を図るとともに、設置にあたっては、「消防水利の基準」を満たす規模と耐震性の向上に努めます。
- 消防詰所の整備や消防車両の計画的な更新を図ります。また、近代的な資機材の導入を図るなど、消防装備の充実に努めます。

【⑬ 救急搬送体制の強化】

- 救急搬送体制維持のため、消防署や医療機関との連携強化に努めます。また、ドクターヘリポートの整備拡充や維持管理、救急救命士等の資質の充実に努めるとともに、救急車の適正利用の啓発に努めます。

※1 プロジェクト「TOUKAI-0」… 東海地震による被害を減らすため、昭和56年5月以前に建設された旧建築基準の木造住宅（約38万戸）の耐震化を促進し、震災時における人命の安全を確保するため進めている事業



■ 連携する SDGs

連携する SDGs	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	6 安全な水とトイレ を世界中に	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標3 (健康・福祉)	目標4 (教育)	目標6 (水・衛生)	目標9 (インフラ、技術革新)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標15 (陸上資源)	目標16 (平和と公正)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号		①,⑤,⑨, ⑩,⑪	⑧	④,⑤,⑫	②,③,④, ⑥,⑩,⑪		⑦		①,③, ⑩,⑬

■ 関連する個別計画等

- 河津町地域防災計画
- 国土強靱化計画（策定予定）
- 河津町新型インフルエンザ等対策行動計画
- 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略



■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の10年後の未来像 ■

◎地震や台風があまりない河津町にしたい。（西小）



2 防犯・交通安全・消費者対策の充実

■ 目指す姿

- 犯罪のない安心・安全が感じられる町になっています。
- 町民一人ひとりが交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーを実践しています。
- 交通事故発生件数、死者数、負傷者数が減少しています。
- 特殊詐欺や消費者トラブルがなく、安全・安心な消費生活を送ることができる環境づくりを推進します。

■ 現状と課題

- 近年、全国的に犯罪の巧妙化や凶悪化、低年齢化が進んでおり、本町においても同様の犯罪が起こることが考えられます。地域柄、近隣住民との良好な関係を築いている町民が多い反面、防犯意識が高くない様子もみられます。高齢者も多く住んでいることから、地域が一体となって犯罪を未然に防ぐという意識をもつ必要があります。
- 交通事故においては、車の安全技術の発達等により全国的に交通死亡事故件数は減少傾向にありますが、高齢化の進展に伴い、高齢者が関係する事故の割合が高くなっていることや、飲酒運転やあおり運転といった運転者のモラルの低下が大きな問題となっており、警察はもちろん関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備を進める必要があります。
- 近年、インターネットをはじめとした様々な取引手法により、新しい商品やサービスが供給され、消費者の利便性が高まっている一方、消費者トラブルの悪質化、巧妙化がみられるなど、消費者問題はますます複雑化・多様化しています。特に、高齢者が多い本町においては、複雑化・巧妙化する犯罪に巻き込まれてしまうことも大いに考えられることから、福祉関係団体や金融機関などの民間事業者等と連携し、詐欺の被害を未然に防止することが必要となっています。





■ 主な施策

【① 防犯意識の高揚と防犯活動の充実】

- 関係機関・関係団体との連携のもと、防犯に関する広報・啓発活動や情報提供を展開します。
- 各地区における自主的な防犯活動体制の強化を促進します。

【② 交通安全教育の強化】

- 年齢を問わず全町民を対象とした交通安全教室を開催します。特に、幼少児や高齢者への交通安全意識の啓発に努めます。
- 交通安全指導者の育成に努めるとともに、各種団体・警察・行政とが連携し、交通安全指導の充実を図ります。

【③ 交通安全環境の整備】

- ガードレール・カーブミラー、横断歩道や信号機の設置を関係機関に働きかけるとともに、一方通行、車両規制など地区の実状に即した交通規制や指導を強化し、道路交通の円滑化や安全性の確保を図ります。
- 通学路の指定、歩道など交通安全施設の優先的整備と安全点検を進めるとともに、交通安全教育を充実し、児童・生徒の安全確保に努めます。

【④ 交通事故被害者対策の充実】

- 交通事故の被害者を救済するため、関係機関と連携して、交通事故相談体制等の充実を図ります。

【⑤ 消費者対策の推進】

- 広報・啓発活動、各種講座等を通じて特殊詐欺の未然防止などの消費生活に対する意識の高揚を図るとともに、消費生活に関する知識の普及に努めます。特に、高齢者に向けては、シニアクラブや社会福祉協議会と連携し、継続的に啓発活動を行っていきます。
- 悪徳商法等による被害の未然防止と被害発生後の適切な対応のため、静岡県賀茂地域消費生活センターとの連携強化を図ります。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	6 安全な水とトイレ を世界中に	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標3 (健康・福祉)	目標4 (教育)	目標6 (水・衛生)	目標9 (イノベーション)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標15 (陸上資源)	目標16 (平和と公正)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号		①, ②, ③, ⑤			③			④	①, ②, ⑤

■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の10年後の未来像 ■

◎悪い人などがいない町になってほしい。(南小)

◎事故がなくなるように、安全な町になってほしい。(東小)



3 生活環境の整備

■ 目指す姿

- 駅や公共施設、商業施設など、多くの人々が日常的に利用する施設等のユニバーサルデザインが進んでいます。
- 河津の魅力を高める景観形成や身近な環境の美化など、町全体の美しさや魅力が向上しています。
- 町民・事業所・行政が一体となって、ごみの減量化・資源リサイクル化が推進されています。
- 生活排水が浄化され、清らかな河川と快適な居住環境が確保されています。
- 不法投棄など、自然環境の破壊につながる行為を未然に防ぐ対応が実践されています。

■ 現状と課題

- すべての人が利用しやすい設備の導入が全国的に進められています。すでに本町においても、保健福祉防災センターや河津駅・今井浜海岸駅がバリアフリー化されていますが誰でも利用しやすいユニバーサルデザインを意識したまちづくりが求められています。
- 環境保全の重要性が言われている中、廃棄物等の発生を抑制し、有益な廃棄物は資源化して活用することで環境への負荷をできる限り減らす社会を形成していくことが求められており、本町では、ごみの減量化の一環として生ごみ堆肥化处理機等を購入した町民に、補助金が交付しています。今後も、引き続き、町民の環境保全に対する意識の高揚を図り、地域ぐるみで地球環境にやさしい取り組みを推進していく必要があります。
- 産業廃棄物の不法投棄による自然破壊が全国的に問題となっていることから、町内事業所には適切な処理に協力してもらう必要があります。また、町外から産業廃棄物が不当に持ち込まれることがないように、適正な管理・見回りが重要です。
- 町内のごみは、すべてエコクリーンセンター東河で処理されていますが、平成 25 年 10 月から 20kg 以上のごみの処理に関しては、可燃ごみ、不燃ごみとも有料となりました。平成 29 年度には耐用年数が近づいたため、3 年間の改良工事を行い、施設を約 15 年延命化しました。今後は、共同で稼働している東伊豆町とともに、施設の維持・管理について将来を見据えた検討を重ねていく必要があります。
- 清らかな水源を有している本町ではありますが、単独浄化槽の利用による生活雑排水の川への流入が続いているため、合併処理浄化槽^{※1}は普及をさらに促進していく必要があります。
- し尿、浄化槽汚泥は東河環境センターで処理されていますが、昭和 63 年 3 月の稼働から 30 年以上が経過し、施設の老朽化が懸念されています。

※1 合併処理浄化槽 … トイレや台所、風呂などから流される生活排水を、各家庭に設置された浄化槽内で微生物の働きを利用してきれいにする装置。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、すべての生活排水を処理し、水質的には下水道に近い能力があることから、下水道や集落排水が普及していない人口の散在する地域の生活排水対策として効果的とされる。



■ 主な施策

【① 人にやさしいまちづくりの推進】

- 「静岡県福祉のまちづくり条例」を踏まえ、高齢者や障がい児者に限らず、すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

【② ごみの減量化と資源リサイクルの推進】

- 生ごみの堆肥化などのごみ減量運動を推進し、ごみ発生量の抑制に努めます。
- 不・可燃物、粗大ごみ、資源ごみなどの分別排出と収集体制の確立を図り、リサイクルの推進を行います。
- 地域・学校等の団体による集団回収を支援・指導することで、資源ごみ回収の拡大を図り、リサイクルを推進します。
- 産業廃棄物については、関係機関との連携を密にして、適切な処理が図れるよう指導を徹底します。

【③ ごみ処理施設の整備】

- 多様化・増大化するごみの処理対策を合理的かつ的確に処理するため、静岡県ごみ処理広域化・処理施設集約化計画（令和3年度策定）に基づき、広域圏での処理対応について進めていきます。

【④ 環境美化の推進】

- ごみのポイ捨て禁止や持ち帰りなどのPRの実施、不法投棄防止のため、パトロールの強化を図ります。また、各地区環境美化推進員による啓発活動や監視協力を促進します。

【⑤ 啓発活動の推進】

- ダイオキシシン等の有害物質を発生させないよう、畑や空地などでのごみ焼却の危険性について周知・徹底を図り、防止に努めます。

【⑥ 合併処理浄化槽の設置促進】

- 単独浄化槽の減少を目的として、合併処理浄化槽の設置替えを促進するとともに、検査や維持・管理の周知徹底を図ります。

【⑦ し尿処理体制の充実】

- し尿処理プラントの延命に関して進めていきます。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	 3 すべての人に 健康と福祉を	 4 質の高い教育を みんなに	 6 安全な水とトイレを 世界中に	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	 11 住み続けられる まちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任	 15 陸の豊かさも 守ろう	 16 平和と公正を すべての人に	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標3 (健康・福祉)	目標4 (教育)	目標6 (水・衛生)	目標9 (イノベーション)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標15 (陸上資源)	目標16 (平和と公正)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号	①,⑤	⑤			③,⑥,⑦	②,③,④, ⑥,⑦			③



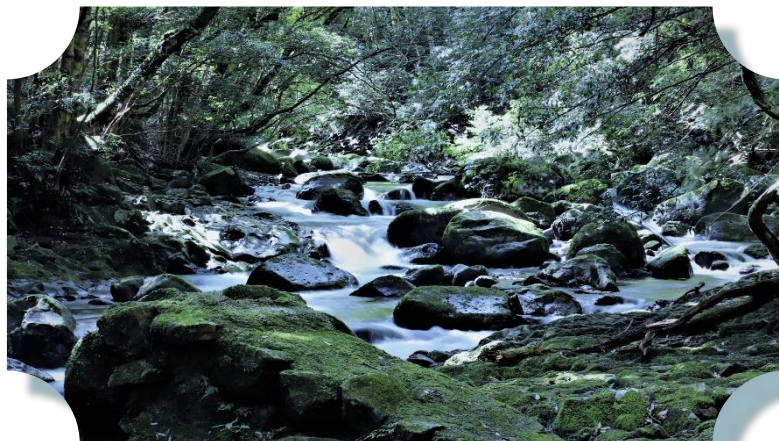
4 上水道の維持・管理及び安定した公営企業会計運営

■ 目指す姿

- 良質な水が安定して供給されています。
- 公営企業会計として安定した運営がなされています。

■ 現状と課題

- 本町の水道水は、天城山系の安定した水源を利用しており、水質も高い水準を保っています。また、本町の水道事業は、1つの上水道事業を公営企業会計で運営しており、他民間で2つの簡易水道事業と1つの専用水道事業を運営しています。
- 水道普及率が概ね100%となり、住民の生活に欠かすことのできないライフラインとなっています。一方で、人口減少社会の到来による給水収益の減少に加え、これまで整備してきた施設の更新や管路の耐震化などの課題に対応していくための、財源確保が必要となります。
- 水道事業は、独立採算性の公営企業会計で運営しており、利用者からの使用料が主な収入源となっていますが、昭和58年から改定されていない水道料金を見直していく必要があります。
- 課題に対応するための現状を分析し、今後の見通しを示すものとして、「河津町水道事業アセットマネジメント」を平成29年度に、「河津町水道ビジョン」「河津町水道事業経営戦略」を平成30年度に策定しました。今後は見直しを図りながら、計画に沿って運営していく予定です。





■ 主な施策

【① 安全な上水道の供給】

- 美しい水源やその周辺環境の保全及び整備を図り、安全な水源を確保するとともに、老朽化している水道施設は耐震性等を高めながら、優先順位をつけて更新・整備を行っていきます。
- 水道施設等の管理体制を空洞化させないよう、技術職員の確保など職員の配置について検討するとともに、現行職員については研修・講習会等へ積極的に参加していきます。

【② 健全な水道事業運営】

- 料金改定を含む適正な料金収入の確保による財政基盤の強化により、安定的な運営に努めます。
- 水道事業の公共性・必要性について、広報紙やホームページを通じて、利用者にわかりやすく広報活動していきます。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	6 安全な水とトイレ を世界中に	9 産業と技術革新の 振興をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標3 (健康・福祉)	目標4 (教育)	目標6 (水・衛生)	目標9 (イノベーション)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標15 (陸上資源)	目標16 (平和と公正)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号		①	①,②					②	

■ 関連する個別計画等

- 河津町水道事業アセットマネジメント
- 河津町水道事業経営戦略
- 河津町水道ビジョン





第6章 情報共有で、住民と行政が協働するまちづくり

1 コミュニティ活動^{※1}の促進

■ 目指す姿

- 自主的かつ自立的な魅力ある地域づくり、支え合う地域づくりが実践されているコミュニティができています。

■ 現状と課題

- 町を活性化するためには、地区ごとの特性を活かしたコミュニティ活動を進め、住民同士の絆を強固にする必要があります。本町には23の地区がありますが、地区によって立地の特性が大きく異なっており、有事の際にも地域コミュニティが機能するよう、日頃よりその地区独自のコミュニティを確立・維持しておく必要があります。
- コミュニティ活動の拠点の整備であり、災害時には避難所となる各公民館、集会場の維持管理を実施するとともに、住民同士の話し合いや相談の場としての活用なども進めていく必要があります。
- コミュニティ活動の参加者は高齢者に偏る傾向にあり、身体機能の低下等を理由に参加が負担になっているという声もあります。これまで高齢者、特に男性の参加が多い傾向にあるコミュニティ活動ですが、より幅広い柔軟な意見の吸い上げや新しい活動等につなげるためにも、若者世代も含め、幅広い住民が参加する地域活動の活性化と協働の推進体制や仕組みづくりを図っていく必要があります。
- コミュニティ活動の参加者は地区の一員であるとともに、まちづくりを行う一員であることを意識し、どのような地区や町をつくっていきたいか、どうしたら住みやすい地区や町になるか等について、まずは地域住民が自助の考え方にに基づき、行動して、問題の解決を図るよう努めることが重要です。毎年開催している町政地区懇談会の場においても自分たちの考えを表現することは、今後の町政にも役立つことから、積極的な意見交換が望まれます。
- 特性が異なる地区のそれぞれの魅力を高めることで、移住・交流希望者の選択肢が広がり、将来の移住・定住につながります。

^{※1} コミュニティ活動 … 一定の地域の中での帰属意識を共有する人々の集団であるコミュニティで、生活環境や福祉などの諸問題に対処するなど、快適で住みよい地域にしていく活動



■ 主な施策

【① 良好なコミュニティの育成】

- 地域コミュニティの拠点となる公民館、集会場などの維持に努めるとともに、地域住民のコミュニティ意識の醸成を図ります。

【② 地域コミュニティの活性化対策】

- 高齢化や居住人口の減少など、将来的な地域コミュニティ活動の困難地域の発生が懸念される中、地域活動の活性化を図るため、地域支援の仕組みづくりを推進します。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
	目標4 (教育)	目標5 (ジェンダー)	目標8 (経済成長・雇用)	目標9 (インフラ、技術革新)	目標10 (不平等)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標16 (平和と公正)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号	①		②			①			②

■ 関連する個別計画等

- 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略



■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の10年後の未来像 ■

◎今以上に明るい人たちが増えてほしい。(南小)

2 移住・定住の促進

■ 目指す姿

- 本町の魅力にひかれ、町外から多くの人が移住・定住し、充実した毎日を過ごしています。

■ 現状と課題

- 全国的に人口減少が問題となる中、その解決策として他市町村や都市圏からの移住の促進が掲げられており、様々な自治体がそれぞれの特徴や強みを自治体外にPRしています。本町においても、町ホームページに移住に興味がある方向けのサイトを作成したり、空き家バンクを活用した住まいの確保をしたりしています。また、移住お試し体験として、実際に本町で短期間過ごしてもらえる機会を設けています。今後も、移住者向けの情報提供の充実が求められます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、テレワークが大幅に浸透しました。そのテレワークの延長線として、ワーケーション（観光地等で休暇をとりながら、テレワークをすること）も注目されています。本町は、観光客の受け入れについてノウハウがあることから、今後はテレワークがしやすい工夫を行う等、ワーケーションをその後の移住につながる機会として捉え、ワーケーションに適した環境づくりに力を入れていく必要があります。
- 移住してきたばかりの移住者は、慣れない土地で不安なことも多いことから、移住者をあたたかい気持ちで迎え、地域でともに過ごす仲間として受け入れられるよう、移住の推進について町民の理解を得ることも必要で、不安を一つずつ解消できるよう、話を聞いたり、相談にのったりする等、地域住民が新規移住者に対して親身になって対応する必要があります。
- 移住を考える上でまず確保すべきは住まいであり、それには町内の空き家等が有効活用できます。また、起業を考えている移住希望者に対しては、店舗やオフィスとして利用できる町内の空き物件の情報を提供することが、本町に移住する1つのメリットとなります。空き家バンクを充実させるとともに、移住希望者のニーズに沿った支援をし、さらなる移住促進につなげる必要があります。





■ 主な施策

【① 広報媒体を用いた移住・定住のPR】

- 河津町移住サイトやその他広報媒体を用いた移住・定住のPRを促進し、本町の認知度向上と魅力発信に努めることにより、将来的な移住にもつながる関係人口の創出・拡大を目指します。

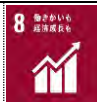
【② 移住者に対する支援の充実】

- 移住者が満足した生活の本町で送ることができるよう、一時的な経済支援を含め、行政からの支援や、地域レベルでの支援など、移住者に対するきめ細やかなサポートを行います。
- 地域おこし協力隊をはじめ、移住・交流居住希望者に対する施策の検討・支援を充実します。

【③ 定住の受け皿づくりの充実】

- 定住化に向けては、空き家バンクによる住宅対策、空き店舗や古民家を利用した新規開業やチャレンジショップの雇用支援などで積極的な支援を図ります。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	 4 質の高い教育を みんなに	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	 8 働きがいも 経済成長も	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	 10 人や国の不平等を なくそう	 11 住み続けられる まちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任	 16 平和と公正を すべての人に	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標4 (教育)	目標5 (ジェンダー)	目標8 (経済成長・雇用)	目標9 (イノベーション)	目標10 (不平等)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標16 (平和と公正)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号			①,③			③			②

■ 関連する個別計画等

- 河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略

■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の10年後の未来像 ■

- ◎人が沢山いてにぎやかな場所になってほしい。(南小)
- ◎人口が多くなってほしい。(南小)
- ◎家がもっといっぱい建つ。(南小)



3 広報広聴の推進

■ 目指す姿

- 積極的な行政情報の提供や広報・広聴活動が推進されています。
- 町民の町政や議会に対する関心や理解が深まっています。
- 全地区での情報インフラの整備が進み、行政と町民との情報共有が促進されています。

■ 現状と課題

- 町民にとって住みやすい町であり続けるためには、町民に行政情報を適切な方法で提供し、町民が行政について知ることができる環境が整っている必要があります。
- 本町における行政情報の提供は、印刷物の「広報かわづ」（月1回発行）や議会だより（年4回発行）、回覧板、イベントガイドかわづ（年1回発行）等で行っていると同時に、町ホームページにも同様の内容を掲載しています。近年では、ツイッターやインスタグラム、YouTubeを活用し、広く町の情報を提供しています。双方向のやりとりが可能なSNSの普及が、これまでの情報発信の在り方を大きく変えており、今後も新たな情報通信技術の進展に対応した効果的・戦略的な広報活動が求められています。
- 行政は、情報を提供するだけに留まらず、町民の声を聞き、それをまちづくりに反映していくことも大切です。本町では「わたしの声」として、まちづくりのこと、身近な問題、みんなに提言したいことなどを募集しており、回答が必要な内容については担当課より回答し、「広報かわづ」に掲載することもあります。
- 町議会の際には、町民の議会傍聴の機会を設けており、各種審議会や協議会等のメンバーに町民代表を含めたり、町長等が参加する地区懇談会を開催したりする等、町民の意見を行政に活かせるようにしています。また、計画の策定に際して、パブリックコメント^{※1}として町民からの意見を募っています。今後も幅広く町民の意見を集約し、町政へ反映させ、町政への町民参画を一層推進することが求められています。
- 目まぐるしい発展を遂げている我が国の情報技術を有効に活用することで、町民や観光客の利便性が高まります。また、サテライトオフィスやワーケーションを誘致する際には、情報化が進んでいることが誘致の成否にも関わる重要な項目となります。そのため、無料Wi-Fiなどの情報インフラの環境整備を進めていく必要があります。

※1 パブリックコメント … 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続き



■ 主な施策

【① 情報公開の推進】

- 情報公開条例に基づき、町民の知る権利を保障し、開かれた町政の実現を目指します。また、情報公開を推進するため、文書管理体制の充実を図ります。

【② 広報・広聴活動の充実】

- 「広報かわづ」については、内容のわかりやすさ・見やすさなどに配慮し、紙面の充実に努めます。
- 町のホームページをはじめ、各種公式SNSの内容の充実を図り、町内外に向けた情報発信に努めます。
- パブリシティ^{※1}活動やSNSの活用により、本町ならではの地域の魅力を、幅広く発信します。
- 「わたしの声」や「町政地区懇談会」など、町民の声を把握する手段や機会を拡充し、広聴機能の充実に努めます。

【③ 町ホームページの充実】

- ホームページ掲載情報の更新、ユニバーサルデザインへの対応など、利用者が見やすく使いやすい内容など、常に新しい情報をわかりやすく発信します。

【④ 情報インフラの充実】

- 行政サービスの向上や産業活動の活性化、CATVの双方方向通信、インターネット環境の向上などを図るため、インフラのデジタル化を推進していくとともに、CATVの普及に努めます。
- 来訪者等の利便性向上に向け、公共施設や観光地の公衆無線LANなどICT環境の整備を推進します。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	4 質の高い教育を みんなに 	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	10 人や国の不平等を なくそう 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	16 平和と公正を すべての人に 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標4 (教育)	目標5 (ジェンダー)	目標8 (経済成長・雇用)	目標9 (イノベーション・基盤)	目標10 (不平等)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標16 (平和と公正)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号				④			①,②,③	①,②,③	

■ 関連する個別計画等

- 町勢要覧

※1 パブリシティ … テレビや新聞、雑誌などのメディアがニュースや記事として取り上げること



4 町民と行政の協働

■ 目指す姿

- 行政と町民がそれぞれの役割を明確にして、協働によるまちづくりが進められています。
- 各種ボランティア団体が活発な活動を行い、行政と協働したまちづくりを推進しています。
- 性別、年齢、障がいの有無、出身地、国籍などの違いに関係なく、互いに思いやり、尊重し合う生活を送っています。

■ 現状と課題

- 地域の主権者である住民が自ら決める地域主権が進められ、地方公共団体が担う行政について、地域特性や住民のニーズがより反映されやすくなりました。そのため、町民が町政に与える影響は今まで以上に強く、町民との協働が今まで以上に求められています。
- 本町では、町民の意向を行政施策に適切に反映させるべく、各種審議会・協議会等への町民参加や地区懇談会の開催等、町民参加のまちづくりを推進しています。町民がまちづくりの主役としてさらに活躍していくため、行政の取組みや地域の活動に積極的に参画・参加していく必要があります。
- 町民が行政に意見を伝えるためには、まず行政が正しい情報を町民に提供する必要があります。町民と行政が情報・意識を共有し、多様な分野において町民との信頼関係を構築していく必要があります。
- 町内には、子育て支援や文化・スポーツ振興等、自主的に活動している団体や複数のNPO団体があります。町民協働のまちづくりを進めていくためには、町内で活動する団体やNPOの育成やより効果的な活動支援を実施していく必要があります。
- 女性の社会参加が進み、男女共同参画の考え方が浸透し始めつつあります。一方で、女性だから・男性だからという固定的性別役割分担意識は根強く存在し、雇用均等基本調査によると男性の育児休業の取得率は上昇傾向にあるものの、未だに低い水準です。男性も女性もそれぞれの生き方を選択することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めるとともに、そのために必要な制度の充実や保育サービスの充実等が求められています。
- 基本的人権は、社会を構成するすべての人々が個人としての自由と平等を確保し、社会において幸せな生活を営むために欠かすことのできない権利です。今後、さらにグローバル化が進む中で、異なる文化、思想、生活様式を持った人々への理解を深め、個々の人権を尊重し、国籍や文化の違いを超えた、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進める必要があります。



■ 主な施策

【① 啓発活動の促進】

- まちづくりの主役は町民自身であることを広報などあらゆる機会を通じてPRします。
- まちづくりに関する意識の啓発や町民の自主的・主体的活動を促進します。

【② パートナーシップによるまちづくり】

- 地域や町域に係る各種計画において策定段階から町民の参加を得るため、協議会等を設置し、若者や女性など幅広い町民参加の機会を提供します。
- 広く町民の声を町政に反映させるため、地区懇談会等の充実を図るなど、町民参加の機会の充実に努めます。
- 情報公開と説明責任を果たし、町民との信頼関係を築きながら、行政と町民が協働でまちづくりを進めます。

【③ 各種団体の育成】

- 自主的活動団体のNPO化に向けて、組織設立の促進を支援します。

【④ NPOの育成・支援】

- NPOに関する相談窓口を開設し、自主的に活動する団体の育成・支援、まちづくりへの参加の促進、NPO団体の育成・支援を図ります。
- NPO団体への委託事業などを検討します。

【⑤ 男女共同参画の社会環境づくり】

- 男女共同参画社会に対する意識高揚を図るため、教育・学習の充実を図るとともに、講座や講演会などの実施、パンフレット等による情報提供を推進します。
- 女性グループや団体の育成・活動を支援し、積極的な社会参加を促進します。
- 各分野の審議会・委員会への女性委員の登用など、政策や方針の決定の場への女性の参画を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、育児・介護休業制度の普及促進や町内の事業所への男女共同参画に関する啓発などを図ります。

【⑥ 人権教育、人権啓発の推進】

- 性のあり方や年齢、障がいの有無、出身地、国籍などにかかわらず、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発を推進します。
- 高齢化・情報化に伴う人権問題やドメスティック・バイオレンス（DV）など、社会状況の変化による新たな人権問題に対応するための教育・啓発等を推進します。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
									
	目標4 (教育)	目標5 (ジェンダー)	目標8 (経済成長・雇用)	目標9 (イノベーション・技術革新)	目標10 (不平等)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標16 (平和と公正)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号	①,⑤	⑤,⑥			⑤		②	②,⑥	①,②, ③,④

■ 関連する個別計画等

- 河津町男女共同参画計画



5 行財政改革・広域連携の推進

■ 目指す姿

- 行政改革が着実に推進され、行政と町民が揺るぎのない信頼関係で結ばれています。
- 財源の確保が図られ、有効に活用され、町民が納得できる公共サービスを提供しています。
- 行政は町民の生活を向上させるため、必要で有効な事業を選択し実施しています。
- 健全な財政運営が行われています。
- 賀茂1市5町の連携がさらに強化され、より効率的・効果的な広域行政を展開しています。

■ 現状と課題

- 人口減少に伴い、税収は減少傾向にあります。また、基幹産業である観光業は観光客数等に大きく左右されることなどから、今後も税収は減少傾向が続くと予想されており、本町の財政は厳しい状況に置かれていると言えます。しかし、健全な財政運営が行われないことには、安定した行政を見込むことはできません。そのため、より効率的な行財政運営が求められています。
- 地方主権が推進されたことにより、地方自治体は自らの責任のもと、地域の特性や状況に応じた政策を行うことができるようになり、職員の能力や意識の向上は行政の推進に欠かせない要素となりました。小規模な自治体である本町は、職員の人数が限られることから、多様化する業務に自律的に対応できる職員の育成を行う必要があります。
- マイナンバーカードの普及・活用や行政手続きのオンライン化など、業務のICT導入や必要に応じて民間活力の活用を進めることで、効率的な行政運営を実施していく必要があります。
- 多様化する町民ニーズに対応するためにも、経常経費の節減に努め、補助金、交付金などの特定財源や、町税、ふるさと納税など、多様な手段と創意工夫により、一般財源の確保を図るとともに、事務事業の抜本的な見直しにより費用対効果を検証し、真に必要な事業への予算配分に努め、計画的に事業展開する必要があります。
- 本町では、1市5町で構成される賀茂地域広域連携会議にて、様々な広域的な課題の解消に向けた取り組みを進めていますが、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化は環境・福祉・医療といった基礎自治体の行政運営に対し、財政的に大きな影響を及ぼすことから、今後、さらに近隣自治体との広域的な連携を深める必要があります。



■ 主な施策

【① 行政改革の推進】

- 地域主権の推進による国・県からの権限委譲に対し、適切で効率的な行政運営を行います。
- 新たな行政課題や町民の多様なニーズに即応するため、常に組織・機構の見直し・再編を図ります。
- 自己決定と自己責任による町政を推進するため、職員の能力と専門性の向上に努めます。
- 本計画の進捗状況などをチェックする評価体制を確立し、常に町民ニーズに応える施策の推進に努めます。

【② 事務・事業の効率化】

- 事務処理の効率化や専門性などを考慮し、委託可能な業務については、民間活力の導入を図っていきます。
- 業務を精査し、ICTやIoTなどの新技術を柔軟に導入して改善し、地域の課題解決や効率的な行政運営に繋げていきます。

【③ 公共施設の再活用】

- 公共施設等管理計画に基づき、小学校の統廃合により閉校した校舎の用途について検討していきます。

【④ 民間活力の有効活用】

- 厳しい財政環境の中で、多様な町民ニーズへの対応や地域経済の振興などを図るため、民間の活力や創意・工夫を積極的に活かします。
- 社会資本整備への民間活力の導入により、財政の効率化を図る手法として注目されているPFI^{※1}については、本町での適用の可能性を検討します。

【⑤ 財源の確保】

- 課税対象の的確な把握と収納率向上を図るとともに、使用料、手数料などを含めた自主財源の適正な確保に努めます。
- 企業版を含め、ふるさと納税制度のPRを行い、まちづくりに賛同していただける人や企業を積極的に募り、新しい財源の確保に努めます。
- まちづくりの指針に合わせて国・県などの補助金確保に努め、財源負担の軽減を図ります。

【⑥ 財政運営の健全化】

- 限られた財源を効率的に活用するため、事務事業の見直しを行う中で、経常経費の節減に努めます。
- 納税意識の高揚を図るとともに、税金の使途を明確化し周知することによって、町民にわかりやすい財政運営に努めます。
- 事業の必要性や優先順位、行政効果などを十分考慮し、計画的な投資を行います。
- 新たな施設整備に際しては、現有施設の見直しによる有効活用や、施設の複合化などを検討した上で、効果的な整備を進めます。
- 町の財産の活用や処分など、効率的に管理します。

※1 PFI … Private Finance Initiative の略で、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法



【⑦ 広域行政の推進】

- 近隣市町における施設の共用化・共有化など共通の課題に対しては協調して取り組み、効率的・合理的な行財政運営を図ります。
- 賀茂地域における連携の強化、一体的な振興を図るための方針や計画の決定等を賀茂地域広域連携会議で行い、賀茂地域の広域行政の推進を図ります。

■ 連携する SDGs

連携する SDGs	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 集積をつくらう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくって減らす 消費の責任	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標4 (教育)	目標5 (ジェンダー)	目標8 (経済成長・雇用)	目標9 (イノベーション)	目標10 (不平等)	目標11 (まちづくり)	目標12 (生産と消費)	目標16 (平和と公正)	目標17 (パートナーシップ)
施策該当 番号				②			③	①,②,③, ④,⑤	⑤,⑥,⑦

■ 関連する個別計画等

- 公共施設等管理計画
- 河津町行政改革大綱
- 公共施設等管理計画（個別計画）



■ 小学5年生が考える ふるさと河津町の10年後の未来像 ■

- ◎河津町から河津市になってほしい。（南小）
- ◎変わらず、河津町らしい町になってほしいです。（西小）



資料編

河津町総合計画審議会規則

河津町総合計画審議会委員

答申

河津町第 5 次総合計画策定経過



資料編

河津町総合開発審議会規則

昭和54年9月1日規則第8号

河津町総合開発審議会規則（昭和44年規則第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、河津町附属機関設置条例（昭和44年条例第1号）に基づき、河津町総合開発審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）一般町民および公的団体等の代表者
- （3）町議会議員

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は、当然退職するものとする。

（会長等）

第4条 審議会に会長および副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長の許可を受けたものは会議に出席し、意見を述べることができる。

（事務局）

第6条 審議会の事務局は、企画調整課に置く。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

河津町総合開発審議会委員

	団体名称等	職名等	氏 名	備考
1	河津町議会第1常任委員会	委員長	大川良樹	
2	河津町議会第2常任委員会	委員長	渡邊昌昭	
3	河津町教育委員会	代表	石井健介	
4	河津町商工会	会長	長谷川延之	会長
5	河津町観光協会	会長	山田和子	副会長
6	河津町体育協会	会長	飯田和也	
7	河津町文化協会	会長	池田静子	
8	河津町区長会	会長	稲葉定之	
9	河津町社会福祉協議会	会長	菊池利定	
10	河津町消防団	団長	稲葉克己	
11	河津町シニアクラブ連合会	会長	飯田重久	
12	河津町農業委員会	会長	村木貞一	
13	河津町選挙管理委員会	委員長	高川千里	
14	伊豆太陽農業協同組合	東部統括支店長	秋永好幸	
15	伊豆漁業組合	理事	鈴木精	
16	伊豆森林組合	組合長	土屋勝利	
17	昭和女子大学	教授	瀬沼頼子	

※令和2年12月に「13 河津町選挙管理委員会 委員長」の改選がありましたが、パブリックコメントまで策定が進んでいたため、本審議会の委員交代は行いませんでした。
(敬称略・順不同)

答申

令和3年3月5日

河津町長 岸 重宏 様

河津町総合開発審議会
会 長 長谷川 延之

河津町第5次総合計画案について（答申）

令和2年8月3日付け企第232号により諮問のありました河津町第5次総合計画案につきましては、当審議会において慎重に審議し、その内容は妥当であるとの結論を得ました。

今後は、計画で定められた施策を具体化するため、計画的かつ効果的な行財政運営に取り組むとともに、定住人口及び交流人口の増加対策に努め、住民と行政の協働による町づくりを進めながら、将来像に掲げた「住みたい・来たいまち河津」が実現されるよう行政運営していくことを強く望み、答申といたします。

河津町第5次総合計画策定経過

日 付	内 容
令和2年3月6日～ 3月19日	町民まちづくり意向調査 実施 調査対象 … 15歳以上の町民 2,000人（住民基本台帳より無作為抽出） 調査方法 … 郵送配布・郵送回収（お礼兼督促状発送1回） 回収結果 … 有効回収数 1,112人（有効回収率 55.6%）
令和2年4月7日～ 4月17日	町職員アンケート 実施 調査対象 … 15歳以上の町民 2,000人（住民基本台帳より無作為抽出） 調査方法 … 郵送配布・郵送回収（お礼兼督促状発送1回） 回収結果 … 有効回収数 1,112人（有効回収率 55.6%）
令和2年5月19日	若手職員ワークショップ
令和2年6月18日	町長インタビュー
令和2年6月～7月	子どもによる提言 意見聴取
令和2年7月27日	第1回作業部会
令和2年8月11日	第1回庁内会議
令和2年8月11日・ 13日・17日	各課ヒアリング
令和2年8月31日	第1回河津町総合開発審議会
令和2年10月1日	第2回作業部会
令和2年10月13日	第2回庁内会議
令和2年11月4日	第2回河津町総合開発審議会
令和2年12月7日～ 12月21日	パブリックコメント 実施 実施方法 … 町ホームページ、役場窓口、図書館にて縦覧 意見書(任意様式)にて期日までに郵送またはEメールにて提出 意見件数 … 0件
令和3年1月26日～ 2月19日	第3回河津町総合開発審議会（書面）
令和3年3月5日	答申

河津町第5次総合計画

発行：令和3年3月

編集：河津町 企画調整課

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2

電話：0558-34-1924 ／ FAX：0558-34-0099

<https://www.town.kawazu.shizuoka.jp/>

